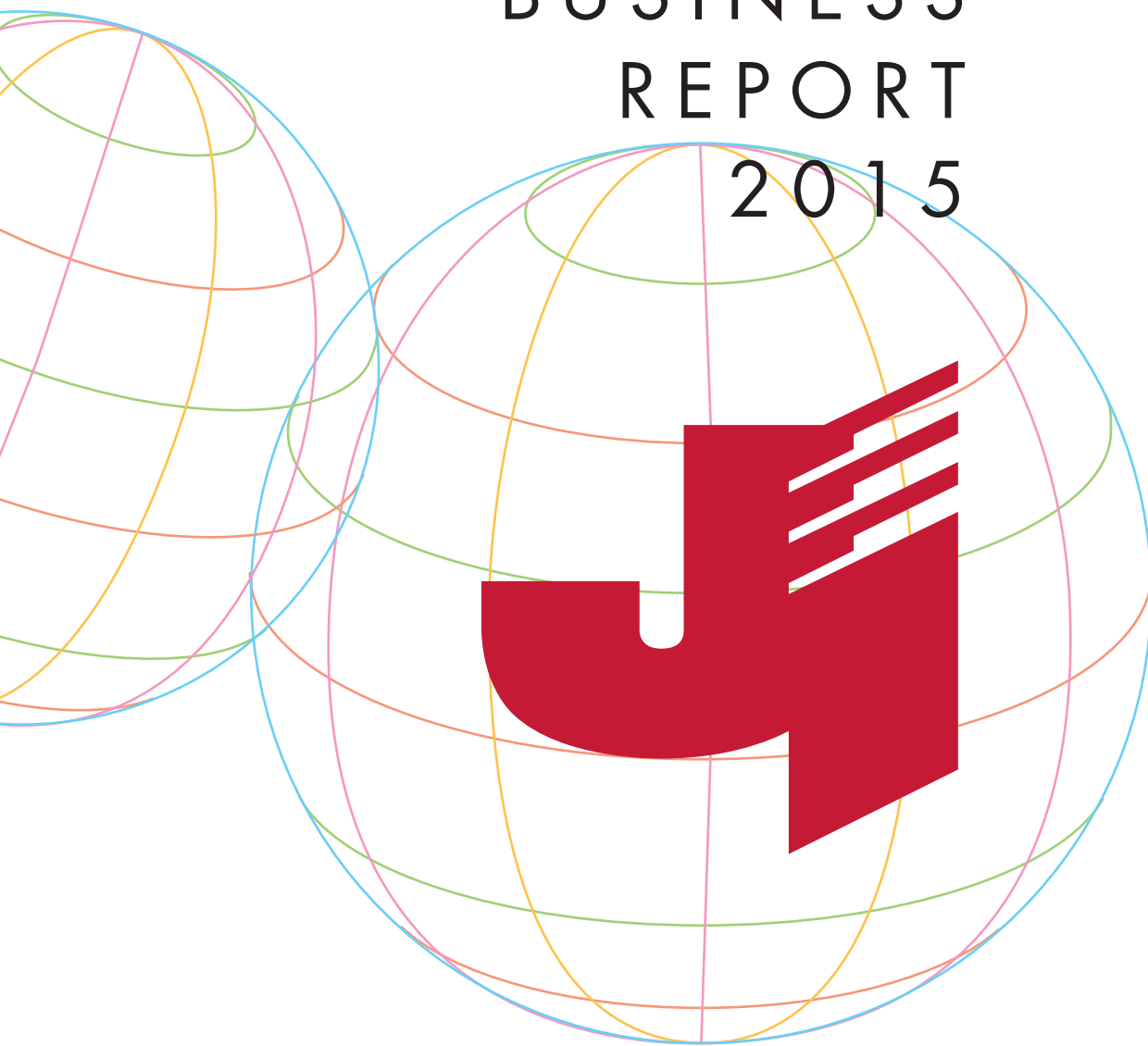


BUSINESS
REPORT
2015



ジェイアイ傷害火災保険株式会社

本誌は、「保険業法第111条」および「同法施行規則第59条の2」に基づいて作成した
ディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。

ご挨拶

日頃からジェイアイ傷害火災保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、海外旅行保険を中心に事業を営み、業界の内外から「旅行保険のエキスパート」として認められ、お蔭様で創業26年目を迎えることが出来ました。これもひとえに、皆様のご支援の賜物です。心より御礼申し上げます。

当社は、「お客様は、私たちのビジネスの原点です。」「専門性を追求し、常に成長を続けます。」「誠実で信頼される企業を目指します。」「安心と満足を全てのステークホルダーに実現します。」という経営理念を全社員が共有して、事業を進めております。

2014年度の当社のデータによりますと、海外旅行における事故発生率は3.5%であり、実に28人に1人のお客様が何らかの事故・病気等に遭われ海外旅行保険を利用されています。近年、旅行中の怪我が重傷化し現地で高額の治療費が必要になるケースも増えてきており、海外旅行保険は今や海外旅行に欠かせぬ必需品となっております。当社の社会的な役割や責任が一層重くなってきたと、社員一同、改めて気を引き締めて業務に取り組んでおります。

当社は、5ヶ年計画「中期経営計画2020」を今年度スタートしました。「特色ある保険会社としてNo.1、Only1の商品・サービス・仕組みを提供し、お客様に信頼され、選ばれ、常に成長を続けます。」というビジョンの実現に向けて、日々努力を続けております。

こうした当社の事業活動についてご理解を深めていただくために、本誌を作成いたしました。当社をご理解いただくうえで、本誌が皆様のお役に立てれば幸いに存じます。

2015年6月30日

代表取締役社長

高木 洋孝

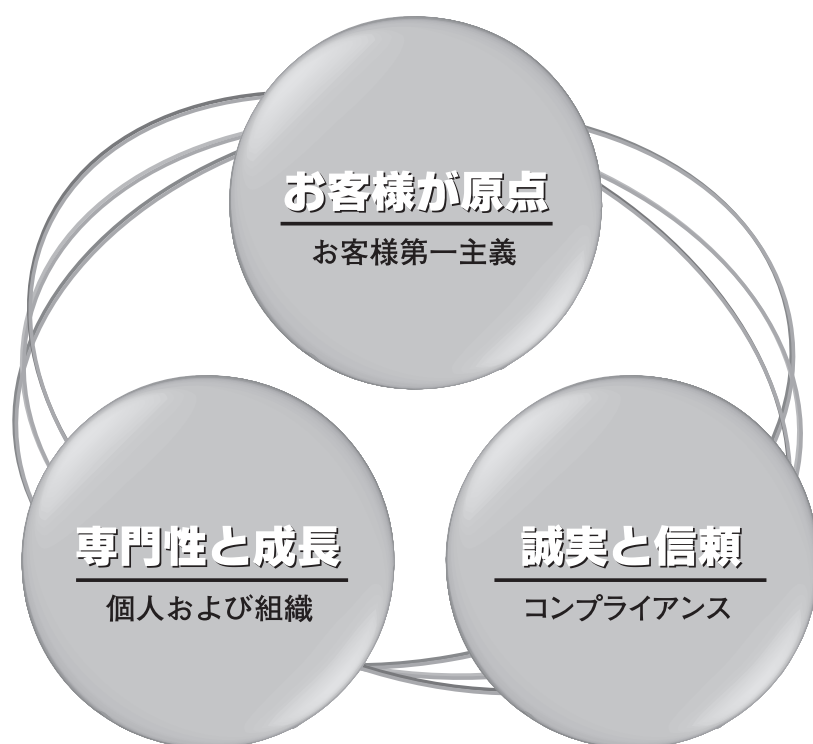
経営理念

お客様は、私たちのビジネスの原点です。

専門性を追求し、常に成長を続けます。

誠実で信頼される企業をめざします。

安心と満足を全てのステークホルダーに実現します。



安心と満足を全てのステークホルダーに実現します。

目 次

現 況

1. 主要な経営指標等の推移	5
2. 会社の特色	6
3. 経営計画	7
4. 2014年度事業の概況	8
5. トピックス	10
(1) 海外サービス体制の充実	10
(2) WEB専用海外旅行保険「t@biho たびほ」のサービス拡充	10
(3) 新たな5ヵ年計画「中期経営計画2020」の策定	10
(4) 組織の改編	10
(5) 事業継続体制の構築	10
(6) 主な商品内容・料率の改定	11
6. コーポレート・ガバナンスの態勢	12
7. 内部統制システム構築に関する基本方針	13
8. 法令遵守の体制	22
(1) 基本方針	22
(2) コンプライアンスの運営・推進の体制	22
(3) コンプライアンス・プログラム	22
(4) コンプライアンスの実現に向けて	22
9. リスク管理の体制	24
(1) 基本的な考え方	24
(2) 組織体制	24
(3) 許容するリスク	24
(4) リスク管理の目的	25
(5) リスク管理に対する取組姿勢	25
(6) リスク管理の対象となるリスクカテゴリー	25
(7) リスクの計量化	25
(8) リスクカテゴリー毎のリスク管理	25
10. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	27
(1) 第三分野保険における責任準備金積立の適切性を確保するための考え方	27
(2) ストレステストおよび負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性	27
(3) ストレステストおよび負債十分性テストの結果	27
11. 個人情報保護宣言	28
12. 反社会的勢力に対する行動指針	33
13. 利益相反管理方針	34
14. CSR（企業の社会的責任）推進に向けた活動	34
(1) 当社のCSRへの取り組み	34
(2) 損保協会の社会貢献への取り組み	37
15. 地震保険の普及・啓発	39
16. 品質向上への取組について	40
(1) 保険金のお支払状況について	40
(2) 「お客様の声」への取り組み	41
17. 取扱い商品	46
(1) 販売商品の一覧	46
(2) 主な商品改定	49

18. 各種サービスのご案内	51
19. 契約の募集	55
(1) 契約締結（募集）の仕組み	55
(2) クーリング・オフ制度	55
(3) 契約内容の確認	55
(4) 代理店の役割と業務内容	55
(5) 代理店登録	56
(6) 代理店の資質の向上	56
(7) 代理店教育	56
(8) 代理店数	56
20. 勧誘方針	57
21. 保険の仕組み	58
(1) 保険の仕組み	58
(2) 保険契約の性格	58
(3) 再保険	58
22. 約款	58
(1) 約款の位置づけ	58
(2) ご契約時の留意事項	59
(3) 約款に関する情報提供方法	59
23. 保険料	59
(1) 保険料の収受・返戻	59
(2) 保険料率	59
24. 保険金のお支払い	60
(1) 保険金のお支払いの仕組み	60
(2) 新規事故受付窓口	60
(3) 保険金請求書類の受付窓口	60
(4) 事故相談のご案内	61
25. 業務の代理・事務の代行	61
26. 損害保険用語の解説	62

会社概要

1. 会社の沿革	67
2. 会社の組織	71
(1) 当社の機構	71
(2) 国内営業体制	72
3. 株主・株式の状況	73
(1) 基本事項	73
(2) 株式の分布状況、大株主	73
(3) 資本金および発行済株式の推移	73
(4) 株主総会	73
4. 配当政策	74
5. 役員の状況	75
6. 会計監査人の状況	77
7. 従業員の状況	77
(1) 在籍数、平均年齢、平均勤続年数、平均給与	77
(2) 採用方針	77
(3) 教育研修制度	77
(4) 福利厚生制度	77
8. 社外・社内の監査・検査体制	77
(1) 社外の監査・検査	77

(2) 社内の監査	77
-----------	----

業績データ

I. 事業の概要

1. 保険の引受	78
(1) 保険料・1人当たり保険料の推移	78
(2) 受再正味保険料の推移	79
(3) 支払再保険料の推移	79
(4) 解約返戻金の推移	79
(5) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率	79
(6) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	80
(7) 出再を行った再保険者の数と 出再保険料の上位5社の割合	80
(8) 出再保険料の格付ごとの割合	80
(9) 元受正味保険金の推移	80
(10) 受再正味保険金の推移	80
(11) 回収再保険金の推移	81
(12) 未収再保険金	81
(13) 正味支払保険金・損害率の推移	81
(14) 事業費率の推移	81
(15) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率	82
(16) 保険引受利益の推移	82
(17) 契約者配当金の推移	82
2. 資産の運用	83
(1) 資産運用方針	83
(2) リスク管理体制	83
(3) 運用資産の内訳と推移	83
(4) 資産運用収益・運用資産の内訳と運用利回り推移	84
(5) 海外投融資の内訳と推移	85
(6) 公共関係投融資の内訳と推移(新規引受ベース)	86
(7) 各種ローン金利の内訳と推移	86
3. 特別勘定に関する指標	86
(1) 特別勘定資産残高	86
(2) 特別勘定資産	86
(3) 特別勘定の運用収支	86
4. 国債等の窓口販売業務	86
5. ソルベンシー・マージン情報	87

II. 経理の状況

1. 計算書類	89
(1) 貸借対照表	89
(2) 損益計算書	95
(3) 株主資本等変動計算書	97
(4) キャッシュ・フロー計算書	98
(5) 貸借対照表(主要項目)の推移	99
(6) 損益計算書(主要項目)の推移	100
(7) 1株当たり純資産の推移	100
(8) 1人当たり総資産の推移	100
2. 資産・負債の明細	101
(1) 預貯金の内訳と推移	101
(2) 保有有価証券の内訳と推移	101
(3) 保有有価証券の内訳別利回りの推移	101

(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高	101
(5) 業種別保有株式の内訳と推移	102
(6) 貸付金の残存期間別残高	102
(7) 貸付金担保別内訳と推移	102
(8) 貸付金使途別内訳と推移	103
(9) 貸付金の業種別内訳と推移	103
(10) 貸付金企業規模別内訳と推移	103
(11) 貸付金地域別内訳と推移	103
(12) 国内企業向け貸付金残存期間別残高	103
(13) 劣後特約付貸付残高	103
(14) 貸付金償却の額	103
(15) 住宅関連融資	103
(16) リスク管理債権の推移	104
(17) 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の状況	104
(18) 債務者区分に基づいて区分された債権	104
(19) 有形固定資産及び有形固定資産合計の 残高	104
(20) その他資産明細表	104
(21) 支払承諾の残高内訳と推移	105
(22) 支払承諾見返の担保別内訳	105
(23) 長期性資産	105
(24) 保険契約準備金の推移	105
(25) 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況 (ラン・オフ・リザルト)	106
(26) 事故発生からの期間経過に伴う 最終損害見積り額の推移表	106
(27) 責任準備金の残高の内訳	107
(28) 引当金明細表	108
(29) 資本金等明細表	108
3. 損益の明細	109
(1) 有価証券売却損益及び評価損明細表	109
(2) 有価証券等の時価情報	109
(3) 固定資産等処分損益及び評価損明細表 (2014年度)	111
(4) リース取引	111
(5) 事業費の内訳と推移	111
(6) 減価償却費明細表	112
(7) デリバティブ取引情報	112
(8) 連結貸借対照表	112

III. 子会社等について

IV. 財務諸表の適正性・内部監査の有効性について

V. 損害率の上昇に対する経常利益の変動

現 況

1 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

項 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	14,646 (8.6%)	15,076 (2.9%)	15,860 (5.2%)	15,497 (△2.3%)	15,551 (0.4%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	△51 (△105.4%)	170 (△432.2%)	702 (311.6%)	517 (△26.2%)	86 (△83.3%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	15,161 (8.2%)	15,967 (5.3%)	16,480 (3.2%)	16,196 (△1.7%)	16,412 (1.3%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	295 (△75.9%)	522 (76.8%)	948 (81.6%)	1,028 (8.4%)	840 (△18.2%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	126 (△83.0%)	△150 (△219.4%)	593 (△494.3%)	621 (4.7%)	300 (△51.6%)
正味損害率 (損害調査費含む)	39.3%	39.5%	37.5%	40.1%	41.6%
正味事業費率 (損害調査費除く)	55.4%	55.1%	53.8%	55.6%	55.4%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	320 (△1.4%)	278 (△13.1%)	213 (△23.4%)	212 (△0.4%)	220 (3.6%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.46%	1.28%	0.95%	0.95%	1.00%
資産運用利回り (実現利回り)	1.86%	1.86%	1.36%	2.44%	3.57%
時価総合利回り (参 考)	0.36%	2.23%	3.71%	2.45%	4.43%
運用資産	21,604	22,403	23,416	23,204	21,806
責任準備金残高	12,111	13,112	13,017	13,245	13,422
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	18,883	17,785	21,192	21,674	20,579
ソルベンシー・マージン比率	2,224.7%	1,504.5%	1,431.3%	1,439.8%	1,434.4%
配当性向	793.0%	—	168.5%	160.9%	99.7%
資本金 (発行済株式総数)	5,000 (100,000株)	5,000 (100,000株)	5,000 (100,000株)	5,000 (100,000株)	5,000 (100,000株)
純資産額	10,093	8,987	9,442	9,074	8,533
総資産	26,221	26,639	27,646	27,528	27,200
特別勘定として経理された資産額	—	—	—	—	—
従業員数	191名	196名	194名	196名	250名

【代表的な経営指標の用語説明】

①正味収入保険料

個人や企業などの一般の契約者から引き受けた保険料(元受保険料)に他の保険会社から引き受けた受再保険料を加え、他の保険会社に支払った出再保険料を控除した保険料をいいます。積立保険を取り扱っている場合には、積立保険料のうち、積立部分の保険料も控除します。

②保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減した保険引受損益をいいます。

その他収支は、自賠責保険等に係る法人税相当額などをいいます。

③経常利益

通常の経営活動を通じて毎期経常的に生じる利益をいいます。(損失の場合は経常損失)損害保険会社の場合、保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益の合計である経常収益から、保険引受費用、資産運用費用、営業費及び一般管理費、その他経常費用の合計である経常費用を引いたものになります。

④正味損害率

保険金支払業務に係る社費である損害調査費と正味支払保険金の合計額を正味収入保険料で除した割合を正味損害率といます。

(正味支払保険金÷損害調査費)÷正味収入保険料

⑤正味支払保険金

元受保険に係る支払保険金と受再保険に係る支払保険金の合計から出再保険により回収した保険金を控除した保険金を正味支払保険金といます。

⑥正味事業費率

保険引受に係る営業及び一般管理費と諸手数料及び集金費の合計を正味収入保険料で除した割合を正味事業費率といます。

(保険引受に係る営業費及び一般管理費÷諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料

⑦当期純利益

経常利益に特別損益を加え、法人税及び法人住民税を控除し、法人税等調整額を加減した最終的な利益をいいます。(損失の場合は、当期純損失)

⑧ソルベンシー・マージン比率

予測を超えて保険事故が発生するリスクや、資産運用をめぐるリスク等に対して自己資本や準備金等の支払余力(ソルベンシー・マージン)がどの程度あるかを表した指標の一つです。200%以上であれば保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるとされています。具体的な支払余力及びリスクについては、p.87のソルベンシー・マージン情報を参照してください。ソルベンシー・マージン比率については2011年度より算出に係る法令等が改正されており、2010年度以前と2011年度以降の比率はそれぞれ異なる基準によって算出されています。

⑨純資産額

総資産額から総負債額を引いたものをいいます。

⑩総資産

貸借対照表の「資産の部」の合計額のことをいいます。

2 会社の特色

■世界規模から生まれる安定した経営体制

当社は、国内の旅行業最大手のJTBグループと、世界的な規模で損害保険事業を展開しているAIGグループとの合併会社です。この両グループの支援体制が当社の経営を安定したものとしています。

■旅行保険のエキスパート

当社の収入保険料の約80%は旅行保険が占めています。「旅行保険のエキスパート」として、その専門性を支えているのがワールドワイドなサービスネットワークです。

JTBグループの774カ所の国内店舗網、516カ所の海外拠点、多様な事業領域を有する174のグループ会社、また、JTBグループを含む920余りの保険代理店による万全の販売・サービスネットワークを展開しています。

また、日本人旅行者の多い海外の主要55都市にお客様対応デスクとして「Jiデスク」を設置し、ご旅行先でのトラブルの際、「現地で的確に」「迅速に（リアルタイムで）」「専門のスタッフが日本語で」対応できる体制を整えています。当社ならではの独自のシステムで、お客様の安心で快適なご旅行をサポートしてします。

■お客様満足度の高い会社

当社では、保険金をお支払いしたお客様にアンケート調査にご協力いただき、事故の受付から保険金支払いまでの事故対応について、意見をお伺いしています。その結果は「満足・やや満足・普通」の回答が96.4%（2015年3月31日時点）に達しており、大多数のお客様から高い評価をいただいていると受けとめています。

「お客様に、より満足いただく」ことを目指して、お客様を取り巻く多様化するリスクに

的確に対処、アドバイスができるようリスクコンサルティングにも注力しています。

■クリエイティブで自由闊達な社風

創業以来、役員から若い社員まで率直に意見を交わすことができる「自由闊達な社風」づくりを進めてきました。社員一人ひとりが、創意工夫して課題を解決し、協調して独自の企業文化を創出してきました。社員の英知を集め、当社を取り巻く環境変化に柔軟に対応できる活力ある企業づくりを、今後とも目指してまいります。

3 経営計画

2014年度は「経営5ヵ年計画2014」の最終年度でありましたが、残念ながら目標を達成することができませんでした。2015年度は、

少子高齢化や人口減少の進展、海外旅行者数の頭打ち、WEB化のさらなる推進といった外部環境の変化への対応を主眼とした新たな5ヵ年計画「中期経営計画2020 “Innovation for 2020～ジェイアイ新時代へ～”」の初年度として、全社一丸となって事業運営を進めていく所存です。

ビジョン

特色ある保険会社として、No.1、Only1の商品・サービス・仕組みを提供し、お客様に信頼され、選ばれ、常に成長を続けます。
社員一人ひとりが自主性・創造性を発揮し、やりがいと誇りをもてる企業を実現します。

2020年に到達すべき目標

更なる人口減少・少子高齢化等、より厳しい外部環境にあっても成長できる企業体力・事業構造・企業風土の実現

お客様	ニーズにあった商品・サービス、及び事故への備えの安心感・事故対応への高い満足感の提供 誰にでもわかり易い商品内容と手続の多様化・簡素化
代理店	ジェイアイの商品を販売することによる安心感とお客様からの満足感の獲得 簡素な事務手続と募集コンプライアンスリスクへの極小化
株主	投資に対する安定的・継続的な利益還元 ジェイアイを結節点とした両グループのシナジー効果の創出
社員	衡平感のある評価、処遇により挑戦と成長を続ける集団
社会	契約者保護、財務の健全性、コンプライアンス遵守により、社会へ貢献する企業

数値目標＜2019年度目標＞

収入保険料：200億円 コンバインドレシオ：93.1%

基本戦略

- 外部環境変化への対応
- 既存事業の深耕による元受収入保険料の拡大
- オペレーションの効率化とコンプライアンスリスクの低減
- 全てのお客様の知覚価値の向上
- 中期戦略遂行を可能とするシステムへの変革
- 持続的な成長を可能にする強固な事業基盤と企業体質の構築

4 2014年度事業の概況

■事業環境

当期の日本経済は、4月の消費税増税による消費マインドの低下が続きましたが、徐々に消費税率引き上げの影響は和らぐとともに、2015年10月に予定されていた消費税10%への増税の延期や、経済政策等の好影響もあり、全体としては緩やかな回復基調が続きました。また、10月末に日銀が追加金融緩和を実施したことで、ドル・円相場は下落し、急速な円安が進んだ一方で、円安は、わが国経済にプラスの効果をもたらすとみられて日経平均株価は大きく上昇しました。このような状況下で、訪日外国人旅行者数は1,467万人と前期から368万人と大きく増加したものの、海外旅行者数は前期を3.5%下回り1,667万人となりました。

損害保険業界においては、例年に比較し自然災害が少なかったことや金融市場が堅調であったこと、料率や制度改定の効果もあり、大手を中心に増収増益基調の見通しです。

こうした中、当社では、「収入保険料の拡大」、「収益性の改善」、「内部管理態勢の強化」を戦略の軸として掲げ、事業運営を図ってきました。特に内部管理態勢の強化については、オペレーションの二重化を図るために佐賀サービスセンターを6月に開設し、また、第2データセンターを2月に高松に設置するなど事業継続体制構築の準備を進めてきました。

■営業活動

収入保険料は、前期比0.1%、18百万円増の16,271百万円となりました。

海外旅行保険は、主要代理店であるJTBの海外旅行者数が前期比約7%減と大きく落ち込んだなかで、申込書印字システム「FACE」の活用による単価の向上により、全社実績は前期比で3%程度の減少に留めることができました。また、企業包括契約の大学を中心と

した推進による増収に加え、外国人技能実習生保険の開発により新たなマーケットを獲得することができました。

大学マーケットでは、危機管理に関するサービス（具体的な事例対応や広報対応に関わるセミナー、危機管理マニュアル作成支援、留学生向け危機管理セミナー、教職員向けシミュレーション訓練等）を実施し、加えて現地医療機関の確認や事故報告スキームの確立等広範囲のサービスをご提供できたことで、既契約者への危機管理体制構築支援や新規契約拡大に繋がりました。

また、大型団体やサッカー世界大会などの世界的なイベント等においては、個別に現地サポート体制を構築し、重大事故などの大きなトラブルもなく無事に終えることができました。

WEB専用海外旅行保険「t@biho（たびほ）」は、獲得契約件数、被保険者数とも着実に実績を伸ばしております。

国内旅行保険は、申込書印字システム「FACE」の活用を促進しましたが、国内旅行者が6%弱減少したことにより、前期比1.1%減となりました。

旅行保険以外の一般種目は、合計で前期比0.4%の減となりました。

商品面では、4月に海外旅行保険等の旅行保険商品について、直近の保険成績を反映した料率改定を行うとともに、一部補償項目に年齢別料率を導入するなど、保険成績安定のための改定を行いました。また、7月に、家財を保険の対象とするリビングサポート保険等に付帯する地震保険について、最新の研究データ等に基づく料率改定を行うとともに、地震保険割引率の拡大、地震保険割引の確認資料の拡充などを行い、利便性の向上を図りました。

■保険金のお支払いの状況

保険金の支払では、事故発生件数が前期比7.9%増加し、また、高額支払事案も増加したことにより、損害率は上昇しました。こう

した状況の中、保険金支払に関するお客様満足度調査の結果は、「満足」と「やや満足」の合計が92.5%と、前期よりはやや低下したものの、引き続き高い水準を維持することができました。

■品質向上に向けた取り組み

業務品質向上では、業務品質基準の達成に向けて、KPIや態勢整備の達成状況の確認・検証に基づき、課題を設定し改善を行うPDCAサイクルの定着の取り組みを推進しました。お客様の声に基づく改善の取り組みでは、お寄せいただいたお客様の声の分析に基づき、改善対応を実施することにより品質向上を図っています。また、保険金請求に関する不服申出制度の運用においては、保険金支払再審査委員会における審議等の実施により、適切な保険金支払の推進を図っています。

■保険の引受の状況

保険引受収益のうち正味収入保険料は、前期比0.4%増の15,551百万円となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は、前期比2.8%増の5,826百万円となりました。これに、637百万円の損害調査費を含めた正味損害率は、41.6%と、前期比1.5ポイントの増加となりました。また、保険引受に係わる営業費及び一般管理費は、前期比1.0%増の3,903百万円となりました。この結果、損害調査費を除く正味事業費率は、55.4%となり、前期比で0.2ポイントの減少となりました。なお、保険引受収益から保険引受費用および保険引受に係わる営業費及び一般管理費を差し引いた保険引受利益は、前期の517百万円の利益から431百万円減少し、86百万円の利益となりました。

■資産の運用の状況

資産運用は、債券の長期保有を主体とした安定運用を基本としてきた結果、利息及び配当金収入は、前期比3.6%増の220百万円となりました。また、有価証券売却損益及び評

価損は、前期の332百万円の利益から562百万円に増加しました。この結果、資産運用損益は、前期比43.9%増の768百万円となりました。

■当年度の収益

経常収益は、保険引受収益が15,568百万円、資産運用収益が788百万円、その他経常収益が55百万円となった結果、前期と比較し216百万円、1.3%増の16,412百万円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が11,578百万円、営業費及び一般管理費が3,973百万円となった結果、前期と比較し、404百万円、2.7%増の15,572百万円となりました。

経常利益は、前期と比較して18.2%減の840百万円となりました。また、特別損益を加減した税引前当期純利益は、前期比26.1%減の752百万円となり、法人税等合計を差し引いた当期純利益は、前期比320百万円減の300百万円となりました。

■資産の状況

資産の状況は、当期の総資産が27,200百万円となり、前期比1.2%減の327百万円の減少となりました。一方、運用資産につきましては21,806百万円となり、前期比6.0%減の1,397百万円の減少となりました。

5 トピックス

(1) 海外サービス体制の充実

①大型団体・大規模なイベントへの対応

当社では、大型団体や大規模なイベントを対象に、現地事故対応を行っております。2014年度はブラジルワールドカップの開催期間中、特別なサービス体制としたことで大きな事故やトラブル等もなく、無事に終了することができました。

②大学等の学校法人様向けサービスの提供

当社では、大学を中心とした学校法人様向けに危機管理サービスを提供しています。2014年度も一層充実したサービスの提供に努めた結果、多くの大学から評価をいただくことができました。

③事故に関する広報

毎年実施している事故頻度や高額事故例などのプレスリリースにより海外旅行保険の必要性を周知しており、徐々にマスコミ各社の認知度も高まっています。

(2) WEB専用海外旅行保険「t@biho たびほ」のサービス拡充

①WEB専用海外旅行保険「t@biho たびほ」ご利用のお客様に対して、スマートフォンアプリ「t@biho スマートガイド」のサービスを開始しました。

本アプリは、ご旅行中の滞在国に応じたキャッシュレス病院の情報が確認でき、万一病気やケガにより現地医療機関で受診される際、医療関係者とのコミュニケーションをサポートする機能も備えております。またご帰国後には「t@biho たびほ」ホームページのWeb事故受付機能と連携し、保険金請求をスムーズに行なう事が出来ます。

今後もより多くのお客様に「t@biho たびほ」をご利用いただけるよう、さらなる

サービスの向上に努めてまいります。

②仙台空港において、自動販売機に替わる新たな保険のご加入方法として、デジタルサイネージ（電子看板）と無線LANアクセスポイントを一体にした新たな販売筐体を提供し、お客様のスマートフォンで保険にご加入いただけるサービスを開始しました。このデジタルサイネージは、保険ご契約の機能だけではなく、空港をご利用の方ならどなたでもインターネットへ接続が出来る無料Wi-Fiスポットとしても利用できます。

(3) 新たな5ヵ年計画「中期経営計画2020」の策定

加速度的に変化を遂げる事業環境にあっても成長を続けられる会社を目指し、2015年度からスタートする新たな5ヵ年計画「中期経営計画2020 “Innovation for 2020” 〜ジェイアイ新時代へ〜」を策定しました。

(4) 組織の改編

「中期経営計画2020を見据え、戦略実行面におけるスピード強化、指揮命令系統のシンプル化、および全社最適視点での業務執行の強化を目指した体制整備を図るため、2015年3月に以下の組織改編を実施しました。

- ・首都圏支店に法人営業支店を統合しました。
- ・業務品質管理部、法務・コンプライアンス部およびリスク管理部の三部を統合し、業務管理部に改編しました。
- ・経理部と財務部を統合し、経理財務部に改編しました。

(5) 事業継続体制の構築

大規模災害時の事業継続を目的として、2014年6月に佐賀サービスセンターを開設し、本店よりお客様や代理店からの各種問

合せ業務、一部の契約事務および保険金支払業務を移管するなどした新たな体制をスタートしました。また、第2データセンターを2015年2月に高松に設置し、大規模災害発生時の業務継続に必要なITリソースを別サイトに準備することによる事業継続体制構築の準備を進めてきました。

(6) 主な商品内容・料率の改定

2014年度における改定は以下のとおりです。

《海外旅行保険》

2014年4月1日以降の旅行開始契約について、以下の改定を行いました。

- ・ 自社の保険成績の動向および参考純率の改定により保険料率を改定し、年齢別料率の導入を行いました。
- ・ 後遺障害保険金の支払について、「後遺障害保険金支払区分表」に基づく支払方式から、政府労災に準拠した「後遺障害等級表」に基づく支払方式に改定しました。
- ・ 「旅行キャンセル費用補償特約」、「旅行中断費用補償特約」、「緊急歯科治療費用補償特約」を販売しました。
- ・ 上記の他、特約の統合、法改正および表現の明確化等の約款改定等を行いました。

《国内旅行保険》

2014年4月1日以降の旅行開始契約について、以下の改定を行いました。

- ・ 参考純率の改定に伴い、保険料率を改定しました。
- ・ 後遺障害保険金の支払について、「後遺障害保険金支払区分表」に基づく支払方式から、政府労災に準拠した「後遺障害等級表」に基づく支払方式に改定しました。
- ・ 入院保険金、手術保険金、通院保険金

の見直しを行いました。

- ・ 上記の他、法改正および表現の明確化等の約款改定等を行いました。

《旅行事故対策費用保険》

2014年4月1日以降の保険責任開始契約について、以下の改定を行いました。

- ・ 「保険金支払責任拡大特約（入院3日型）」、「保険責任延長特約」を販売しました。これにより、保険金支払条件において入院日数を7日以上としている条件について3日以上に緩和すること、保険責任の終期について海外旅行保険、国内旅行保険と同様の自動延長（海外72時間、国内48時間）が可能となりました。

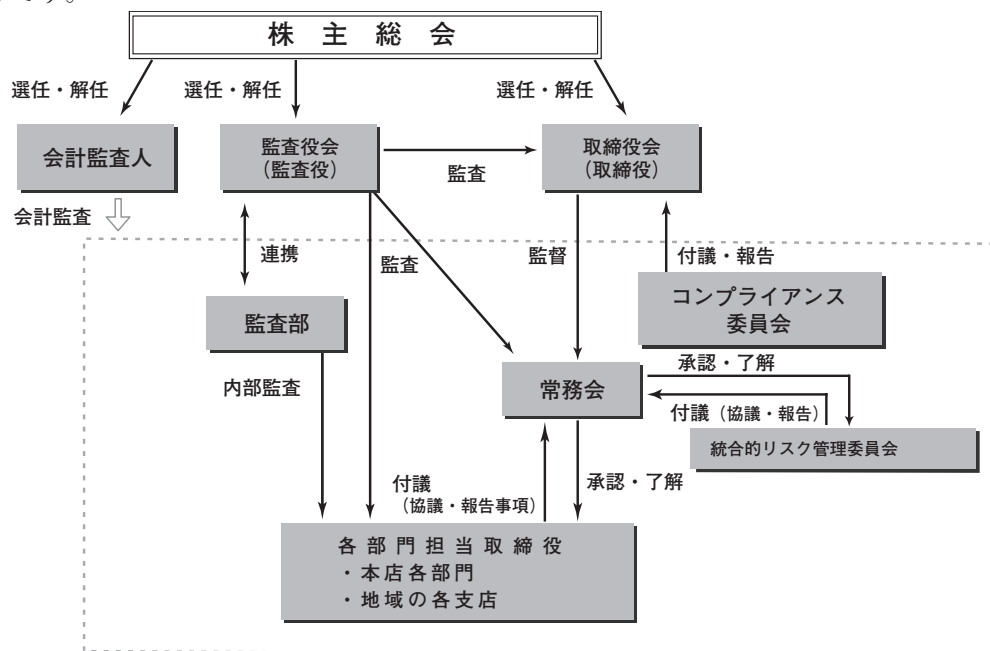
《地震保険》

2014年7月1日以降の保険責任開始契約について、以下の改定を行いました。

- ・ 東日本大震災等を踏まえ、最新の研究データ等に基づき保険料を改定しました。
- ・ 「免震建築物」および「耐震等級3または2に該当する建物」について、これまでの地震での被害実態等を考慮し、割引率を拡大しました。
- ・ 割引適用を利用しやすくするように確認資料を拡充しました。

6 コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、「お客様が原点」という経営理念にもとづき、安心と満足をすべてのステークホルダーに実現するためのコーポレート・ガバナンス態勢を構築しており、その態勢の概要は次の図のとおりです。



(1) 取締役会・監査役会

取締役会は常勤取締役6名、非常勤取締役6名の計12名で構成されています。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されています。非常勤（社外）監査役と当社との間には特別な利害関係はありません。

(2) コンプライアンスの推進態勢

法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題の一つと位置付け、「内部統制基本方針」を定め、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの一層の徹底を図っています。また、違反行為等の防止のため社内通報制度を設け、運用しています。

(3) リスクの管理態勢

全社的なリスク管理の体制および方針、リスク管理の運用・検証に関し、常務会に対する諮問機関として、またリスク管理の枠組みが有効に機能・維持され、基準が遵守されているかを検証する監視機関として、「統合的リスク管理委員会」を設置しています。また、基本方針の策定等、リスク管理に関する重要事項については常務会で協議の上、取締役会で審議・決定することとしています。

(4) 内部監査態勢

監査方針と重点監査項目を定め内部監査を実施しており、問題点は被監査部門に改善方法を提言しています。また、監査結果は常務会メンバーに報告し、概要および重要と認められる事項については取締役会に報告しています。

(5) 業務執行に関する意思決定プロセス

会社の全般的方針および重要な業務執行に関する事項については、常勤取締役6名、常勤監査役1名で構成する常務会で協議し、決定しています。

7 内部統制システム構築に関する基本方針

当社では会社法および会社法施行規則にもとづき、取締役会において「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築および体制整備に努めております。

内部統制基本方針

第1編 総則

1. 目的

この基本方針は、当社の経営理念の具現化に向け、内部統制態勢全般の整備および運営に関する基本的な事項を定めることにより、会社業務の適正を確保することを目的とする。

2. 定義

内部統制とは、会社業務の適正を確保するための態勢を有効に機能させることをいう。また、それを達成し得る組織を整備・運用し、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守ならびに資産の保全を業務の目的として組み込み、全ての役職員によって遂行されるプロセスを指す。

3. 内部統制態勢の整備

当社は、当社の経営理念、事業の状況、財務の状況等を前提とし、業務の適正の確保の目的を達成するために、以下のとおり内部統制態勢の整備を行う。

(1) 取締役会による基本方針の決定と監督及び取締役の役割

取締役会は、内部統制の整備および運営に関する基本方針を決定し、常務会による内部統制の執行を監督する。

取締役は、善管注意義務・忠実義務を持って適正な内部統制の実現を図る。

(2) 組織・業務分掌・職務権限・規定

取締役会等は、経営理念及び事業計画を達成するために会社の経営組織および各組織の分掌業務を定め、業務執行の責任と権限を明らかにした職務権限を定めるとともに、この基本方針に基づき、必要な規定等を整備する。

(3) 内部統制態勢の検証

各組織は、自らが分掌する業務において適時に内部統制態勢の適正性を検証するとともに、検証結果について取締役会等に報告する。

取締役会等は、検証の有効性及び内部統制態勢の適正性を確認し、必要に応じて、組織・分掌業務・職務権限又は規定の改定を実施する。

(4) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定

款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の職務の執行にあたっては法令等の遵守が最重要事項であることを徹底するとともに、遵守する体制を整備する。
- ② 当社の事業活動において法令等の遵守違反あるいはその可能性のある事項を早期に発見し是正する体制を整備する。

(5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に検索が可能な状態で保存・管理するとともに、閲覧可能な状態を維持する。

(6) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社の健全性、収益性、あるいは信用等を失うような損害を未然に防止するための管理体制を整備する。

(7) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として3ヶ月に1回以上、定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 事業活動における迅速かつ効率的な意思決定を可能とするため常勤取締役をメンバーとする常務会を設置し、その役割および権限等は上記(2)で定められた規定に従うものとする。
- ③ 経営方針を踏まえた経営計画を定め、当社が達成すべき目標を明確化するとともに、この経営計画に基づく具体的施策として年度ごとに事業計画を策定し、実施する。

4. 内部統制態勢にかかる領域・項目

内部統制態勢にかかる領域および項目は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス
- (2) 商品開発
- (3) 業務品質の向上
- (4) 保険募集管理
- (5) お客様保護等管理
- (6) 情報資産保護管理

- (7) リスク管理
- (8) 反社会的勢力への対応
- (9) 財務報告の信頼性確保と情報開示
- (10) 内部監査

5. 監査役による対応

内部統制の推進にあたっては、監査役・監査役会への報告体制を整備する等、監査役との連携を図り、法令等に従って監査が実効的に行われることを確保する。

(1) 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制

- ① 監査役職務を補助すべき従業員を監査役がおくことを求めた場合には、監査役補助者を任命することとし、その決定には監査役の同意を得る。また当該従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については監査役会の承認を得ることとする。
- ② 監査役補助者は、監査役会の業務を行うときは監査役の指揮命令に従い、当該指揮命令に関しては取締役会等あるいは取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(2) 監査役への報告および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、常務会その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決議を行った重要な稟議書類等をいつでも閲覧することができる。
- ③ 取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- ④ 取締役および従業員は、業務または経営に重大な影響を与える事項が発生した場合、また、法令等違反その他のコンプライアンス上の問題が生じた場合には監査役へ速やかに報告する。
- ⑤ 取締役会等は、監査の実効性を確保するために、監査役が取締役、従業員、会計監査人等の間で積極的な意見・情報の交換ができる体制および必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備するものとする。

6. 改廃

この基本方針の改廃は、常務会の審議を経て、取締役会が決定する。

第2編 コンプライアンス

1. 基本的な考え方

当社は、損害保険事業の公共的使命と社会的な責任

を認識し、業務の健全かつ適切な運営の確保および信頼される企業を目指して、全ての事業活動においてコンプライアンスの推進を図る。

2. 重点とする事項

(1) 法令等の遵守

法令、各種ルールおよび社内規定等を遵守し、社会的規範・企業倫理に基づいた公正で公平な事業活動を行う。

3. コンプライアンス遵守態勢の整備

コンプライアンスを推進し、取締役を含む全ての従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) コンプライアンスプログラム

コンプライアンス体制の一層の充実と強化を図り、真のコンプライアンス確立のために会社全体の実施計画であるコンプライアンスプログラムを年度ごとに策定する。

(2) 規定・マニュアル等

全ての従業員が業務の遂行に際して遵守すべき事項を定めた「社員行動規範」および適正な法令等遵守態勢の確立を定めた「法令等遵守規定」を整備し、それに基づき必要な規定・マニュアル等を整備する。

(3) 体制

① 委員会

コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連情報を基に、コンプライアンス態勢の実効性ならびにコンプライアンスプログラムを評価し、取締役会に報告する。

② 統括責任者および統括部門

全社のコンプライアンスの統括責任者として、コンプライアンス統括責任者を設置する。また、コンプライアンスの統括部門を設置し、コンプライアンスに関する体制の構築・維持・向上を推進する。

③ コンプライアンス責任者

各部門におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、各部門の部門長をコンプライアンス責任者とする。

第3編 商品開発

1. 基本的な考え方

当社で取扱う全ての保険商品が、お客様等の保護を図りかつ収益性を確保するよう、商品の開発および改

廃に係る業務の健全かつ適切な運営を確保する。

2. 重点とする事項

- (1) 保険契約の内容が、お客様等の需要および利便等の社会的適合性を有するものであり、お客様等の保護に欠けるおそれのないものとする。
- (2) 保険契約の内容が、公序良俗に反し、または反する行為を助長し、もしくは誘発するおそれのないものとする。また、その他法令等の定め反するものでないこととする。
- (3) 保険契約の内容および保険料が、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこととする。
- (4) 保険料および責任準備金等が、保険数理に基づき合理的かつ妥当であり、収益性を確保するものであることとする。

3. 商品の開発および改廃にかかる態勢の整備

適正な商品開発および改廃を実現するために、以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) 規定・マニュアル等

商品開発等の決定にかかる必要な事項等を定めた「保険商品の開発および改定に関する規定」を整備するとともに、その他必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制

① 委員会等

保険商品の開発または改廃を行うにあたり、募集面、法制面等あらゆる観点から検証を行い、総合的に協議することを目的とした委員会等を設置する。

② 商品開発部門

商品の開発および改廃等を行う商品開発部門を設置する。

第4編 業務品質の向上

1. 基本的な考え方

業務品質の向上を図ることにより、当社の経営理念に基づく安心と満足のお客様への提供を具現化する。

2. 重点とする事項

- (1) 業務の健全・適切な運営、公正な保険募集を確保し、適切なお客様保護を実現するために保つべき品質レベルを業務品質基準として策定する。
- (2) 業務品質の向上を実現するために、業務品質基準に基づく強固な内部管理態勢を「業務管理レベル」

「業務遂行レベル」の階層で整備する。

3. 業務品質の向上に係る態勢の整備

(1) 規定・マニュアル等

業務品質向上の実効性確保に係る基本的事項を定めた「業務品質の向上に関する規定」を策定し、その他業務品質の向上に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制

業務管理レベルを担う部門を設置し、業務品質基準の策定および業務品質基準を前提とした管理態勢を整備する。

第5編 保険募集管理

1. 基本的な考え方

当社は、お客様に安心と満足を提供しお客様から信頼を得るために、業務の健全かつ適切な運営の維持、保険募集の公正およびお客様の保護を実現できる保険募集管理態勢を整備する。

2. 重点とする事項

- (1) 保険募集に関する法令等について、目的や主旨を十分に理解し、公正かつ適切に法令等を遵守した保険募集を実現する。
- (2) 保険募集の適正性を確保するための社内態勢や制度を確立し、全ての役職員・代理店・募集人に対する教育・指導を徹底する。
- (3) お客様が意向と実情に沿った適切な保険商品を選択できるよう保険契約の重要な事項について十分に説明し、お客様が理解できるように努める。

3. 保険募集管理態勢の整備

適正な保険募集管理の確立および推進をするために、以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) 規定・マニュアル等

保険募集に関して遵守すべき事項を具体的に示した「保険募集コンプライアンスマニュアル」を策定するとともに、「保険募集に関する管理規定」その他保険募集管理の業務遂行のために必要な規定・マニュアル等を整備する。また、保険募集における勧誘行為の適正性の確保に関する事項等を定めた「勧誘方針」を策定し、公表する。

(2) 体制

① 委員会等

新たな募集方法および募集形態等を実行する場合、その適切性を検証することを目的とした

委員会等を設置する。

② 管理部門

保険募集管理が適正に機能するよう全社的な態勢整備を行う「保険募集（態勢）管理部門」および保険募集管理の遂行に関する事項の企画・立案・推進を実行する「保険募集（業務）管理部門」を設置する。

第6編 お客様保護等管理

1. 基本的な考え方

当社は、お客様の保護および利便の向上の重要性を認識し、保険契約管理および保険金等支払いに関する迅速性および適切性を確保するなど適正なお客様保護等管理態勢を整備する。

2. 保険契約管理

(1) 目的

保険契約の成立、保全にかかる一連の業務において、迅速性および適切性を確保し、当社のお客様の保護および利便性を図る。

(2) 重点とする事項

- ① お客様の保護の観点から迅速・適切な保険契約管理を行う。
- ② 全ての役職員および代理店に対し、保険契約業務における迅速性および適切性が重要であることを周知徹底する。
- ③ お客様の保護および利便性の向上の観点から、保険契約業務の遂行状況および保険契約管理の整備状況を検証の上評価し、必要に応じて見直しを図る。
- ④ 保険契約業務の遂行および保険契約管理の整備上、不適切な事象が発生した場合には、適切に対処する。

(3) 保険契約管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

保険契約管理に係る基本的事項を定めた「保険契約管理に関する管理規定」を策定し、その他保険契約業務および保険契約管理に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

保険契約管理が適正に機能するよう全社的な態勢整備を行う「保険契約管理（態勢）管理部門」および保険契約管理の遂行に関する事項の企画・立案・推進を行う「保険契約管理（業務）管理部門」を設置する。

3. 保険金支払管理

(1) 目的

保険金の支払業務が保険会社の最も重要な機能の一つであることを深く認識し、迅速かつ適正な保険金の支払を行う。

(2) 重点とする事項

- ① お客様保護の観点から、迅速・適正・誠実な対応を行う。
- ② 保険金の支払業務に係る社員に対して、中長期にわたる人材の育成と能力の開発・向上に努める。
- ③ 保険金の支払業務が適正に行われるよう、事務処理態勢の充実、システム開発投資、人員配置等の経営資源の配分を適切に行う。
- ④ 各種法令・社内規定等を遵守するとともに、不当な保険金の請求に対しては、断固たる姿勢で対応する。

(3) 保険金支払管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

迅速・適切な保険金支払業務および公正かつ厳密な保険金支払管理業務について基本的事項を定めた「保険金支払に関する管理規定」を策定し、その他保険金支払に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

保険金支払に関する態勢整備を統括する「保険金支払（態勢）管理部門」および保険金支払に係る事務全般を統括管理する「保険金支払（業務）管理部門」を設置する。また、保険金支払結果に対してお客様が不服を申し立てた案件について、改めての審議を行う「保険金支払再審査委員会」を設置する。

4. お客様の声への対応管理

(1) 目的

お客様の声を真摯に受け止め、誠実かつ迅速な対応を行うとともに、商品・サービスの改善に努める。

(2) 重点とする事項

- ① お客様の声への対応を最優先の課題と位置づけ、迅速、適切かつ誠実に対応する。
- ② お客様の声に常に傾聴の姿勢で、積極的に収集に努める。
- ③ お客様の声を商品・サービスの改善に活かし、お客様満足度の向上に努める。

(3) お客様の声への対応管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

お客様の声への対応の適正性を確保するための管理について基本的事項を定めた「お客様の声対応に関する管理規定」を策定し、その他お客様の声対応管理に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

お客様の声対応管理が適正に機能するよう全社的な態勢整備およびお客様の声対応管理の遂行に関する事項の企画・立案・推進を行う「お客様の声対応管理部門」およびお客様の声対応管理の遂行に関する事項の企画・立案・推進を行う「お客様の声対応（業務）管理部門」を設置する。また、お客様の声対応としての再発防止策・業務改善策の有効性の検証等を行う「お客様の声検討委員会」を設置する。

5. 外部委託管理

(1) 目的

保険募集以外の当社の業務を外部委託する場合において、委託業務の正確、的確かつ迅速な処理の確保ならびにお客様情報やお客様への対応の管理の適切性を確保する。

(2) 重点とする事項

- ① 外部委託する業務は、委託業務の品質が確保でき、効率の向上が確保できるものとする。
- ② 委託業務の品質を確保するために、公正かつ効率的に業務を遂行できる能力を有する事業者を選定する。
- ③ 委託する事業者、委託契約、委託業務が適切であることを適時かつ適切に管理する。
- ④ 業務委託契約において、個人情報保護などの安全対策等、お客様保護および当社の経営の健全性を確保するために必要となる事項を明確にする。

(3) 外部委託管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

当社の業務を社外事業者へ委託する場合のお客様情報の管理等の適切性を確保するための基本的事項を定めた「社外事業者との取引に関する管理規定」を策定し、その他社外事業者との取引に関する管理に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

外部委託管理の適切性の確保を図るため、外部委託管理を統括する部門を設置する。

6. 利益相反管理

(1) 目的

当社が行う取引に関して、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反管理を行う。

(2) 重点とする事項

- ① 当社が行う取引を検証し、利益相反のおそれのある取引を特定し、これを適切に管理する。
- ② 利益相反管理を適切に行うために、教育・研修を実施し、役職員に周知・徹底する。

(3) 利益相反管理態勢の整備

① 規定・マニュアル等

適切な利益相反管理のための基本的事項を定めた「利益相反管理規定」を策定し、その他利益相反管理に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

② 体制

対象取引の特定および管理を統括するため、利益相反管理責任者および利益相反管理統括部門を設置する。

第7編 情報資産保護管理

1. 基本的な考え方

当社はお客様情報、財務情報、株主情報等の情報資産の重要性およびそれを保有する当社の社会的責任を踏まえ、個人情報の保護に関する法律等の関係法令およびその他社会的規範を遵守し、情報資産を適切に保護管理する。

2. 重点とする事項

- (1) 保有する情報資産を特定し、情報資産毎の重要度に応じた安全管理を行う。
- (2) 全ての役職員に情報資産の保護・管理の重要性およびその取扱いについて周知徹底する。
- (3) 常に進化・変化し続ける情報の送受信や保管に係る技術や環境等に適時・適切に対応する。

3. 情報資産保護管理態勢の整備

適切な情報資産保護管理を確保および推進するために、以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) 基本方針・規定

個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めた「個人情報保護宣言（個人情報保護に関する基本方針）」、並びに当社の情報資産を安全に管理し、情報の機密性、完全性および可用性の維持の実現に必要な事項を定めた管理規定を整備し、これらに基づき、情報資産保護管理の業務遂行の

ために必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制

- ① 全社の情報セキュリティの統括責任者として、情報セキュリティ統括責任者を設置する。また、IT情報セキュリティの統括部門および一般情報セキュリティの統括部門を設置する。
- ② 各部門における情報資産の使用と適切な管理について責任を負う情報セキュリティ管理者を設置する。情報セキュリティ管理者は、部門における安全対策の周知・維持・管理を実施し、それを有効に機能させる義務を有する。
- ③ 個人情報管理の統括責任者として個人情報管理責任者を設置する。また、個人情報保護に関する実務を統括する部門として個人情報管理統括部門を設置する。
- ④ 各部門における個人情報の適切な管理に関する責任者として個人情報管理者を設置する。

第8編 リスク管理（損失の危険を適切に管理すること）

1. 基本的な考え方

リスクとは、『事業の目的達成または計画の実現を阻害し、影響を及ぼす恐れのある事象をいい、また、否定的な事態や出来事に留まらず、肯定的な事態や機会を失うこと、十分に機会を生かせないこと』を言い、リスクを適切に管理する態勢を整備する。

2. リスク管理の分類

リスク管理はその目的から以下の2種に分類される。

- (1) 統合的リスク管理
- (2) 危機管理・業務継続体制管理（BCM）

3. 統合的リスク管理

(1) 統合的リスク管理の目的

統合的リスク管理は、当社が直面するリスクを総体的に捉えた上で、定量的に把握したリスク量を自己資本等と比較・対照し自己管理型のリスク管理を行うこと、および定量的に把握が難しいリスクについても当社が重要と認識するものについて定性的に特定・把握し管理を行うことで、リスクを会社の定める許容範囲内に抑えることを目的とする。

(2) リスク管理に対する取組姿勢

当社が直面しているまたは将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識した上で、以下のとおり対応するものとする。

- ① リスク管理は、全ての業務範囲において統合的

に実施する。

- ② リスク管理は、会社の組織を横断して継続的に実行する。
- ③ リスク管理は、全ての従業員により遂行する。
- ④ リスク管理は、潜在的な事象を適切に管理するための手段として、顕在化事象を把握した上で遂行する。

(3) 統合的リスク管理の対象となるリスクカテゴリー

- ① 保険引受リスク
- ② 資産運用リスク
- ③ 資金繰りリスク
- ④ オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク、法令等リスク）
- ⑤ その他、当社が統合的リスク管理対象と定義したリスク

(4) 統合的リスク管理の管理態勢

- ① 経営レベル（取締役会、常務会、統合的リスク管理委員会）、リスク管理レベル（リスク管理部）、業務遂行レベル（各部門）の3階層がそれぞれの役割を果たすことで、リスク管理の実効性を確保する。
- ② 全社的なリスク管理の体制および方針、リスク管理の運用・検証に関し、常務会に対する諮問機関として、またリスク管理の枠組みが有効に機能・維持され、基準が遵守されているかを検証する監視機関として、「統合的リスク管理委員会」を設置する。
- ③ 統合的リスク管理の実現に必要な事項を定めた規定・マニュアル等を整備する。

(5) 各リスクカテゴリーの管理態勢

- ① 規定・マニュアル等
リスクカテゴリー毎に、各々のリスク管理の実現に必要な事項を定めた規定・マニュアル等を整備する。
- ② 体制
リスクカテゴリー毎に所管する管理部門を設置するとともに、リスク特性に応じて委員会等の体制を整備する。

(6) 許容するリスク

経営の健全性を確保するために、当社が許容するリスクは以下のとおりとする。

- ① 事業目標に整合するリスク
- ② コンプライアンスに適合するリスク
- ③ 経営レベル、リスク管理レベル、業務遂行レベルの各階層による適切な管理が可能なリスク
- ④ 収益、資本と適切にバランスするリスク

(7) リスク許容度

経営の健全性を確保するための管理手法として、リスク許容度を自己資本の一定の範囲内で設定し、統合リスク量がリスク許容度の範囲内かについて検証する。

4. 保険引受リスク管理

(1) 目的

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより当社が損失を被るリスクをいう。

保険引受リスク管理は、保険の引受けにかかる様々なリスクを把握・管理し、経営の健全性の維持・向上を図ることを目的とする。

(2) 重点とする事項

- ① 保険商品ごとに損害率を定期的に把握し管理する。損害率の悪化が経営に重大な影響を与えることが予測される場合には、必要に応じて商品の改廃、引受基準の改定、商品政策の変更等、損害率改善のための方策を講じる。
- ② 保険商品ごとに適切な保有限度額を設け、再保険によるリスクの分散等、必要な措置を講じる。
- ③ 集積リスクに対する再保険手配については、集積額、予想最大損害額、異常危険準備金等の要素を総合的に勘案する。
- ④ 再保険（出再・受再）については、出再先または出再者の信用状況を確認し、保有限度額規定または引受基準の範囲内において、適度な再保険責任の分散または妥当な金額の引受けを行う。

5. 資産運用リスク管理

(1) 目的

資産運用リスクとは、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動等により当社が損失を被るリスクをいう。

資産運用リスク管理は、資産運用業務を遂行するうえで抱えるリスク要因を適切に把握・管理し、経営の健全性の維持・向上を図ることを目的とする。

(2) 重点とする事項

- ① 資産運用に関する戦略目標策定に際し、資産運用リスクを最小限度に抑えるのか、能動的に一定の資産運用リスクを引き受けたうえで収益を上げることが目標とするのか等を明確にする。また、負債特性および会社全体として許容できるリスク量を考慮した資産配分等を行う。
- ② リスク・リミットの設定は、自己資本、収益力、

リスク管理能力、保険金等の支払能力等の経営体力を踏まえ、会社全体として許容できるものとする。

- ③ 資産運用部門からの牽制を確保するため、資産運用部門から独立した「資産運用リスク管理委員会」を設置し、資産運用リスクのモニタリング、リスクコントロールの検証等を行う。

6. 資金繰りリスク管理

(1) 目的

資金繰りリスクとは、収入の減少や支出の増加により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより当社が損失を被るリスクをいう。

資金繰りリスク管理は、このリスクを把握・管理することにより、経営の健全性の確保を図ることを目的とする。

(2) 重点とする事項

将来キャッシュフローの適切な予測を行う。

7. オペレーショナルリスク管理

(1) 目的

オペレーショナルリスクとは、以下のリスクを指し、これらのリスクを把握・管理し、経営の健全性の維持・向上および信頼性の確保を図ることを目的とする。

① 事務リスク

役職員ならびに代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当社が損失を被るリスク

② システムリスク

システムの不適切な管理が、情報システムの利用目的の達成を阻害し、当社が損失を被るリスク

③ 法令等リスク

法令等の制定・改正等に起因するリスク、規制環境における変化に起因するリスク、あるいはコンプライアンスまたは規制の基準、方針、実務を正しく理解しない、または効果的に適用し遵守できないことによって起こるリスク

(2) 重点とする事項

① 事務リスク

正確・適正な事務処理を確保することにより、事務ミス発生防止、内部不正の防止に努めるとともに、それらが発生した場合は迅速な対応を行う。

② システムリスク

適切なシステム管理態勢を維持・発展させ、リスクの発現を防止するとともに、リスクが発現した場合には損失の最小化を図るなど、安定したシステムを提供する。

③ 法令等リスク

法令等の制定・改正等に起因するリスクの洗い出しを行うことにより、リスクの発現を防止する。また、リスクが発現した場合には損失の最小化を図る。

④ 顕在化した事務事故等の情報を共有することにより、潜在するリスクを早期に発見・処置し、顕在化を未然に防止するため、「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置する。

8. 危機管理・業務継続体制管理

(1) 目的

経営に重大な影響を及ぼす緊急事態である危機発生リスクに対し、平時より備えるとともに、危機発生または発生する恐れがある場合に、役員等の生命及び身体、当社資産への被害を防止・削減し、当社が被る経済的損失を極小化したうえで、お客様や代理店の対応等への影響を最小限に抑えるため、当社事業を継続させる、もしくは当社業務を可及的速やかに復旧させる態勢の構築を目的とする。

(2) 重点とする事項

- ① 平時より、何が危機であるかを認識し、危機発生または発生する恐れがある場合に、全ての従業員の迅速・的確な対応を実現するために、危機管理・業務継続体制管理を所管する部門を設置し、必要な態勢（体制・規定・マニュアル等）の整備を行う。
- ② 危機が発生した場合は、関連規定、マニュアル等に基づき、適切な初期対応、復旧に向けた対応を行う。

第9編 反社会的勢力への対応

1. 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応に努め、警察や弁護士等とも連携して毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 反社会的勢力への対応にかかる態勢の整備

反社会的勢力との関係遮断のために、以下の態勢の

整備および運営を行う。

(1) 基本方針

反社会的勢力との関係遮断のために必要な事項を定めた「反社会的勢力に対する行動指針」を整備し、それに基づき、必要な規定・マニュアルを整備する。

(2) 体制の整備

反社会的勢力への対応に関する主管部門および統括窓口を設置する。主管部門と統括窓口は弁護士・警察との連携を図り対応する体制とする。

第10編 財務報告の信頼性確保および開示

1. 基本的な考え方

財務報告に係る内部統制態勢を整備・運用し、評価することにより、財務報告の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性を確保する。また、財務報告の適正性を確認し、開示するための手続きを実施する。

2. 財務報告にかかる内部統制の整備

財務報告の信頼性確保および適切な開示のために、以下の態勢の整備および運用を行う。

(1) 規定・マニュアル等

保険金の支払いおよび保険契約上の債務を確実に履行するために、適切な責任準備金および支払準備金の積立、ソルベンシー・マージン比率を指標とした経営の健全性の確保等を定めた「財務の健全性・保険計理の管理規定」を整備し、その他財務報告の信頼性確保および開示に関して必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制の整備

責任準備金等およびソルベンシー・マージン比率の統括部門を設置し、作成部門および検証部門を責任準備金等の種類に応じて適切に定める。

第11編 内部監査

1. 内部監査の目的

内部監査は、内部管理の有効性について検討・評価し、経営目標の効果的な達成に役立つことを目的とする。

2. 内部監査の定義

内部監査とは、業務ラインから独立した立場で内部管理の主要目的（リスク管理の適切性、業務運営の効率性と有効性、財務報告の信頼性、法令等および社内

諸規程の遵守等)の達成状況を客観的に評価し、これに基づいて意見を述べ、助言・提言を行う一連のプロセスを指す。

3. 内部監査に対する取組姿勢

適切な内部管理態勢の構築を図る上で、内部監査が重要であるとの認識に基づき、内部監査の機能が十分発揮できる態勢を整備し、監査重点項目に対する適切かつ実効性ある監査の実施に努める。

4. 内部監査態勢の整備

適切かつ実効性のある監査の実施のために、以下の態勢を整備し、その運用を図る。

(1) 内部監査規定・内部監査実施要領

内部監査の実施、情報入手、守秘義務等の権限及び責任を明確にするために、内部監査規定を策定するとともに、内部監査の実効性を確保するために内部監査実施要領を整備する。

(2) 内部監査重点項目の設定

内部監査の有効性および実効性を高めるため、当社における主要リスク、各部門における課題等を把握し、これらを基に内部監査重点項目を年度ごとに定める。

(3) 内部監査計画

内部監査重点項目をふまえ内部監査計画を策定し、効率的かつ実効性のある内部監査の実施に努める。

(4) 体制の整備

内部監査部門を設置し、その機能が十分に発揮され、被監査部門から不当な制約を受けることなく監査業務を遂行できるよう、独立性を確保した体制とする。更に、内部監査の独立性を確保するために、監査部門を担当する取締役は、他の業務執行部門を担当しないこととする。

(5) 取締役会への報告

取締役会に対して年度監査報告を行うとともに、重要な監査指摘事項については、適時、適切な報告を行う。

(6) 監査役との連携

監査役監査および内部監査の役割を認識した上で、監査の効率性・実効性を高めるために、内部監査計画、項目および結果等の報告を監査役に対して行う。また、監査役から提供された課題等を、監査計画の策定および監査実施の際に活用する。

(7) 問題点の是正

内部監査において発見・指摘された事項については、その重要度を勘案した上で改善計画を策定し、内部管理上の問題点の是正に努める。

8 法令遵守の体制

損害保険事業は、社会性・公共性の極めて高い事業であり、国民経済や国民の生活に密接にかかわり、必要不可欠な存在となっています。損害保険会社の使命は、その事業を健全かつ適切に運営し、保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることですが、それらにひずみが生じると契約者・被保険者はもとより、社会や経済の全般に大きな影響を及ぼすことになりかねません。そのために、損害保険会社には、ただ単に利潤を追求するのではなく、自己責任原則にもとづいて市場ルールに則り、公正・公平で自由な競争を行うことや、社会的規範に沿った行動を心がけるなど、一般の事業会社以上の高い企業倫理が求められています。当社は、社会的責任を認識しお客さまをはじめとするすべてのステークホルダー（利害関係者）の皆さまに対して、この損害保険会社のあるべき姿を具現するために、法令遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

（１）基本方針

当社では、法令等遵守（コンプライアンス）を、経営の最重要課題の一つと位置付け、その課題を達成するために「内部統制基本方針第2編コンプライアンス」（p.14参照）において、法令等遵守に係る基本方針等を定めています。

（２）コンプライアンスの運営・推進の体制

①コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンス関連情報を基にコンプライアンス態勢の実効性およびコンプライアンスプログラムを評価し、取締役会に付議するための組織として、コンプライアンス委員会を設置しています。

②コンプライアンス統括部門の設置

コンプライアンスに関する体制の構築・

維持・向上を推進するため、コンプライアンス統括部門を設置しています。

③コンプライアンス責任者の配置

本店各部門、各支店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンスの統括・推進を担当する業務管理部と連携して各部門・各支店のコンプライアンスの推進にあたっています。

④内部通報制度の運用

業務の健全かつ適切な運営を確保し、あわせて公益に資することを目的として、社内・外に通報窓口を設けて運用しています。

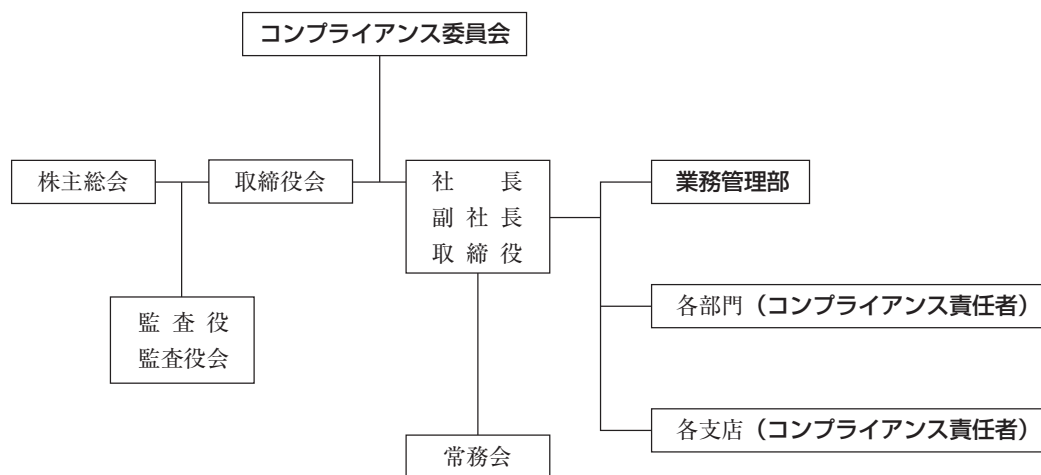
（３）コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス体制の一層の充実と強化を図り、真のコンプライアンス確立のために会社全体の実施計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、年度ごとに取締役会において決議の上、その計画にもとづいて組織的な取組みを推進しています。

（４）コンプライアンスの実現に向けて

コンプライアンスに関する規定の整備・拡充、法令等遵守マニュアル（コンプライアンス・マニュアル）の活用、教育、研修や啓蒙活動、また不祥事件の未然防止・再発防止のための内部統制（監査・モニタリング）、部内自主点検・支店内自主点検の励行と評価、監査結果の評価等を実施し、実効性のあるコンプライアンスの推進に努めています。

【 コンプライアンスの推進体制 】



9 リスク管理の体制

(1) 基本的な考え方

お客様をはじめとするすべてのステークホルダーに安心と満足をもたらし、信頼される健全な経営確保のため、保険会社は多様化・複雑化するリスクを適切・的確に管理することが求められています。

当社は、全社的なリスク管理体制を構築し、リスクを特定・測定・評価し、リスクを適切、効率的に管理していくことを推進しています。

当社では、事業目的の達成や計画の実現を阻害する等の影響を与える恐れのあること、さらには否定的な事柄だけではなく肯定的な事柄や機会を生かせないこと等をもリスクと捉えています。また、リスク管理の目的を、リスクと収益の適切な均衡を図ることにより経営の健全性を確保しつつ、最小限のコストでリスクを想定される許容範囲内に抑えることに置いています。

(2) 組織体制

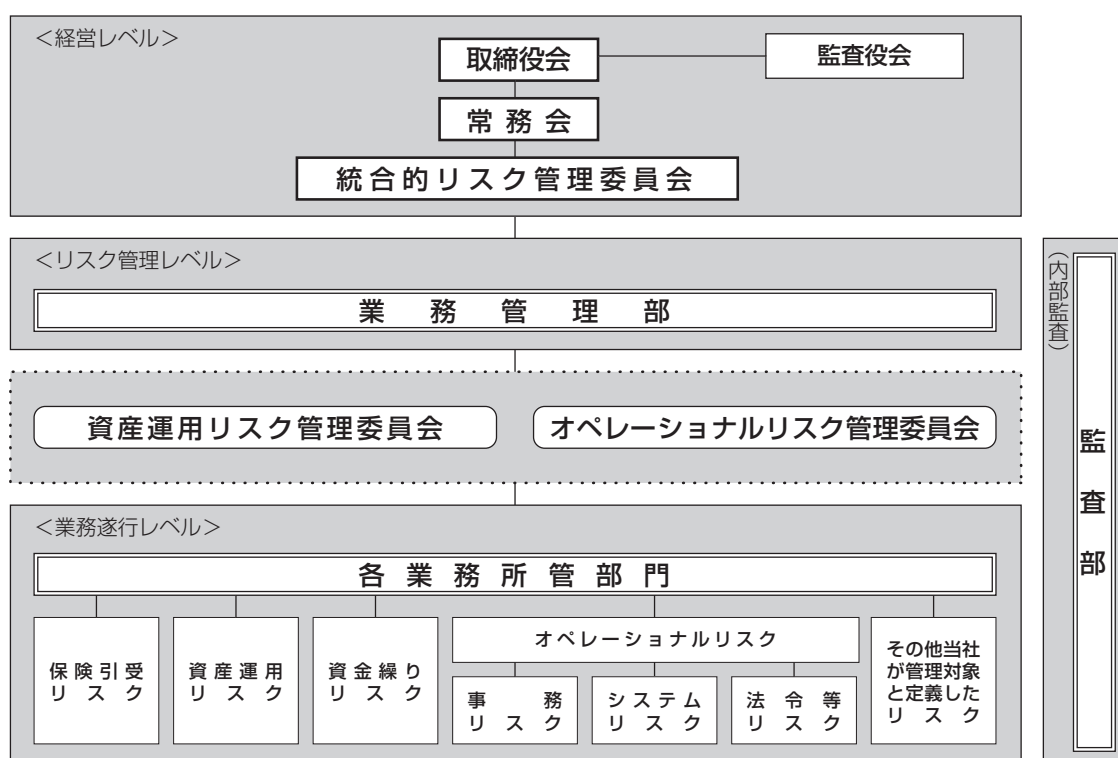
リスク管理体制は、組織横断的かつ継続的に、職位あるいは職務内容に関わりなく、役職員全員がリスク管理の役割と責任を負うことを基本としています。その上で、経営レベル（取締役会、常務会、統合的リスク管理委員会）、リスク管理レベル（業務管理部）、業務遂行レベル（各業務所管部門）の3階層がそれぞれの役割を果たすことで、リスク管理の実効性を確保しています。

(3) 許容するリスク

当社が許容するリスクは、経営の健全性を確保するため以下のとおりとしています。

- ① 事業目標に整合するリスク
- ② コンプライアンスに適合するリスク
- ③ 経営レベル、リスク管理レベル、業務遂行レベルの各階層による適切な管理が可能なリスク
- ④ 収益、資本と適切にバランスするリスク

リスク管理体制図



（４）リスク管理の目的

当社のリスク管理は、直面するリスクを総合的に捉えた上で、定量的に把握したリスク量を自己資本等と比較・対照し自己管理型のリスク管理を行うこと、および定量的に把握が難しいリスクについても当社が重要と認識するものについて定性的に特定・把握し管理を行うことで、リスクを会社の定める許容範囲内に抑えることを目的としています。

（５）リスク管理に対する取組姿勢

当社が直面しているまたは将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識した上で、以下のとおり対応することとしています。

- ① リスク管理は、全ての業務範囲において統合的に実施する。
- ② リスク管理は、会社の組織を横断して継続的に実行する。
- ③ リスク管理は、全ての従業員により遂行する。
- ④ リスク管理は、潜在的事象を適切に管理するための手段として、顕在化事象を把握した上で遂行する。

（６）リスク管理の対象となるリスクカテゴリー

当社が管理するリスクの分類は以下のとおりとしています。

- ① 保険引受リスク
- ② 資産運用リスク
- ③ 資金繰りリスク
- ④ オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク、法令等リスク）
- ⑤ その他、当社がリスク管理対象と定義したリスク

（７）リスクの計量化

当社の様々なリスクが及ぼす影響を統合的に管理するため、分類された各リスクを統一した尺度により計量化する取組を行っています。リスクを計量化する統一した尺度として保有期間1年、信頼区間99.5%のバリュエ

ットリスク（VaR）を用い、「保険引受リスク」および「資産運用リスク」のリスク量を算出しています。また、「オペレーショナルリスク」についても適宜計量化を行っています。

これら各リスクを統合して得られる統合リスク量を経営体力（自己資本）と対比することによって、リスク耐性の検証を実施しています。

また、バリュエアットリスク（VaR）によるリスク管理を補完するため、ストレステストを実施することで、例外的であるものの蓋然性のある大規模な自然災害や金融市場の混乱等が発生した場合に、当社が被る潜在的な損失額を検証しています。

（８）リスクカテゴリー毎のリスク管理

① 保険引受リスク管理

保険引受では、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社の経営に重大な影響を及ぼすことを認識する必要があります。

そのために商品の開発・販売、既存商品の改廃または日常営業活動において目標の達成を優先するあまり想定以上のリスクを負担することのないよう、保険引受リスク管理規定等を定め、保険引受リスクの分析やリスク量の計測などを行っています。保険引受リスク管理上問題がある場合には、引受基準の強化、保険商品の改定、販売停止等の措置を行うことにより経営の健全性を確保することとしています。

◆再保険の方針

経営の健全性と事業収益の安定化を図るため、リスクの内容とその集積状況などを分析し、当社の資産、準備金の状況を鑑みた上で、引き受けたリスクを再保険（p.58 参照）に付すこととしています。

出再にあたっては、経営の健全性を維持し、

かつ効率的な再保険の取引条件を検討するとともに、各種格付などを参考として再保険会社の財務力（再保険金支払能力）を判断する信用度基準にもとづいたチェックを行っており、再保険金回収に支障のないよう集中度も考慮して再保険会社を選定し、再保険に係る信用リスクの軽減に努めています。

② 資産運用リスク管理

当社では、資産運用に関するリスクに的確に対応するため資産運用リスク管理規定等を定め、資産運用リスクの分析やリスク量の計測などを行っています。また、運用の現業部門である経理財務部とは独立した資産運用リスク管理委員会を設置して牽制機能を働かせるなど、リスク管理体制の整備とリスク管理手法の高度化に取り組んでいます。

資産運用に関する各リスクの対応は次のとおりです。

ア.市場リスク（金利リスク、為替リスク、価格変動リスク）

当社では、金利、為替、有価証券等の時価変動などにより資産価値が下落するリスクが顕在化した場合でも、その損失が会社経営に深刻な影響とならないよう対処しています。その管理手法としてバリュアットリスク（VaR）等を用い、リスクを定量的に管理しています。

イ.信用リスク

当社では、資産運用額の大半を円建て債券とし、格付機関より高格付された債券に分散投資することにより、信用リスクの軽減、管理を行っています。

③ 資金繰りリスク管理

当社では、収入の減少や支出の増加により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされ当社が損失を被ることがないように、資金繰り管理規定等を定め、資金繰

りリスクの分析や将来キャッシュフローの適切な予測を行っています。

④ オペレーショナルリスク管理

ア.事務リスク管理

事務リスクとは、役職員や代理店等が正確な事務を怠ることおよび事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、事務リスク管理規定等を定め、事務リスクの特定・管理・計測・評価を行っています。

また、リスク顕在化事象を部門横断的に共有するためオペレーショナルリスク管理委員会を設置し、全社的な類似リスクを把握することで、更なるリスクの発現を予防しています。

イ.システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備に伴い、お客様や当社が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることによりお客様や当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、システムリスク管理規定等を定めシステムリスクの管理を行うほか、リスク顕在化事象についてはオペレーショナルリスク管理委員会にて全社的な類似リスクを把握することで、更なるリスクの発現を予防しています。

ウ.法令等リスク管理

法令等リスクとは、法令等の制定・改正等に起因するリスク、規制環境における変化に起因するリスク、あるいはコンプライアンスまたは規制の基準、方針、実務を正しく理解しない、または効果的に適用し遵守できないことによって起こるリスクをいいます。

当社では、法令等リスク管理規定等を定めリスクの洗い出しを行い、オペレーショナルリスク管理委員会における情報共有等により、リスクの発現を

防止しています。また、リスクが発現した場合には損失の最小化を図ります。

健全な保険数理に基づく責任準備金の

10 確認についての合理性および妥当性

(1) 第三分野保険における責任準備金積立の適切性を確保するための考え方

当社では、将来の保険金や経費の支払に備えるため、責任準備金を積み立てています。その中で医療保険のような第三分野保険については、医療政策等の外的要因による影響を受けやすく、かつ、保険期間が長期に渡ることから長期的な不確実性を有しています。

このような不確実性に対して適切な責任準備金の積立を行うため、「平成10年6月8日大蔵省告示第231号に基づくストレステスト」および「平成12年6月23日金融監督庁・大蔵省告示第22号に基づく負債十分性テスト」を実施し、保険計理人が責任準備金の水準の検証・確認を行っています。検証・確認の結果、責任準備金に不足が認められた場合には、責任準備金を追加して積み立てることにより適切な積立水準を確保することとしています。

(2) ストレステストおよび負債十分性テストにおける危険発生率等の設定水準の合理性および妥当性

各テストにおける危険発生率、事業費率および保険契約継続率等については当社の過去の実績を基礎として合理的かつ妥当なものとして設定しています。

ストレステストにおける危険発生率については、危険発生率の変動することによる保険金の増加を99%の確率でカバーする水準に対応したものとし、負債十分性テストにおける危険発生率については、97.7%の確率でカバーする水準に対応したものとしています。

(3) ストレステストおよび負債十分性テストの結果

ストレステストの結果、2014年度末において危険準備金として12千円の積立を行っています。また、負債十分性テストの結果、2014年度末において追加責任準備金として3,000千円の積立を行っています。

11 個人情報保護宣言

(個人情報保護に関する基本方針)

当社は、個人情報保護の重要性を十分認識し、損害保険業について社会からより一層の信頼を得て、誠実に事業運営をするために、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめとして関連する法令や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人

人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じています。

また、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでおり、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

〔個人情報保護宣言〕

(個人情報保護に関する基本方針)

当社は、個人情報保護の重要性を十分認識し、損害保険業について社会からより一層の信頼を得て、誠実に事業運営をするために、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめとして関連する法令や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、キャンペーンやアンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせやご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得する場合があります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. から6. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客様にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等で公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1) 当社が取り扱う損害保険商品の販売およびこれらに付帯・関連するサービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務を含みます。）を行うため

- (2) 再保険契約の締結、再保険契約にもとづく通知および再保険金の請求のため
- (3) 他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (4) 市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため
- (5) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供のため
- (6) 当社社員の採用、代理店の新設・維持管理を行うため
- (7) その他、上記に付随する業務ならびにお客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令にもとづく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記5. 情報交換制度等をご覧ください。）
- (4) 国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記6. 国土交通省への自賠責保険のデータ提供をご覧ください。）

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用等に関わる業務

5. 情報交換制度等

(1) 損害保険業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払のために損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。

一般社団法人日本損害保険協会

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

損害保険料率算出機構

ホームページアドレス <http://www.giroj.or.jp>

(2) 代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員等の採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。

詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

一般社団法人日本損害保険協会

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

6. 原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のための「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

当社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人情報情報を国土交通省へ提供し、同省を管理者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧ください。

国土交通省

ホームページアドレス <http://www.jibai.jp>

7. センシティブ（機微）情報の取扱い

当社は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」にもとづき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令等にもとづく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 契約内容・事故に関する照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または下記 11. お問い合わせ窓口まで、また事故に関するご照会については「ご契約のしおり」もしくは保険証券に添付の「保険の約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先または下記 11. のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法にもとづく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等の手続き

個人情報保護法にもとづく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等に関するご請求については、下記 11. お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。通知および開示の請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果にもとづいて正確なものに変更させていただきます。

10. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失または、き損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規定等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記 11. お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を 128bit 版 SSL (Secure Sockets Layer) の高度なデータ暗号化システムを採用しお客様と通信しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

当社のホームページでは、クッキー（*）を使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

*クッキー：当社のホームページを訪問されたお客様がご使用されているコンピュータに対し一時的にデータを送信し、通信先を認識する仕組みのことをいいます。
なお、当社ではクッキーを用いた個人情報の収集は行っておりません。

11. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

ご本人からの求めがあった場合には、ダイレクトメールの発信停止など、自主的に利用停止等の対応を行います。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関するご連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談ならびに安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

所在地 〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5

ホームページアドレス <http://www.jihoken.co.jp/>

電 話 03-3237-2111（代表） 所管部門をご案内いたします。

（受付は、土日祝祭日および年末年始を除く午前9時～午後5時に行っています。）

なお、ご契約内容に関する照会につきましては、以下にお願いいたします。

お客様サポートデスク 03-3237-2921

なお、当社は、個人情報保護法第37条に規定する認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階

電 話 03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

12 反社会的勢力に対する行動指針

当社では、暴力団や総会屋など企業の経営、民事上の事件、スキャンダルなどに関連して、不当な利益等の要求を行ったり、脅迫、暴行その他の違法行為により不当な利益等の実現

を図る目的をもった集団である、反社会的勢力に毅然と対応するために、「内部統制基本方針第9編反社会的勢力への対応」(p.20参照)において、基本的考え方、態勢の整備を定め、これに基づいた「反社会的勢力に対する行動指針」を策定し、行動します。

反社会的勢力に対する行動指針

1. 目的

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力との関係遮断に向けて断固たる対応に努め、公共の信頼性を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することを目的とする。

2. 重点とする事項

(1) 組織としての対応

反社会勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、組織全体として対応し、役員および社員の安全を確保する。

(2) 外部専門機関との連携

反社会勢力からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会勢力とは、取引関係（提携先を通じた取引を含む）を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会勢力からの不当要求等は拒絶する。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会勢力からの不当要求等が、事業活動上の不祥事や役員および社員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会勢力への資金提供は、絶対に行わない。

13 利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることがないように、「内部統制基本方針第6編 お客様保護等管理 6. 利益相反管理」(p.17 参照)に方針等を定め、「利益相反管理規定」、「利益相反管理マニュアル」によりお客様の利益の保護のための体制整備を図っています。

CSR (企業の社会的責任)

14 推進に向けた活動

(1) 当社のCSRへの取り組み

社会公共性の高い事業である損害保険会社は、企業としての社会的責任がますます重要視されてきています。

CSR (企業の社会的責任) とは、「企業が社会という枠組みの中の一員として、社会とともに持続的発展を目指し、ステークホルダーとの交流を深めながら、経済・環境・社会に関する諸問題について、社会の信頼を得るために果たさなければならない自主的な取り組み」です。当社の経営理念にある「誠実で信頼される企業を目指す」ためには、CSRの取り組みは経営の最重要課題のひとつでもあります。

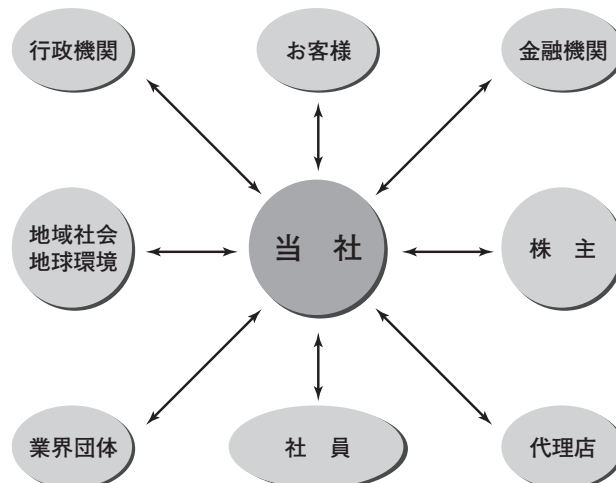
当社は、損害保険業という社会・公共性の高い事業を運営するために、広く社会や国民の信頼に応えるとともに、企業の社会的責任を十分認識し、「CSRを実現するための宣言」を制定し、推進しています。

当社は、お客様、株主、代理店、社員、行政機関、業界団体、地域社会などの当社を取り巻くステークホルダーの皆さんに支えられ、共生しています。社会・経済・環境のいわゆるトリプル・ボトムラインの3つの側面からの経営を行い、各ステークホルダーの皆さんと持続的に発展してまいります。

〔CSRを実現するための宣言〕

私たちはCSRを実現するために、次の7項目について宣言します

- 本業を通じて社会に貢献します
 - ・ 損害保険会社の本来業務である保険の引受、資産の運用を通じてすべてのステークホルダーの信頼を得ます。
- コンプライアンスに取り組みます
 - ・ 高い倫理観にもとづき、コンプライアンスを徹底し、公共的使命と社会的責任を果たします。
 - ・ 「内部統制基本方針」にもとづき、内部管理体制の充実に努めます。
- 商品・サービス向上に取り組みます
 - ・ 利用者ニーズを推し量り、商品の開発や改良をすることで、より良い商品の提供に努めます。
 - ・ 海外旅行保険に関するリスクマネジメントやサービスを積極的に提供します。
- 環境問題に取り組みます
 - ・ 地球温暖化防止に協力し、美しい地球を次世代に残します。
 - ・ 限りある資源を効率的に利用し、環境にやさしい社会の実現を目指します。
- 人を大切にする活動に取り組みます
 - ・ 個人情報の保護を徹底するとともに、基本的人権を尊重します。
 - ・ 働きがいのある職場環境を目指し、人材開発をはかります。
- ボランティア活動に取り組みます
 - ・ ボランティア活動への積極的な参加を目指します。
 - ・ 社員のボランティア活動への参加を応援します。
- ステークホルダーとの対話に取り組みます
 - ・ 全てのステークホルダーとの対話に努めます。
 - ・ 利用者満足度を高めるためにステークホルダーの意見を積極的に取り入れます。



【当社を取り巻くステークホルダー】

2014年度は、本業を通じて地道な活動をしてきました。

①本業を通じた社会貢献

- お客様からの保険金請求について、迅速な審査と迅速な支払いに努めています。
- お客様の保険契約締結をより確かなものにするために、ご契約時に「重要事項説明書」や「ご契約内容確認書」を取り交わしています。
- パンフレット、保険契約申込書などについて、使用の状況やわかりやすさ・書きやすさの観点からの検討・分析をし、見直しに努めています。

②コンプライアンスの取り組み

- 社員一人ひとりがコンプライアンス意識をしっかりと認識するために、部門ごとに定期的に勉強会を実施しています。
- お客様の保険金請求に際して、保険金支払担当者が、費用保険などの支払い漏れを未然に防止する機能をもったシステムを構築しています。

③商品・サービスの向上の取り組み

- 高等学校や大学、海外進出企業などにリスクマネジメントサービスを提供しています。
- 海外駐在員などに対するメンタルヘルスサービスを海外進出企業に提供しています。

④環境問題への取り組み

- 地球環境を保全し、CO₂（二酸化炭素）の排出量抑制に資するため、紙の使用を削減しペーパーレス化に取り組んでいます。
- 電力の消費を抑制するため、全社的な節電活動を実施しています。
- 夏季には、ノーネクタイで就業し、クーラーの使用過多とならないよう留意

しています。

- 一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）の主催する環境講座に積極的に参加し、環境問題に関する情報の収集等に努めています。

⑤人を大切にする活動への取り組み

- お客様の苦情、紛争が費用や手間暇のかかる裁判になる前に、公正・中立な立場の指定紛争解決機関（指定ADR）を紹介し、お客様の権利を保護する制度を導入しています。
- 個人情報の管理を徹底し、管理に関して自主点検の実施をしています。
- 個人情報データなどが社外に持ち出されないよう、データの保管を、サーバーでの管理としています。
- 学生の就業経験の場を提供するため、インターンの受入れを行っています。

⑥ボランティア活動への取り組み

- 使用済みのプリペイドカードや使用済み切手を収集し、福祉活動の財団法人に寄贈する収集ボランティア活動を継続的に実施しています。
- 社員の一人ひとりがボランティア活動に積極的に参加できるよう、ボランティア活動への参加を奨励しています。

⑦ステークホルダーとの対話への取り組み

- お客様からのご意見・ご要望を積極的にお伺いするために、ホームページ窓口を開設しています。
- ホームページにお客様からいただいた、さまざまな声を公表しています。
- お客様からいただいた苦情やご意見を今後の業務運営に役立てるため、業務管理部で一元的に管理しています。
- お客様の声を商品開発や商品改善に活かしています。

(2) 損保協会の社会貢献への取り組み

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、損保協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

①交通安全対策

ア. 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等

イ. 交通安全啓発活動

1) 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の人身事故（発生）件数ワースト5の交差点の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

2) 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。



3) シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故の増加という状況を踏まえ、自動車保険データの分析結果を踏まえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。

4) 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

②防災・自然災害対策

ア. 地域の安全意識の啓発

1) 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

2) 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施

を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

イ. 地域の防災力・消防力強化への取り組み

1) 軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

2) 防火標語の募集と防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁と共催で防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国统一防火標語」として使用した防火ポスター（総務省消防庁後援・約44万枚作成）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。



3) ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で遊ぼう！ハザードマップ」を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。

③犯罪防止対策

ア. 盗難防止の日（10月7日）の取り組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、毎年、全国の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止対策の必要性を訴えています。

イ. 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として参画し、盗難防止対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。

ウ. 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。

④環境問題への取り組み

ア. 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

イ. エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取り組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、その普及に取り組んでいます。

ウ. 環境問題に関する目標の設定

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた廃棄

物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

⑤保険金不正請求防止に向けた取組み

ア. 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



イ. 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪（※）であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。」

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。|

15 地震保険の普及・啓発

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界の約2割の地震が発生する（出典：内閣府「防災白書」）「地震大国」と言えます。

地震への備えとして、2013年度に火災保険を契約された方のうち、約6割の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進および加入促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



16 品質向上への取組みについて

(1) 保険金のお支払状況について

当社では、お客様からの信頼にお応えする取り組みを推進し、さらなる品質向上を図る

ため、保険金のお支払状況についてお知らせしています。

保険金のお支払状況

〈2014年度〉

(単位：件)

		海外旅行保険	その他 ※注1	(合 計)
お支払件数		37,846	17,542	55,388
お支払対象とならなかった件数 ※注2	詐 欺 無 効	0	0	0
	告知義務違反解除	0	0	0
	通知義務違反解除	0	0	0
	重 大 事 由 解 除	0	0	0
	支 払 事 由 非 該 当	953	1,023	1,976
	免 責 事 由 該 当	1,184	657	1,841
	(合 計)	2,137	1,680	3,817

(注1) その他とは、旅行総合保険、国内旅行保険、普通傷害保険、火災保険等のことをいいます。

(注2) お支払対象とならなかった件数の内訳に関しては、下記用語の解説をご覧ください。

〈上表の用語解説〉

用語	解説
詐 欺 無 効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、保険契約が無効となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
通知義務違反解除	保険契約の締結後に変更の発生により危険が増加した場合に、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、その旨を通知しただけなかったことなどにより、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
重 大 事 由 解 除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
支 払 事 由 非 該 当	責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
免 責 事 由 該 当	携行品の紛失など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。

〈半年毎のお支払状況の推移〉

		お支払件数	お支払対象とならなかった件数
2014年度	上 半 期	25,858	1,768
	下 半 期	29,530	2,049

不服申出制度

保険金支払業務の適切性を確保し、お客様保護をはかることを目的とし、保険金をお支払いしたケースやお支払いにいたらなかったケースに関して、その内容に対する不服申出窓口を設

置し、お客様にご案内しております。不服申出がなされた事案については、お客様保護の観点、法令や約款、医学的見地、募集行為等に照らして検討・保険金支払再審査を行っています。

(2)「お客様の声」への取り組み

当社では、2007年8月に「お客様の声相談室」を新設し、2009年2月に「お客様の声統括室」、2010年3月に「業務品質管理部」、2015年3月に「業務管理部」への名称変更と組織改編を行い、お客様からのご不満ご要望などの声を一元的に管理しております。業務管理部では、お客様からお寄せいただいた声を分析し、お客様満足度向上のための業務改善に取り組んでおります。

①お客様の声に関する基本方針

(内部統制基本方針より)

お客様の声を真摯に受け止め、誠実かつ迅速な対応を行うとともに、商品・サービスの改善に努めます。

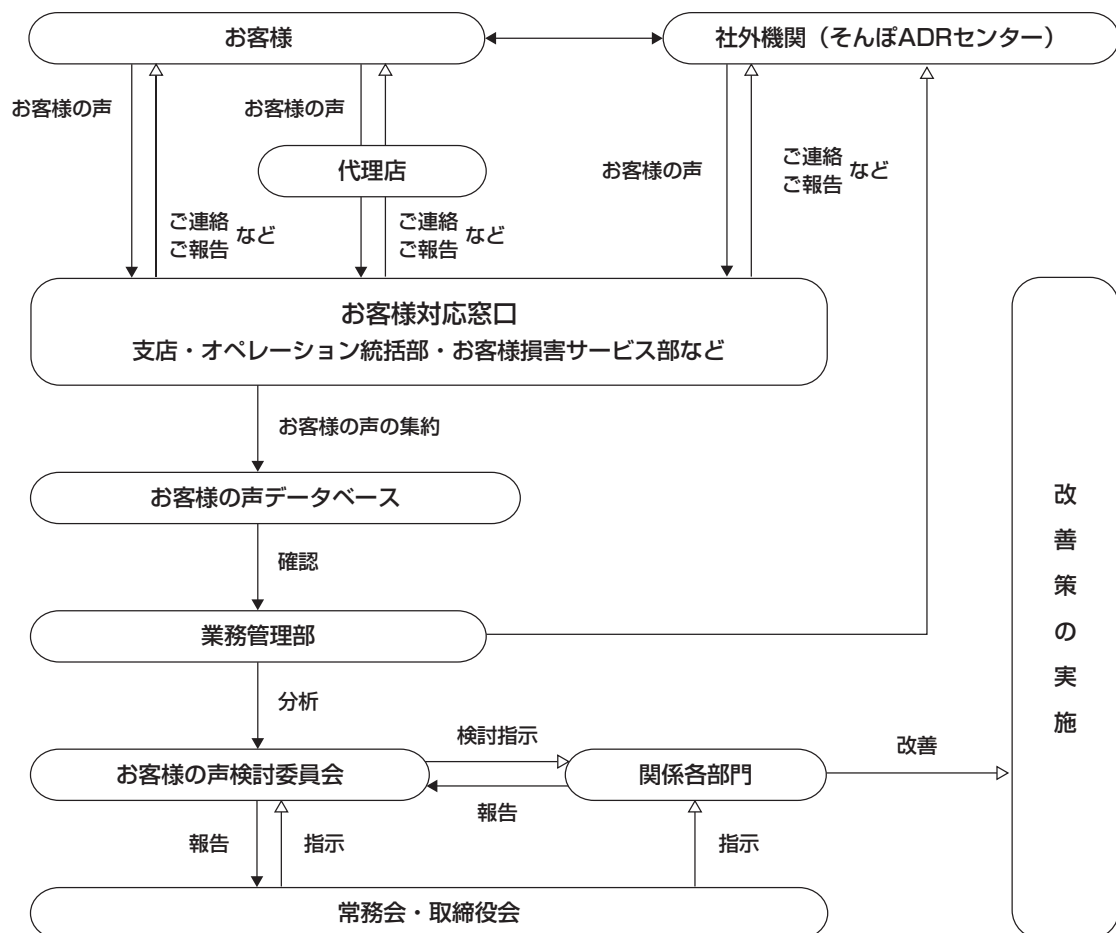
○お客様の声への対応を最優先の課題と位置づけ、迅速、適切かつ誠実に対応します。

○お客様の声に常に傾聴の姿勢で、積極的に収集に努めます。

○お客様の声を商品・サービスの改善に活かし、お客様満足度の向上に努めます。

②お客様の声を経営に活かす態勢

お客様からお寄せいただいたご不満・ご要望などは、業務管理部に集約され、内容の分析を行います。分析の結果、改善の検討が必要であると判断した内容については、お客様の声検討委員会で検討が行われ、関係各部門に改善を指示します。また、改善が適正に行われているかどうかの進捗管理も行い、お客様の声が着実に経営に反映されるよう万全の態勢を構築しています。



③お客様の声（ご不満・ご要望）の受付件数

2014年度にお客様からお寄せいただいたご不満・ご要望の受付状況は次のとおりです。

お客様の声区分	代表的な事例	件 数
1. ご契約の手続き		
(1) 商品内容（補償内容、契約規定等）	保険商品の内容に関するもの	17
(2) 契約更改手続き	満期のご案内の連絡不足・遅延に関するもの	17
(3) 契約内容などの説明不足	商品内容の説明不足に関するもの	25
(4) 契約内容などの誤案内	商品内容の説明誤りに関するもの	29
(5) 契約の引受（制限・謝絶等）	ご契約のお引受条件、制限に関するもの	17
(6) 募集方法	ご契約手続きに関するもの	6
(7) 接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	8
(8) 帳票類	申込書・パンフレット等帳票に関するもの	55
(9) インターネット	インターネット契約に関するもの	32
(10) その他（不明を含む）	上記以外のご契約の手続きに関するもの	5
小 計		211
2. ご契約の管理		
(1) 証券未着	保険証券の未着に関するもの	3
(2) 証券表示誤り	保険証券の記載内容の誤りに関するもの	2
(3) 異動（期間延長、被保険者増減員等）	ご契約の変更手続きの遅延や誤りに関するもの	4
(4) 取消・解約	ご契約の取消や解約手続きの遅延や誤りに関するもの	18
(5) 接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	0
(6) その他（不明を含む）	上記以外のご契約の管理に関するもの	2
小 計		29
3. 保険金のお支払い		
(1) 認定金額	保険金のお支払い金額に関するもの	41
(2) 有無責	保険金が支払われないことに関するもの	56
(3) 処理遅延	保険金お支払い手続きの遅延に関するもの	29
(4) 処理方法・説明不足	保険金お支払い手続きの対応方法に関するもの	149
(5) 接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	14
(6) その他（不明を含む）	上記以外の保険金のお支払いに関するもの	18
小 計		307
4. その他		1
5. 個人情報に関するもの		1
合 計		549

④お客様の声に基づいた主な開発・改善例

当社にお寄せいただいたお客様の声にもとづき、以下のような開発・改善を行いました。

お客様の声	取 組 み
① 海外旅行保険のパンフレットは、文字が読みにくく、希望のプランを見つけにくい。	海外旅行保険のパンフレットについて、「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」の観点から改訂を行いました。 ※一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会(UCDA)の『伝わるデザイン認証』を取得。
② 海外旅行保険の申込書は、記入例がわかりにくく、どこの欄に記入するのか分かりにくい。	海外旅行保険の申込書について、「お客様にご記入をいただく」という原点に立ち返り、「見やすさ、わかりやすさ、伝わりやすさ」に加え「書きやすさ」の観点から改訂を行いました。 ※一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会(UCDA)の『伝わるデザイン認証』を取得。
③ 海外旅行保険をインターネットで契約するため申込画面に入力を行っていた際に、エラーメッセージが表示されましたが、エラー項目の原因がわかりにくいと感じました。	エラーになった原因を詳細に解説するため、FAQを新たに作成し、関連のFAQへリンクすることにより、エラー原因を確認できるようにしました。
④ 代理店から受領した傷害保険のパンフレットでは、地震・噴火・津波による傷害が、補償対象になるのかわかりにくいと感じました。	天災危険補償特約が付帯された傷害保険契約のパンフレットについて、基本契約では補償対象にならない地震・噴火・津波による傷害が、この特約付帯により補償対象になることが明確になるよう記述を工夫しました。
⑤ 海外旅行保険のパンフレットに記載されている携行品損害の紛失・置き忘れについての注意書きが分かりにくいと感じました。	「紛失または置き忘れについてはお支払いの対象とはなりません。」の後の表現を下記のとおり変更しました。 変更前:「ただし、日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。」 変更後:「ただし、日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は対象となります。」

⑤事故対応に関するお客様満足度調査

お客様のご意見を把握し当社のサービスの改善・向上につなげ、経営改善に取り組む方策として、お客様満足度調査を実施しております。この調査は、保険金をお支払いしたお客様に、事故受付から保険金支払いまでの事故対応について、アンケート協力をいただく調査で1998年9月より実施いたしております。実施結果は次のとおりです。

①対象

保険金をお支払いしたお客様全員にアンケートハガキを郵送し実施。

②実施期間

2014年4月～2015年3月

③アンケート項目

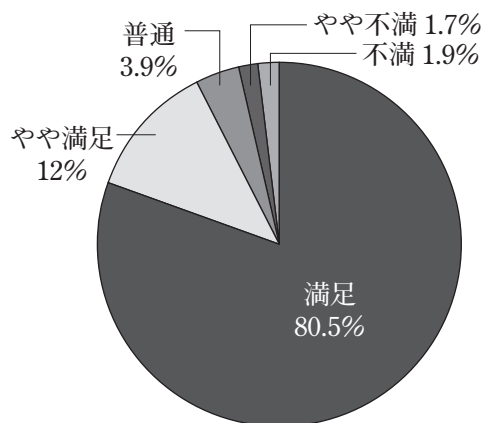
9つの設問

④回答率等

- ・ 発送者数；44,028名
- ・ 回答者数；5,978名
- ・ 回答率；13.6%

⑤調査結果

事故対応についての全体的な評価



- ・ 「満足」「やや満足」以上の合算が、92.5%となっています。
- ・ 「満足」「やや満足」「普通」以上の合算が、96.4%となっています。
- ・ 「やや不満」「不満」の合算が3.5%となっています。

⑥お客様からのご不満・ご要望を承る窓口

お客様の声相談センター

フリーダイヤル 0120-532-200

受付時間：平日の午前9時～午後5時

＊年末年始は除きます。

⑦手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）

0570-022808

IP電話からは 03-4332-5241

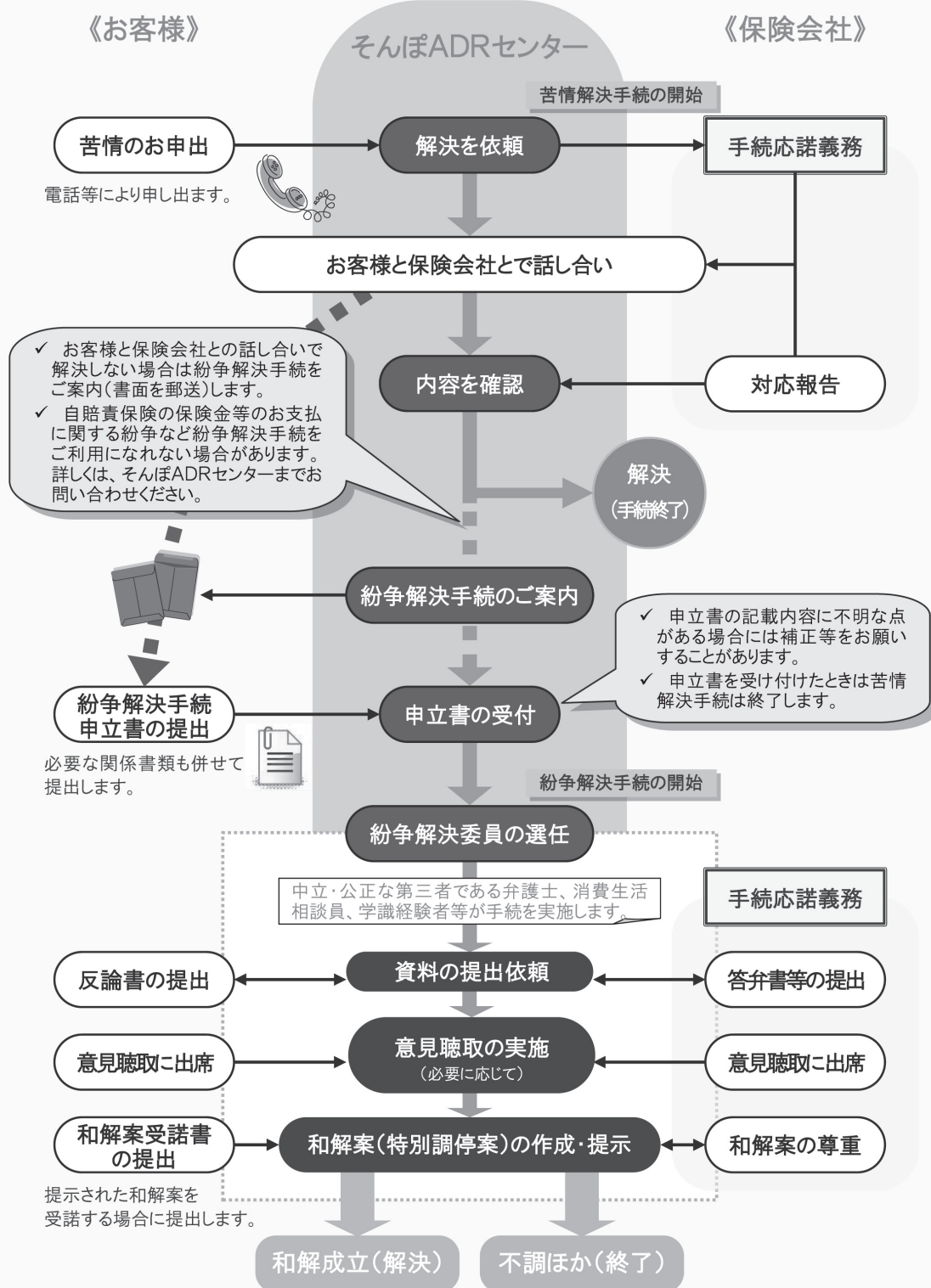
（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。



17 取扱い商品

(1) 販売商品の一覧

からだとレジャーの保険

《傷害保険》

海外旅行保険

海外旅行中の傷害事故のほか、病気、携行品の事故、損害賠償責任、救援者費用、航空機が遅延した場合の費用等についての保険金をお支払いするなど、旅行中の危険を補償する保険です。保険料は年齢により異なります。家族旅行またはハネムーンには、家族旅行特約をセットしたファミリー&ウエディングプランのご用意もございます。現地にてきめ細かい日本語サービスをご提供する「Jiデスク」等の海外サービスも自慢です。



WEB専用海外旅行保険「t@bihoたびほ」 (リスク細分型特定手続用海外旅行保険)

旅行方面と年齢により保険料が異なるインターネット専用の海外旅行保険です。ご契約手続をインターネットに限定し、旅行先・年齢によりリスクを細分化した保険商品です。保険契約締結後は、専用のマイページを開設し、契約内容の確認やこれまでの利用履歴を確認できます。また、契約内容変更などのお手続をインターネット上で行うことができます。この商品は、インターネット専用商品の

ため、上記の海外旅行保険とは、ご提供する商品内容・サービスが異なります。

国内旅行保険

国内旅行中の傷害事故について保険金をお支払いするとともに、特約をセットすることにより損害賠償責任、携行品損害、救援者費用、航空機欠航宿泊費用等についても保険金をお支払いする保険です。

旅行総合保険

1年間の保険期間中であれば、海外旅行（出発日より31日限度）・国内旅行（出発日より7日限度）について、旅行のたびに保険加入手続きをすることなく、何度でも、旅行中の事故や病気（海外のみ）などについて補償する保険です。

普通傷害保険

傷害保険の中で補償する保険です。国内・国外を問わず家庭内、職場内、通勤途上、旅行中等日常生活におけるケガ等の事故に対して補償します。また、特約により損害賠償責任に対する補償をセットすることもできます。

交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、自動車・電車・航空機・船舶等に乗っている間に生じたケガなどの事故および歩行中の交通事故（駅構内での事故を含みます。）等を補償する保険です。

ファミリー交通傷害保険

1枚の保険証券で家族全員を被保険者（保険の対象となる方）とすることができる交通事故傷害保険のファミリー版です。

こども総合保険

満23歳未満または学校教育法に定める学校の学生・生徒のための総合保険で、本人の傷害事故、損害賠償責任のほか、扶養者がケガ等の事故で死亡または重度後遺障害（※）となった場合の育英費用に関する保険金をお

支払いします。

※重度後遺障害とは、①両眼失明、②咀嚼^そしゃくおよび言語の機能を廃した障害、③神経系統の機能または精神の著しい障害により常に介護を要する障害等をいいます。

青年アクティブライフ総合保険

仕事は勿論、余暇や自由時間も充実させようとするライフスタイルにマッチした保険で、携行品損害、個人賠償責任、レンタル用品賠償責任、キャンセル費用等が補償されるほか、アフターファイブやウィークエンド等の就業時間外に被ったケガ等の事故については2倍の保険金をお支払いすることができる等の特徴を持っている総合保険です。

自転車総合保険

自転車に関するケガ等の事故、損害賠償責任等について保険金をお支払いする保険です。

旅行事故対策費用保険

旅行会社等が取り扱った旅行へ参加中の旅行者にケガ等の事故が発生した結果、その会社が負担する見舞費用、救済者費用やその他の費用等について保険金をお支払いする保険です。

旅行特別補償保険

企画旅行参加中の旅行者が傷害または携行品の事故に遭ったことにより、旅行業約款に基づき旅行会社が支払う補償金に対して保険金をお支払いする保険です。

学校旅行総合保険

学校教育の一環として行われる国内および海外への修学旅行、遠足等を対象とする保険です。旅行参加者に対しては傷害、病気（海外のみ）、個人賠償責任、救済者費用等を、学校に対しては緊急対応費用、損害賠償責任、参加者が死亡した場合の弔慰費用等の保険金をお支払いします。

《傷害保険以外の保険》

個人賠償責任保険

個人の住宅の管理や日常生活に係わる第三者に対する法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

スポーツ賠償責任保険

対象とするスポーツの種類（数種のスポーツを列挙することもできます。）を特定し、そのスポーツのプレー中の事故によって、第三者にケガをさせたり物を壊したことによる法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

《その他のレジャー関連保険》

旅行業者賠償責任保険…等

住まいの保険

リビングサポート保険

生活用動産について生じた偶然な事故による損害に対して保険金をお支払いする保険です。さらに、引越中に生活用動産に生じた損害、家主に対する借用住宅の修理費用などについても保険金をお支払いします。また、特約をセットすることでドアロック交換費用、給排水管修理費用などについても保険金をお支払いします。

地震保険

住まいの火災保険にセットして引き受け、住居として使用される建物や家財についての地震、噴火、津波による火災、損壊、埋没、流失により生じた一定基準以上の損害について保険金をお支払いする保険です。

企業・商店の保険

興行中止保険

偶然な事故や気象状況等によりコンサート、スポーツ・イベント等の興行が中止になったことによる主催者の損害等について保険金をお支払いする保険です。

レジャー・サービス施設費用保険

ホテル・旅館、デパート、スーパーマーケット、鉄道等のレジャー・サービス施設内で発生した事故により施設の所有・使用・管理を行う者が負担した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、災害広告費用について保険金をお支払いする保険です。

普通火災保険

建物やその収容動産について火災、落雷、破裂・爆発等による損害のほか、これらに伴って生じた臨時費用、残存物取片づけ費用、損害防止費用、地震火災費用に関する保険金をお支払いする保険です。事務所、店舗（一般物件）を対象とする契約のときは、仮店舗や代替物の賃借費用等についても保険金をお支払いします。

店舗総合保険

店舗または店舗併用住宅の建物や収容物について普通火災保険の補償内容のほか、外部からの物体の落下・衝突、水濡れ、騒擾^{そうじょう}、盗難、水災によって生じた損害や持ち出し家財（旅行、買物等のために一時的に持ち出された家財）の損害についても保険金をお支払いする保険です。また、特約をセットすることにより店舗賠償責任、借家人賠償責任についても保険金をお支払いします。

店舗休業保険

中小店舗を対象とし、建物またはその収容動産の火災、落雷、破裂・爆発、風・雹^{ひょう}・雪・水災、盗難、建物外部からの物体の落下・衝突、水濡れ、騒擾^{そうじょう}等のため、あるいは

電気・ガス・水道・電信・電話などの外部ユーティリティ施設の事故のため営業が休止または阻害された場合の利益の減少について保険金をお支払いする保険です。

動産総合保険

動産を対象として、火災による損害、盗難、破損など幅広い偶然な事故による損害について保険金をお支払いする保険です。

施設所有（管理）者賠償責任保険

工場、デパート、学校、劇場、看板等の各種施設の管理不備もしくは欠陥等による事故、または施設を拠点として行われる業務中の偶然な事故によって生じる法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

請負業者賠償責任保険

ビル建設、土木工事等の請負作業中の事故や業務遂行のために所有・使用・管理している施設の管理不備や欠陥による事故によって生じる法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

生産物賠償責任保険

製造・販売した財物、または行った仕事の結果が原因となって発生した事故によって生じた法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

受託者賠償責任保険

他人から預かっている物を保管している間に損壊・紛失したり盗まれたため貸し主、預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

旅館賠償責任保険

旅館・ホテル営業上発生する下記の事故によって生じる法律上の損害賠償責任を負担し

た場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

- ・建物設備の欠陥・不備あるいは従業員の不注意により生じた事故
- ・提供した飲食物が原因で生じた事故
- ・クローク等でお客様より預かった財物に生じた事故

自動車管理者賠償責任保険

駐車場業者・自動車修理業者等が業務上預かった自動車を保管中に損壊、紛失したり盗まれたため預け主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする保険です。

労働災害総合保険

労災事故によって従業員が死亡もしくは身体障害を被った場合に、政府労災保険の上積み補償として事業主が支払う補償金に対して保険金をお支払いする保険です。また、労災事故につき事業主が法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害について保険金をお支払いする方式の契約も可能です。

機械保険

工場、事務所、ビル、倉庫等で稼働している機械、機械設備、装置が火災や盗難以外の偶然な事故によって損害を被った場合、損害発生直前の稼働可能な状態に復旧するのに要する修理費用、残存物取片づけ費用等について保険金をお支払いする保険です。

《その他の企業向け保険》

昇降機賠償責任保険…等

(2) 主な商品改定

2012年4月～2014年3月における主な商品内容・料率の改定状況は以下のとおりです。

○海外旅行保険の改定

2014年4月1日以降の旅行開始契約について、以下の改定を行いました。

- ・自社の保険成績の動向および参考純率の改定により保険料率を改定し、年齢別料率の導入を行いました。
- ・後遺障害保険金の支払について、「後遺障害保険金支払区分表」に基づく支払方式から、政府労災に準拠した「後遺障害等級表」に基づく支払方式に改定しました。
- ・「旅行キャンセル費用補償特約」、「旅行中断費用補償特約」、「緊急歯科治療費用補償特約」を販売しました。
- ・上記の他、特約の統合、法改正および表現の明確化等の約款改定等を行いました。

(2014年4月)

○WEB専用海外旅行保険

「t@biho (たびほ)」の販売

- ・WEB専用海外旅行保険「t@biho (たびほ)」(正式名称：リスク細分型特定手続用海外旅行保険)を開発しました。

(2012年6月)

○国内旅行保険の改定

2014年4月1日以降の旅行開始契約について、以下の改定を行いました。

- ・参考純率の改定に伴い、保険料率を改定しました。
- ・後遺障害保険金の支払について、「後遺障害保険金支払区分表」に基づく支払方式から、政府労災に準拠した「後遺障害等級表」に基づく支払方式に改定しました。
- ・入院保険金、手術保険金、通院保険金の見直しを行いました。
- ・上記の他、法改正および表現の明確化等の約款改定等を行いました。

(2014年4月)

○旅行事故対策費用保険の改定

2014年4月1日以降の保険責任開始契約について、以下の改定を行いました。

- ・「保険金支払責任拡大特約(入院3日型)」、「保険責任延長特約」を販売しました。これにより、保険金支払条件において入院日

数を7日以上としている条件について3日以上に緩和すること、保険責任の終期について海外旅行保険、国内旅行保険と同様の自動延長（海外72時間、国内48時間）が可能となりました。

（2014年4月）

○傷害保険の改定

2013年10月1日以降の保険責任開始契約について、以下の改定を行いました。

- ・参考純率の改定に伴い、普通傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、こども総合保険における一部保険料率を改定しました。
- ・後遺障害保険金の支払について、「後遺障害保険金支払区分表」に基づく支払方式から、政府労災に準拠した「後遺障害等級表」に基づく支払方式に改定しました。
- ・入院保険金、手術保険金、通院保険金の見直しを行いました。
- ・交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険において、建物火災の補償の見直しを行いました。
- ・上記の他、法改正および表現の明確化等の約款改定等を行いました。

（2013年10月）

18 各種サービスのご案内

海外旅行保険の各種サービス

お客様が、旅先でお困りになったりトラブルに見舞われたとき、一番必要なものは現地でのプロフェッショナルなサービスです。Jiデスクは、日本人旅行者の多い海外55都市に設置されたサービスデスクです。トラブ

ルで一番困るのは言葉と習慣の違いです。現地の事情に精通した担当者による親切な対応、日本語サービスが受けられます。

※WEB専用海外旅行保険「t@biho（たびほ）」の海外サービスは、以下の内容と異なります。

海外旅行保険SERVICEの7つの柱

SERVICE ①	日本語で事故・トラブルの相談ができる、海外55都市の「Jiデスク・Jiラウンジ」
SERVICE ②	キャッシュレスで治療が受けられる、海外300ヵ所を超える「Ji キャッシュレス提携病院」
SERVICE ③	現地の最新情報の取得や、旅行の予約・手配ができる「トラベルサービス」
SERVICE ④	大型団体への安心サービスである「ウェルカムサービス」
SERVICE ⑤	海外ネットワークを駆使して提供する「危機管理サービス」
SERVICE ⑥	重症時に24時間迅速に対応する「緊急メディカルサービス」
SERVICE ⑦	よりお客様にご満足いただくための「お客様サポートサービス」

SERVICE①

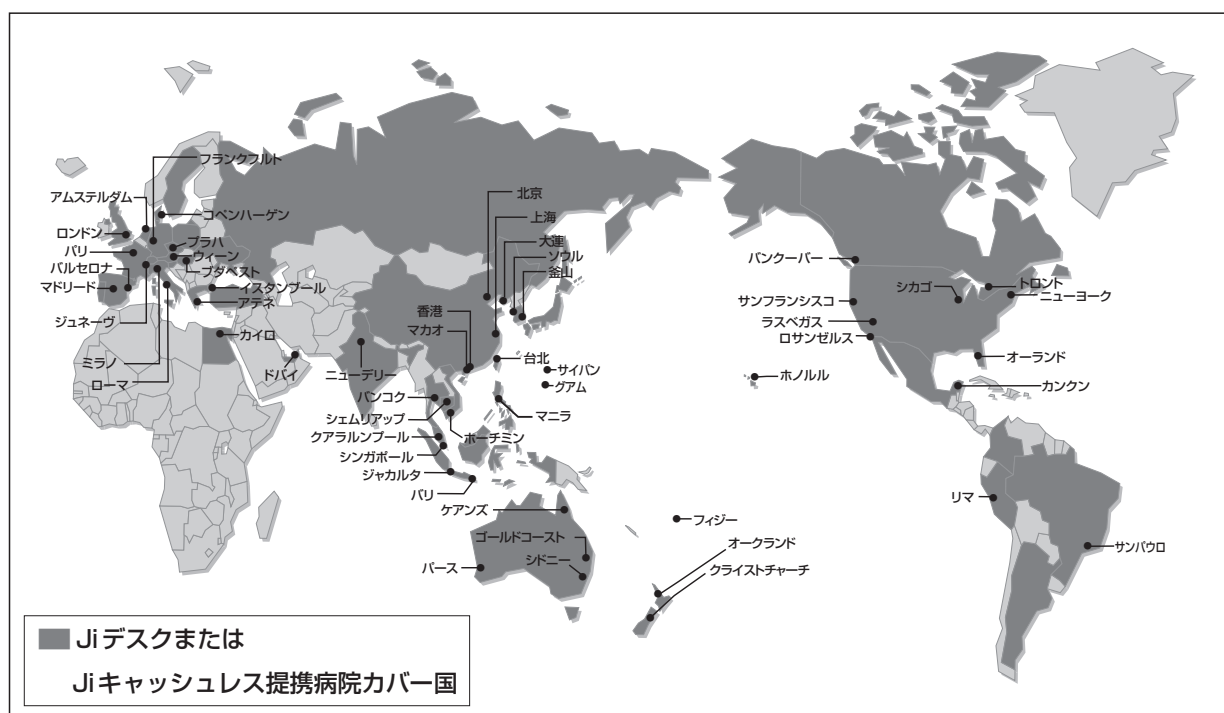
【Jiデスク】

お客様がお困りになったり、トラブルに巻き込まれた時、一番必要なのは現地におけるプロフェッショナルなサービスです。

そんな時、お役に立つのがJiデスクです。

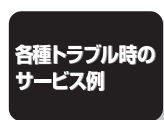


【Jiデスク所在地】（2015年4月1日現在）



〔事故発生時のサービス内容〕

※一部都市については、現地事情により提供できないサービスもございます。



SERVICE②

【Ji キャッシュレス提携病院】

【キャッシュレスメディカルサービス】

当社では、海外の300カ所を超える医療機関と「Ji キャッシュレス提携病院」として提携し「キャッシュレスメディカルサービス」を提供しております。

一般的に海外では治療費が高額ですが、治療費の持ち合わせがなくても、キャッシュレスで治療を受けることが可能であり、手続きが簡便で便利な点が好評です。

【ご利用方法】

ア. 最寄りのJiデスクにご連絡ください。予約の手続きをいたします。

(直接「Ji キャッシュレス提携病院」にご連絡することも可能ですが、よりスムーズです。)

イ. 「Ji キャッシュレス提携病院」の受付で保険契約証またはIDカードをご提示いただき、当サービスのご利用をお申し出ください。

ウ. 病院に備え付けの書面にサインをしていただきます。

エ. 受診

オ. 終了（治療費は「Ji キャッシュレス提携病院」から直接当社に請求されます。)



【特徴】

- ・すべての「Ji キャッシュレス提携病院」で金額の多少に関わらず「キャッシュレスメディカルサービス」がご利用いただけます。
- ・日本語を話す医師が治療を行う病院も多数あります。
- ・言葉でお困りの場合はJiデスクがお手伝いいたします。

SERVICE③

【トラベルサービス】

当社では海外旅行保険にご加入いただいたお客様に、事故の場合以外でもご利用いただけるように旅行に関連した「トラベルサービス」を提供しております。

海外55都市のJiデスクでは、ホテル・レストランのご案内や予約、交通機関やイベントのチケット手配などのサービスを提供しております。

SERVICE④

【ウェルカムサービス】

大型団体旅行の場合、オーガナイザーまたは旅行会社の不安も大きくなります。当社では、事前に現地での受入体制を整え、スムーズに団体旅行が進むようにお手伝いするサービスを提供しております。

ア. インフォメーションサービス

被保険者の情報（団体名・氏名・保険契約内容・旅行行程表等）をJiデスクへ事前に知らせ、緊急対応に備えます。

イ. Ji キャッシュレス提携病院開設サービス

目的地にJi キャッシュレス提携病院がない場合、臨時開設等をいたします。

ウ. ハワイ危機管理セミナーサービス

ハワイ地区への団体旅行の視察に際し、Ji デスクホノルラウンジ内で、ハワイの医療事情や事故例等のセミナーを行います。

エ. ジェイアイ担当者同行・現地事務局開設サービス

一定条件の大型団体からのご要請により、

当社の担当者が現地に同行して事務局を開設し、事故対応に備えます。

SERVICE⑤

【危機管理サービス】（学校法人様向け）

近年、危機管理の重要性が叫ばれるようになりました。しかし、言葉・慣習が日本とは大きく違う海外における危機管理体制を整えることは、学校法人にとって大きな負担です。当社が持つ海外ネットワークを駆使し、そのノウハウを提供するサービスです。

ア. 平時：リスクマネジメントサービス

各種セミナー、情報提供、対応シミュレーション訓練等を実施いたします。

イ. 緊急時：クライシスコンテインメントサービス

重大事故の場合、学校法人様の緊急対策本部の支援等を行います。

SERVICE⑥

【緊急メディカルサービス】

海外で発生する事故・トラブルを円滑に解決するため、当社ではよりネットワークを拡充し、Jiデスクと連携を行い対応しております。

〔主なサービス〕

現地で緊急入院が必要な場合等、お客様の容態が重病・重傷の場合は、Jiアシスタンスセンターが緊急対応を行います。

- ・ 病状・治療の経過報告
- ・ 治療費の支払い保証
- ・ ご家族への連絡
- ・ 救援者の渡航手配
- ・ 移送機関の手配
- ・ 付添医師・看護師の手配
- ・ 医療の搬送等

SERVICE⑦

【お客様サポートサービス】

事故やトラブルの際、お客様によりご満足いただけることを目指し、様々なサービスを提供しております。

ア. スーツケース引取・修理・お届けサービス

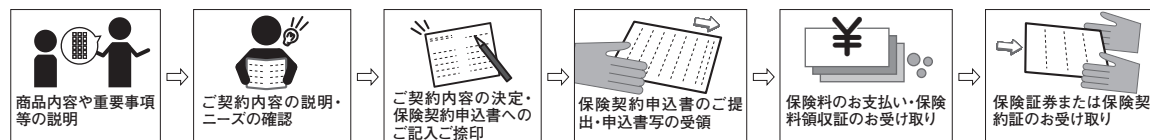
スーツケースが破損した場合に、ご自宅まで宅配業者がお引取に伺い、専門業者が修理を行った後、ご返却するサービスです。（見積もりのみのご利用も可能です。）修理の有無にかかわらず、お引取費用の負担はありません。

イ. Jiデスクたび情報局

出発前に現地の情報をインターネットで検索していただけます。都市データ、医療・治安・安全情報等、事前に入手しておくことでトラブル対策になるとともに、旅の楽しみも広がる情報が満載です。

* 海外サービス全般において、状況によりサービスが提供できない場合、また実費が発生する場合がございます。詳細につきましては、ご契約時にお渡しする「海外安心サービスガイドブック」または「海外旅行保険ご契約のしおり」をご参照いただくか、当社までお問い合わせください。

19 契約の募集



(1) 契約締結（募集）の仕組み

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社の委託を受けた代理店が行います。

代理店は、損害保険会社から保険契約を結ぶ権限の委託を受けて、その保険会社のために保険申込人と間に保険契約の締結の代理を行います。

保険契約をお申込の際には、保険会社の社員または代理店が、「パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報等）」等を用いて、保険商品の内容を十分にご説明するよう努めております。

また、ご契約に際し、「ご契約内容確認書」等により、お客様の保険契約についてのご意向や、保険金額、補償内容、割引適用の状況など適正な契約内容となっているかの確認を実施しています。よくご相談いただいたうえで保険契約申込書に必要事項をご記入ご捺印いただきますようお願いいたします。

保険契約者から保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。これで保険契約の手続が完了し、後日、保険証券をお送りいたします。

なお、海外旅行保険等では、保険契約の手続き完了と同時に、主として保険証券に代えて保険契約証を発行することにしております。

また、海外旅行保険等では、空港に設置の保険引受機、インターネットによる保険契約の締結も行っております。

(2) クーリング・オフ制度

保険期間が1年を超える個人顧客の保険契約（契約の債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申し込まれた保険

契約等を除きます。）が対象となります。保険のお申込をいただいた日、または、クーリング・オフに関する説明が記載された書面を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金などを負担することなくお申込の撤回または解除を行うことのできる制度です。

(3) 契約内容の確認

個人向けの傷害保険、火災保険および賠償責任保険を中心として、「ご契約内容確認書」または「重要事項説明書」などにより、「お客様（保険契約者）のご意向に沿ったご契約内容となっているか」「ご契約内容や保険料が適切であるか」をお客様ご自身がご確認いただける書面を作成しご契約締結前にご案内し、確認の手続きを実施しております。

(4) 代理店の役割と業務内容

代理店は、当社との間で損害保険代理店委託契約書を取り交わし、この委託契約書にもとづいて当社に代わって、お客様（保険契約者）への保険契約の勧誘から締結までを行います。（当社は、代理店に対して保険契約の締結権を委ねています。）

代理店の重要な役割は、当社とお客様の間に立ち適切な保険商品やサービスを提供し、お客様を様々なリスクから守ることです。このため、代理店はお客様が損害保険に加入しようとする場合は、その希望される保険商品やサービスの提供ができるよう常日頃から心がけています。

[代理店の業務内容の主なもの]

- ①保険の相談、商品内容の説明、重要事項（契約概要・注意喚起情報等）の説明
- ②保険の対象の確認
- ③保険契約内容の確認およびお客様の意向の確認
- ④保険契約の締結、当社への契約報告
- ⑤保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- ⑥保険契約証の交付
- ⑦保険契約内容の変更・解約等の申し出の受付とその手続き
- ⑧事故の受付と当社への通知
- ⑨その他保険募集・契約の締結に必要な業務

（５）代理店登録

代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条にもとづき内閣総理大臣〔実務上は財務（支）局長〕に登録することが必要です。また、代理店に所属して保険募集を行う人も財務局へ届出を行います。

注）保険業法第275条では保険業法第276条に定める登録をした代理店若しくはその役員若しくは使用人でなければ何人も保険募集をしてはならない、としています。

（６）代理店の資質の向上

当社では、代理店がお客様のニーズを的確に把握し、それに適応した保険商品やサービスの提供を行うこと、また、代理店の自立化を目指しています。

そのために、当社は代理店に対して法令等遵守状況、業務遂行状況、顧客対応状況等の確認・指導を行い、代理店の資質の向上を図っています。また、募集に従事する個人に対しては、所定の教育制度を設けて運用しています。

（７）代理店教育

《損害保険募集人一般試験（損保一般試験）》

一般社団法人日本損害保険協会が実施する試験で、募集人が契約者に対して保険商品に関する重要事項をきちんと説明するた

めの知識を損保業界として共通の内容で教育する制度です。損保一般試験は、基礎単位と商品単位から構成されています。

基礎単位

損害保険の販売に携わるうえで必要となる「代理店の役割」「守らなければならないルール」「損害保険商品」などの基本的事項と、傷害・火災・自動車の各保険の基礎知識を習得することを目的とした内容です。損保業界の自主ルールとして基礎単位の合格を代理店登録・募集従事者の届出の要件としています。

商品単位

商品説明、意向確認、契約締結を行う保険商品の知識を習得する事を目的とした内容で、「傷害疾病保険単位」「火災保険単位」等があります。募集人自身が取り扱う保険種目に応じて資格を取得する必要があります。

（８）代理店数

当社の2015年3月末時点における代理店数は、927店です。

20 勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」にもとづき、お客様に保険商品を販売する場合の勧誘方針に関して、次のとおり定め、適正な商品の販売活動に努めてまいります。

〔勧誘方針〕

1. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます。
 - 販売等にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
 - お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法等を創意工夫し、適正な販売・勧誘活動を行います。
2. お客さまの意向と実情に応じた勧誘に努めます。
 - お客さまの保険商品に関する知識・加入経験、加入目的、資力の状況等、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った商品の説明および販売に努めます。
 - お客さまと直接対面しない販売等（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等を創意工夫し、お客さまにご理解いただけるよう努めます。
 - 販売・勧誘活動は、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分な配慮をいたします。
3. 保険金の不正取得防止に努めます。
 - 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう常に努力してまいります。
4. お客さま情報の取扱いに万全を尽くします。
 - お客さまに関する情報については、適正な取扱いを行い、プライバシー保護の観点から、その管理に万全を努めます。
5. 保険事故が発生した場合には、適切な対応に努めます。
 - 保険事故が発生した場合には、迅速かつ公正な対応に努めます。
6. お客さまの満足度を高めるよう努めます。
 - お客さまの様々なご意見の収集に努め、その後の販売・勧誘活動に活かすことにより、お客さまの満足度が高まるよう努めます。

21 保険の仕組み

(1) 保険の仕組み

保険契約とは、一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（保険金のお支払い）を受けるために、同一の危険にさらされている多数の人々が、大数の法則（統計を基にした確率）によって算出された一定額（お支払いいただく保険料）の拠出をすることにより、事前に経済的な準備を形成する制度です。当社が取り扱う保険契約は、以下のものです。

- ・損害保険契約：一定の偶然の事故によって生ずることのある損害を補償するもの
- ・傷害疾病損害保険契約：人の傷害疾病によって生ずることのある損害を補償するもの
- ・傷害疾病定額保険契約：人の傷害疾病にもとづき一定の保険金のお支払いを約束するもの

(2) 保険契約の性格

保険契約とは、保険会社が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（保険金のお支払い）を約束し、保険契約者はその一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。（保険法第2条第1号）

保険契約は、保険契約者になろうとする方と保険会社の合意によって成立する諾成契約で、有償・双務の契約ですが、保険会社は多数の契約を迅速かつ正確に引き受けるため、一定様式の保険契約申込書を使用し、保険契約の成立および内容の証拠となる保険証券（または保険契約証）を作成して保険契約者にお渡ししています。（保険法第6条、第40条、第69条）

（注）当社では、「保険証券の発行に関する特約」を付帯して保険証券の発行を省略する場合があります。

(3) 再保険

再保険とは、保険会社が負担する保険責任

の一部または全部を他の保険会社に引き受けてもらうことにより、危険の平準化、分散化を図ることをいいます。

この再保険により巨大損害や異常災害の発生に備えるとともに、保険会社の引受能力を増大させることで事業の安定を図っています。

（※）当社の再保険の方針については、p.25 参照

22 約 款

(1) 約款の位置づけ

保険約款は、目に見えない無形の商品である保険契約の内容、即ち保険契約の当事者である保険契約者と保険会社双方が持つ権利、義務等について定めたものです。

保険約款は、保険種目ごとに標準的な内容を定めた普通保険約款と、個々の保険契約によって普通保険約款の内容に変更を加えたり、普通保険約款に規定されていない事項について定めたりする目的で、付属的にセットする特別約款（特約）により構成されます。

保険約款には、主に次の規定を記載しています。

- ①用語の定義
- ②保険金をお支払いする場合
- ③保険金をお支払いしない場合
- ④お支払いする保険金の種類、内容および金額
- ⑤保険契約締結の際に、当社が重要な事項として求めた事項にご回答いただく告知義務
- ⑥保険契約締結の後に、当社が告知を求めた事項に変更が生じた場合にご通知いただく通知義務
- ⑦保険契約の終了に関する事項（無効、失効、取消し、解除）
- ⑧事故が発生した場合の義務
- ⑨保険金の請求手続

(2) ご契約時の留意事項

当社では、ご契約にあたり、保険商品の内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）、お申込みに際してお客さまに特にご注意いただきたい情報（「注意喚起情報」）をわかりやすく記載した書面（「重要事項説明書（※）」）をご用意しております。ご契約の際には、これらの書面を必ずご一読いただき、内容をよくご確認のうえ、また普通保険約款・特別約款（特約）の内容について十分な説明を受け、以下の点にご注意ください。

（※）名称は保険商品により一部異なることがあります。

- ①ご契約内容を十分にご確認ください。
- ②保険申込書は正しくご記入ください。
- ③適切な保険金額でご契約ください。

申込書に記載された内容も契約内容として契約者と損害保険会社の双方を拘束します。

なお、「重要事項説明書」の内容をご理解いただいた旨の確認として、所定欄に署名または捺印いただき、また、ご契約内容のご確認のため、申込書の写等を交付することとしております。

(3) 約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたって保険の内容をよくご理解いただくために、当社では、パンフレットや「ご契約のしおり」、「重要事項説明書」を用意し、約款の内容の概略をご紹介します。

これらのご案内には、告知義務（ご契約時に保険会社が求めた事項について、ご回答いただく事項）・通知義務（ご契約後の変更に関して保険会社に連絡していただく必要のある事項）、保険金がお支払いできない場合、保険金の支払い方、ご契約金額の決め方、失効・解約の取り扱いなど重要な事項が記載されています。ご契約にあたっては、必ずご一読ください。

23 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

お支払いいただく保険料は、傷害保険や火災保険など保険金額（ご契約金額）に保険料率を乗じて算出するものと、賠償責任保険など保険金額（ご契約金額）別に保険料が定められるものがあります。

保険料は、原則として保険契約の締結と同時に保険会社が領収すること（保険料即収の原則）となっており、保険期間（保険の契約期間）が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険会社は保険金をお支払いできません。

保険期間（保険の契約期間）中に危険の減少・増加などが生じた場合、また、保険契約が失効・解除した場合には、保険料の返還または請求をします。

(2) 保険料率

保険料率は、保険金の支払いに充てられる純保険料率（純保険料）と保険事業を運営するための費用に充てられる付加保険料率（付加保険料）によって構成されています。

火災保険料率ならびに普通傷害保険、交通事故傷害保険などの傷害保険（基本）料率については、損害保険料率算出機構が金融庁に届け出た参考純率を使用もしくは準用した料率を適用しています。

地震保険料率については、損害保険料率算出機構が金融庁に届け出た基準料率を適用しています。

その他の保険料率（保険料）については、当社が金融庁の認可を受けた、または届け出た純保険料率（純保険料）を使用もしくは準用した料率を適用しています。

24 保険金のお支払い

(1) 保険金のお支払いの仕組み

お客様が万が一事故にあわれた場合、ご契約いただいた保険の内容に従い、迅速に保険金のお支払いをさせていただくことが保険会社の使命です。当社では、事故にあわれたお客様に対し、親切・丁寧な事故の処理と迅速な保険金のお支払いをさせていただくために、本店（東京）ならびに佐賀の二拠点に損害サービス担当者を配置し、一方の拠点が災害等により業務不能の状況となった場合でも、継続して事故の受付・ご相談・保険金のお支払いを行えるよう体制を整えております。また、その他の各支店でも事故のご相談を行っています。

事故の発生から保険金のお支払いまで

- ①万一、事故にあわれた場合には、直ちに当社または当社代理店に事故の報告をお願いいたします。その際、ご契約者名、事故の日時、場所、事故状況、現状等をお伺いいたします。証券番号やご契約の内容もおわかりでしたら、併せてご連絡をお願いいたします。事故の報告が遅れますと、保険金のお支払いが遅延したり、お支払い出来なくなる場合もありますのでご注意ください。
- ②事故の報告を受付けますと、当社はオンライン処理により、事故の受付登録、保険の契約内容等の確認を行います。
- ③当社社員または当社が依頼した損害調査会社の調査員が事故の調査、確認等を行います。
- ④保険金請求に必要な書類を担当者からご案内いたします。

⑤ご契約者および関係者との折衝、ご提出書類にもとづく調査・確認等により、お支払いさせていただく保険金の額を決定いたします。

⑥保険金のお支払いは、国内においては、当社より直接お客様の銀行口座にお振り込みし、また海外へは、直接小切手を送付、もしくは、海外送金することにより、迅速なお支払いをいたしております。

(2) 新規事故受付窓口

事故にあわれたお客様からの24時間・365日体制にて、事故の受付および必要書類のご案内を行っています。

①新規事故受付センター

フリーダイヤル 0120-395-470

TEL 03-3237-2151

②佐賀SC

以下の支店では事故の相談のみとなります。各支店の住所、電話番号等はp.72に記載の所在地一覧表をご参照ください。

③北海道支店

④東北支店

⑤首都圏支店

⑥中部支店

⑦西日本支店

⑧中国四国支店

⑨九州支店

(3) 保険金請求書類の受付窓口

保険金請求書類は、保険金請求書類受付センターにて受付し、データ処理を行い、損害サービス担当者はイメージ画面により保険金お支払い手続きを行っています。

①郵便物受付窓口

〒330-9890 さいたま新都心郵便局私書箱70号

「ジェイアイ傷害火災保険(株) 保険金請求書類受付センター」

②宅急便等受付窓口

〒330-0801 埼玉県さいたま市大宮区土

手町2-15-1 小島MNビル2F

「ジェイアイ傷害火災保険㈱ 保険金請求書類受付センター」

(4) 事故相談のご案内（新規事故受付は上記）

本店および佐賀サービスセンター、支店においては平日 午前9時～午後5時の営業時間中に、事故のご相談をお受けしています。事故受付は上記(2)①新規事故受付センターにおいて営業時間外・夜間・休日についても国内外からの事故の受付・ご相談に対応しています。

25 業務の代理・事務の代行

当社は、2015年6月30日現在、保険業法第98条の規定にもとづき、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、朝日火災海上保険株式会社、および富士火災海上保険株式会社の各社から委託を受け、それぞれの会社を元受とする「海外旅行保険に係る業務の代理および事務の代行」を行っております。

26 損害保険用語の解説

保険約款に用語の定義がある場合は、保険約款の定義によります。

【一部保険】

保険の対象の保険価額よりも設定した保険金額が少ない保険を一部保険といいます。この場合には、損害額が保険金額の範囲内であっても、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が減額されて支払われます。

【解除】

保険期間中に、保険契約者または保険会社の意思により保険契約を取りやめることをいいます。

【解約】

保険期間中に、保険契約者の意思により保険契約を取りやめることをいいます。

【解約返戻金】

保険契約を取りやめた場合に、保険会社が保険契約者に支払うお金のことをいいます。なお、保険の種類や契約方式、取りやめた事由等により返戻金の有無や金額は異なります。

【価格変動準備金】

株式等の価格変動リスクに備え、支払い能力を確保するため保険業法115条によって定められている準備金で、積み立てる対象資産ごとの一定割合を積立限度額に達するまで毎期積み立てる積立金のことをいいます。株式等の売買等による損失の額が同利益の額を超え、その差額のてん補に充てる場合を除いては、原則として取り崩せないこととされています。

【過失相殺】

過失とは、事故の際の不注意のことであり、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【過失割合】

過失とは、事故の際の不注意のことであり、事故が起きた際、その事故の自分の過失と相手の過失を割合にしてあらわしたものをいいます。

【共同保険契約】

リスク分散その他の事情により一つの損害保険契約を複数の保険会社が共同で引き受ける契約形態をいいます。

【クーリング・オフ制度】

保険契約の取消し請求権をいいます。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える長期契約について、契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば契約の取消しができます。ただし、営業または事業のための契約等、対象外となる場合もあります。

【契約の更新】

既に保険契約に加入済みの保険の対象について、保険期間の終了に際して、引き続き新しい保険契約を締結し直すことをいいます。

【告知義務】

保険契約締結の際に、危険に関する重要な事項のうち、保険会社が重要な事項として求めた事項について、保険契約者または被保険者になる方に事実を正確にご回答いただく義務をいいます。

【再調達価額】

損害が生じた地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を新たに建築または購入するために必要な金額のことをいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

【参考純率】

損害保険料率算出機構が算出した、保険料率のうち事故が発生したときに保険会社が支払う保険金にあてられる部分をいいます。

【時価】

再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額のことをいいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「営業費および一般管理費」、「諸手数料および集金費」を総称していいます。

【地震保険料控除制度】

所得税法上および地方税法上、地震保険契約について、その支払保険料に応じた一定の額を保険契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

〔示談〕

損害賠償の解決方法の一つで裁判によらず賠償額などを当事者間で交渉して決める和解契約のことをいいます。

〔質権設定〕

債権者が債権の担保として債務者または第三者から受け取ったものを債務が弁済されるまでに留置して、弁済されない場合にはそのものから優先的に弁済を受けることができる権利を設定することをいいます。

〔失効〕

保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより、保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。

〔実損てん補〕

保険契約時にあらかじめ定めた保険金額を上限として、実際の損害額を保険金としてお支払いすることをいいます。

〔自動継続〕

保険契約者または保険会社のいずれかより特段の意思表示がない場合、保険契約が満了した時に同じ補償内容で自動的に契約を更新することをいいます。

〔主契約と特約〕

主契約は保険契約の基本となる部分で、主契約だけで契約は成立します。特約は主契約に付けるオプション部分で、特約だけで契約はできませんが、この特約により契約条件の変更、補償範囲の変更あるいは保険料を分割払いにするなど希望にあった契約内容とすることができます。

〔正味収入保険料〕

元受正味保険料に受再正味保険料を加え、支払再保険料を控除したものをいいます。

〔責任準備金〕

将来において生ずる保険契約上の支払義務（債務）に備えて積み立てる準備金の総称をいいます。

〔全損〕

保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことです。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいいます。）、後者の場合を経済的全損といいます。なお、全損に至らない損害を「分損」・「一部損」といいます。

〔相互扶助〕

保険は「相互扶助」つまり「助け合い」で成り立っています。

「自分が払い込んだものが他の多くの人を助けるために使われ、自分が助けられるときには、他の人が払い込んだものが使われる」ということになります。

〔ソルベンシー・マージン比率〕

保険会社が、大災害など通常の予測を超えて発生する危険に対し支払余力をどのくらい有しているかを判断するための、保険会社の経営の健全性を示す指標のことをいいます。

〔損害てん補〕

保険事故によって生じた損害に対して保険会社が保険金を支払うことをいいます。

〔損害保険契約者保護機構〕

経営破綻した損害保険会社の保険契約者を保護し、これにより損害保険事業に対する信頼を維持することを目的として、保険業法にもとづき設立された法人です。

〔損害保険代理店〕

保険会社の委託を受けて、保険会社の代わりに保険契約の締結、保険料の領収などの業務を行う者をいいます。

〔損害保険料率算出機構〕

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された団体です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考純率の算出等を行っています。

〔損害率〕

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えた額を正味保険料で除した割合を指します。

〔代位〕

権利を有する人に代わってその人の権利を取得することをいいます。

〔第三分野〕

第一分野・第二分野のいずれにも属さない傷害・疾病・介護などの保険分野のことをいいます。

第一分野：終身保険などの生命保険

第二分野：自動車保険、火災保険などの損害保険

[大数（たいすう）の法則]

サイコロを振って「1」の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど「6分の1」に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを「大数の法則」といいます。個々人にとっては偶然な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

[超過保険]

保険金額（契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える保険を超過保険といいます。

[重複保険]

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価（額）を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

[通知義務]

保険契約締結の後に、保険会社が告知を求めた事項のうち保険会社があらかじめ指定した事項に変更が生じた場合に、ご通知いただく義務をいいます。

[ディスクロージャー資料]

保険業法にもとづいて作成する保険会社の事業年度ごとの経営状況（業績および資産）を掲載した資料です。損害保険会社は毎年、ディスクロージャー誌を発行し、本店および営業所等の窓口に備え付けてあり、自由に閲覧することができます。本誌は当社の「ディスクロージャー誌」です。

[被保険者]

保険の対象となる方または保険の補償を受ける方をいいます。

[被保険利益]

損害の発生によって滅失する利益のことをいいます。ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物にある利害関係が該当します。損害保険契約には、被保険利益があることが必要です。

[比例てん補]

保険事故が生じたときの保険価額に対する保険金額の割合に応じて、保険金額が削減して支払われることをいいます。

[分損・一部損]

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

[保険価額]

被保険利益を金銭に評価した額。つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

[保険期間]

保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときには保険会社の責任は開始しないと定めていることが多いので、その場合は保険事故が発生しても保険金は支払われません。

[保険業法]

保険事業の監督法規と保険事業を営む者の組織およびその行為に関する規定を含む1939年（昭和14年）制定（1995年（平成7年）全面改正）の法律のことをいいます。保険事業が健全に運営されることにより、保険契約者等を保護するために定められています。

[保険金]

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

[保険金受取人]

保険金を受け取る者として保険契約で定める方をいいます。

[保険金額]

保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額となります。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

[保険金が支払われない場合]

保険金が支払われない保険契約上の事由のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約にもとづいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたときには例外としてその義務を免れることが保険契約上規定されている場合があります。

例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故などによる損害については保険金を支払わないと規定している保険約款があります。

【保険契約者】

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

【保険契約準備金】

保険契約にもとづく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】

保険契約を申込みする際に保険契約者が記入・捺印し、保険会社に提出する所定の書類のことです。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

【保険者】

保険事故が生じたときに保険金の支払い義務を負う者のことをいいます。
一般的には、保険会社がこれにあたります。

【保険証券】

保険契約の申込み後、その保険契約内容を証明するため、保険会社が作成し保険契約者に交付する書面のことです。

【保険の対象】

保険をつける対象のことをいいます。火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車などがこれにあたります。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知義務、保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款（特約）とがあります。

【保険料】

保険契約者が保険契約にもとづいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率】

保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。例えば、保険金額1,000円あたり1円の保険料であれば「1円」、または「1%（パーミル）」と表現されることがあります。

【満期日】

契約で定められた保険期間が終了する日のことをいいます。

【無効】

ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

【明記物件】

火災保険において、家財を保険の対象とする場合、1個または1組の価額が一定金額（30万円など）を超える貴金属、宝石、書画、骨董品などのことをいいます。これらについては、保険証券に明記して契約する必要があります。

【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小さな損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。免責金額を超える損害については、損害額から免責金額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。

【元受収入保険料】

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

【元受正味保険料】

元受収入保険料から諸返戻金を控除したものです。

【元受保険】

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対して

そのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する保険のすべてを指す場合もあります。

〔予定利率〕

保険会社は積み立てられた保険料を運用しています。そのため、運用によって得られる利益を予定して、あらかじめ保険料を一定の利率で割り引いています。この時に使用する利率を「予定利率」といいます。

〔リスク〕

損害保険では、危険のことを「リスク」という言葉で表現しますが、この場合の「リスク（危険）」は偶然な事故により損失が発生する可能性や不確実性という意味で使います。

会社概要

1 会社の沿革

(1989年7月～2015年6月)

年 月 主 な 出 来 事

1989年

- 7月 ジャパン・インターナショナル傷害火災保険株式会社設立
資本金 50 億円
本店所在地 東京都港区新橋6丁目1番11号
- 8月 事業免許取得
- 9月 営業開始
- 9月 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各支店を開設
- 10月 大宮支店を開設

1990年

- 4月 自動車損害賠償責任保険発売
- 6月 海外主要都市で日本語で事故サービスを行う「Jiデスク」の設置
(ホノルル、パリ、ロンドン等海外主要26都市に設置)
- 12月 東京支店を廃止、本店営業部設置

1991年

- 4月 「特色ある営業展開による企業基盤の健全化・安定化」をキャッチフレーズとした、第1次長期経営計画（フォーチュン200）スタート
- 4月 AIG グループのレキシントン インシュアランス カンパニーから、株式の40%、40,000株をJTB（日本交通公社）へ、10%、10,000株をJTBトラベランドへ譲渡
- 4月 自動車総合保険発売
- 5月 Jiデスク28都市に拡充
- 10月 企業費用・利益総合保険発売
- 11月 レジャー・サービス費用保険発売

1992年

- 3月 Jiデスク30都市に拡充

- 4月 社名をジェイアイ傷害火災保険株式会社へ変更
- 7月 たびたび（旅行券前払いプランナーJTB）、貯蓄保険（生保一平和生命）、傷害保険（損保）をセットした複合型商品「たびたびクラブ」発売
- 10月 Jiデスク31都市に拡充
- 11月 本店を千代田区一番町20番地5に移転

1993年

- 4月 横浜支店を開設
- 6月 Jiデスク34都市に拡充
- 7月 キャンパー保険（賠償責任保険・ファミリーキャンプ特別約款）発売
- 7月 経営企画室設置
- 10月 代理店研修生（Jiレディース）制度導入

1994年

- 2月 財務部設置
- 4月 Jiデスク東京設置
- 9月 「お客様第一主義に徹し、風通しの良い会社であること」を経営理念とした第2次長期経営計画スタート

1995年

- 4月 旅行保険営業部、人事部設置
- 7月 米国駐在員のためのトータルサポートプログラム発売
- 12月 首都圏営業本部設置

1996年

- 2月 旅行保険部設置
- 2月 Jiデスク35都市に拡充
- 2月 海外情報をFAXで提供する「Jiデスクたび情報局」開始
- 4月 Jiデスクにて「Jiトラベルサービス」開始
- 4月 Jiデスク36都市に拡充

1996年

- 6月 海外サービス部設置
- 7月 「Ji インフォメーションデスク」を海外34カ所に設置
- 10月 「インターカルテ」のサービス開始
- 10月 Ji デスク37都市に拡充
- 11月 Ji デスク38都市に拡充

1997年

- 2月 ダイレクトマーケティング部設置
- 2月 Ji デスク39都市に拡充
- 3月 ウェルカム医療サービス（人工透析病院の手配）開始
- 7月 自動車通販および割安自動車保険販売
- 7月 ニッセイ損害保険株式会社との業務提携開始
- 7月 新潟空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 8月 ホノルル駐在員事務所「Ji デスクホノルルラウンジ」開設
- 9月 旅行中断特約発売
- 11月 Ji デスク45都市に拡充
- 12月 成田空港第2PTBに海外旅行傷害保険自動販売機設置

1998年

- 3月 営業開発部とダイレクトマーケティング部の統合によるマーケティング部設置
- 10月 たびネットによる傷害保険の発売開始
- 10月 「在宅酸素療法患者」向けサービス開始
- 11月 広島空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 12月 仙台空港、関西空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置

1999年

- 1月 クレジットカード専用自動販売機の設置開始
- 3月 成田空港第1PTBに海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 4月 営業推進本部設置
- 4月 名古屋空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 5月 福岡空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 6月 バリアフリー自動車保険発売
- 7月 白馬連峰遭難救助保険発売
- 7月 岡山空港、那覇空港に海外旅行傷害

保険自動販売機設置

- 8月 インターネットによる海外旅行傷害保険の募集開始
- 9月 新旅行発券システム稼働開始
- 10月 グラムラウンジ設置
- 10月 Ji デスク54都市に拡充
- 10月 営業推進本部、本店営業本部の改編およびダイレクトマーケティング部設置
- 12月 マルチメディアステーションによる保険募集開始
- 12月 富山空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置

2000年

- 2月 首都圏営業本部営業3部の移転
- 3月 羽田空港駅に自動販売機設置
- 3月 インフォクルーによる国内旅行傷害保険等の募集開始
- 3月 羽田空港駅に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 4月 広島支店の移転
- 4月 Ji デスク55都市に拡充
- 6月 創業10周年記念全国社員表彰式開催
- 7月 破損スーツケースの修理・集配サービス開始
- 7月 保険金の海外即時引き出しシステムの導入
- 7月 海外旅行傷害保険の死亡特別保険金等担保特約、航空機搭乗中倍額支払特約、航空機帰宅手荷物遅延特約、航空機遅延費用特約発売
- 7月 経営企画室と総務部の統合による企画総務部設置、代理店部を業務部に併合
- 8月 首都圏営業本部の移転
- 9月 営業推進本部、ダイレクトマーケティング事業部の改編
- 9月 シドニーオリンピック対策本部設置
- 10月 自動車保険の取扱を中止
- 12月 人事部を企画総務部に併合

2001年

- 1月 中部営業センターの移転
- 1月 首都圏北営業センターの移転
- 3月 西日本営業センターの移転
- 4月 中期事業計画スタート
- 4月 iモードによる旅行傷害保険募集開始
- 4月 銀行窓販開始

2001年

- 4月 北海道営業センターの移転
- 4月 東北営業センターの移転
- 4月 九州営業センターの移転
- 7月 インターネットによる海外旅行傷害保険の家族プラン等の引受開始
- 9月 テロ対策本部設置

2002年

- 1月 法務・コンプライアンス部設置
- 1月 首都圏北営業センターの移転
- 2月 治療・救済者費用担保特約および入院一時金担保特約の引受開始
- 2月 首都圏北営業センターを首都圏営業センターに統合
- 4月 新千歳空港ターミナルビルに海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 7月 お客様サポートデスク設置
- 12月 旅行総合保険「トラベル365」発売

2003年

- 4月 北海道営業センターの移転
- 8月 商品企画部設置
- 10月 那覇空港ビルディングに海外旅行傷害保険自動販売機設置

2004年

- 4月 情報システム部事務管理課を事務統括部に改編
- 5月 中部営業センターの移転
- 6月 「メディカル総合保険」発売
- 7月 「シニアライフ総合保険」発売

2005年

- 2月 営業本部設置、営業企画部・営業推進部の2部体制に改編、営業サポートセンター設置
- 2月 中部国際空港に海外旅行傷害保険自動販売機設置
- 4月 「新幹線運休保険」発売
- 8月 個人向け危機対応サービス「red24alert」取扱開始

2006年

- 3月 中部営業センターの移転
- 4月 営業本部内に事業開発部設置
- 4月 中国四国営業センターを開設
- 6月 「海外旅行保険」発売
- 6月 成田空港南ウィングに保険募集カウ

ンター設置

- 10月 「インバウンド保険」発売
- 11月 損害サービス管理部設置
- 11月 「メディカル総合保険」「シニアライフ総合保険」取扱中止

2007年

- 1月 「個人情報漏洩賠償責任保険」「学校総合賠償責任保険」発売
- 5月 宇宙旅行保険の認可取得
- 8月 お客様の声相談室設置

2008年

- 4月 海外ナビゲーションサービス「Global NAVITIME」にJi デスク・Ji キャッシュレス提携病院等の情報提供開始
- 6月 統合リスク管理部設置
- 7月 個人向け危機対応サービス「red24alert」の取扱中止
- 8月 北京オリンピックに向け、「オリンピックサポートセンター」を開設
- 11月 西日本営業センター、西日本損害サービスセンターの移転
- 11月 富士火災海上保険株式会社との業務提携開始

2009年

- 1月 朝日火災海上保険株式会社との業務提携開始
- 2月 営業企画部・営業サポートセンターの組織改編、お客様の声相談室をお客様の声統括室に改編
- 2月 JTB グループのJTB トラベランドから、株式の10%、10,000株をJTBへ譲渡
- 3月 代理店専用ホームページを開設
- 5月 ソニー損害保険株式会社との業務提携開始
- 12月 「個人情報漏洩賠償責任保険」「学校総合賠償責任保険」取扱中止

2010年

- 3月 営業本部を廃止、事業開発部を廃止、営業センターを支店に改編、法人営業支店設置、統合リスク管理部をリスク管理部に改編、損害サービス管理部、お客様の声統括室の統合による業務品質管理部設置、商品企画部と業務部

の統合による商品業務部設置、事務統括部を契約管理部に改編、損害サービス部をお客様損害サービス部に名称変更、西日本損害サービスセンターを廃止

- 5月 中国四国支店の移転
- 7月 アシスタンスサービス付き「インバウンド保険」の販売開始
- 10月 「提携病院 Web 検索システム」の運用開始
- 10月 羽田空港新国際ターミナルビルに海外旅行保険自動販売機設置
- 11月 「学校法人向け危機管理サービス」の提供開始
- 12月 チャーティスグループのレキシントン インシュアランス カンパニーから、株式の50%、50,000株をチャーティス・ファア・イースト・ホールディングスへ譲渡

2011年

- 3月 契約管理部を事務管理部に改編
- 4月 「メディカルアドバイス・サービス」の提供開始
- 4月 営業サポートセンターを営業サポート部に改編
- 9月 中部支店の移転
- 10月 「修学旅行変更保険天災補償付プラン」、「国内旅行保険（学校団体用）天災補償付プラン」の販売開始

2012年

- 1月 本店オフィスの全面的なリニューアル工事の実施
- 3月 「学校法人向け危機管理サポートサービス付海外留学生保険」のサポートを拡充
- 4月 営業企画部内に Web 事業部を設置
- 6月 WEB 専用海外旅行保険「t@biho（たびほ）」の販売開始
- 7月 ロンドンオリンピックに向け、現地事故対応を強化
- 7月 ロンドン旅行者向け無料アプリ「たびほロンドン」の提供開始
- 11月 株式の50%、50,000株を持つチャーティス・ファア・イースト・ホールディングスがAIGジャパン・ホールディングスへ商号変更
- 11月 「t@biho（たびほ）」に保険金請求・

事故受付機能を追加

2013年

- 3月 WEB 専用海外旅行保険「t@biho（たびほ）」のスマートフォン表示最適化の実施
- 4月 代理店部と営業推進部を統合し営業統括部に改編、Web 事業部を Web 営業部に改編
- 11月 サービスセンターの新設に向け、佐賀市と進出協定を締結

2014年

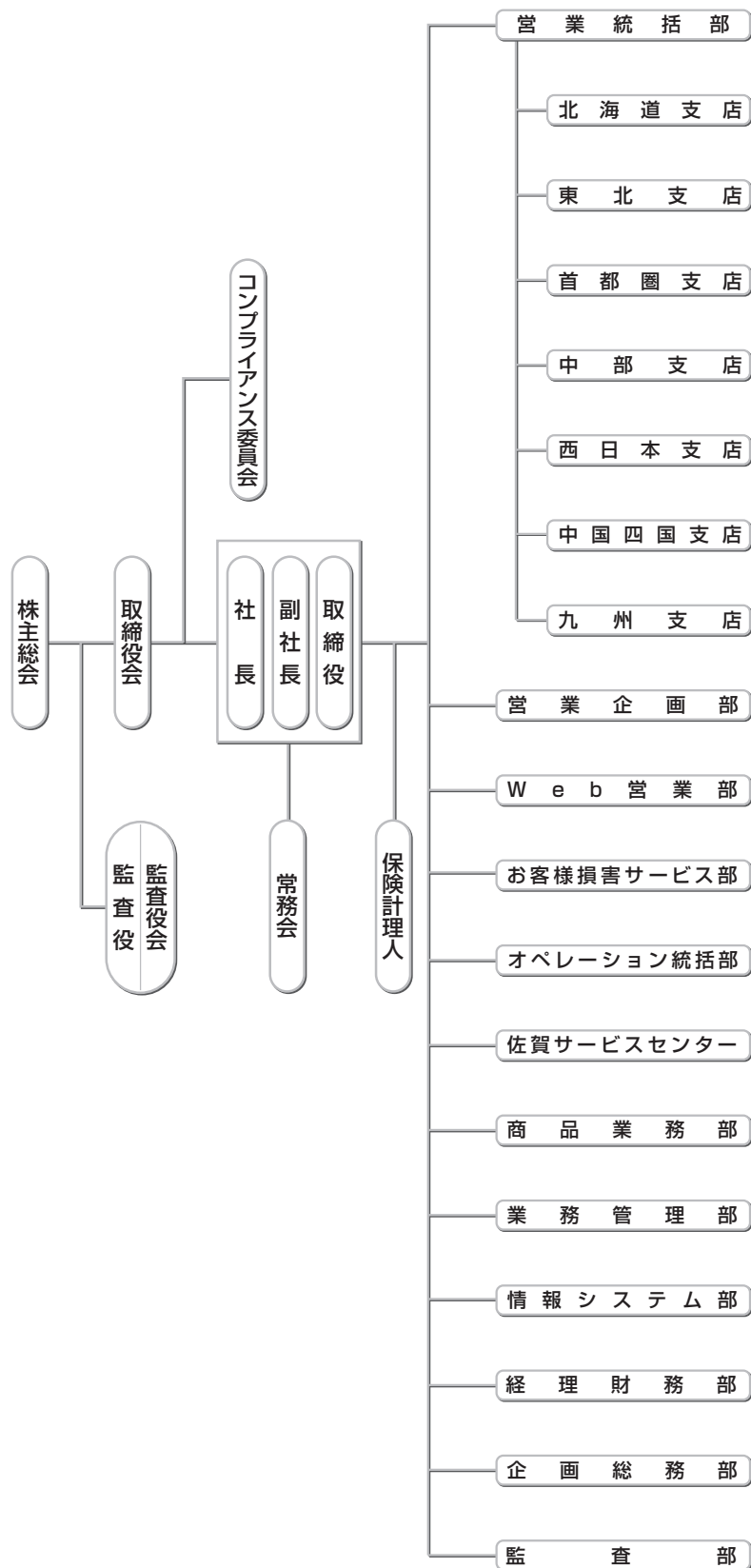
- 1月 海外旅行保険のパンフレットおよび申込書がUCDA「伝わるデザイン認証」を取得
- 2月 公式ホームページのリニューアルを実施
- 3月 営業サポート部と事務管理部を統合し、オペレーション統括部に改編、佐賀サービスセンター開設準備室を設置
- 4月 海外旅行保険の商品改定（年齢別料率の導入、緊急歯科治療費用補償特約の新設、旅行中断費用補償特約、旅行キャンセル費用補償特約の新設）を実施
- 6月 佐賀サービスセンターの設置
- 6月 ブラジル・サッカー世界大会において、現地サポートサービスを強化
- 8月 WEB 専用海外旅行保険「t@biho（たびほ）」がご契約者専用スマホアプリ「t@biho “スマートガイド”」サービス提供を開始
- 9月 首都圏支店の移転
- 12月 仙台空港において、デジタルサイネージ（電子看板）による「t@biho（たびほ）」加入サービスを開始

2015年

- 2月 大規模災害時の事業継続体制の一環として、第二データセンターを高松に構築
- 3月 首都圏支店に法人営業支店を統合、業務品質管理部、法務・コンプライアンス部およびリスク管理部を統合し業務管理部に改編、経理部と財務部を統合し経理財務部に改編
- 4月 自動車損害賠償責任保険の認可返上

2 会社の組織

(1) 当社の機構 (2015年6月30日現在)



(2) 国内営業体制 (2015年6月30日現在)

名 称	住 所	電話番号
本 店	〒102-0082 東京都千代田区一番町20番地5 AIビル	03 (3237) 2111
北 海 道 支 店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西四丁目1 北海道ビル8階	011 (210) 0301
東 北 支 店	〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目1番1号 仙台第一生命ビル8階	022 (225) 2911
首 都 圏 支 店	〒102-0082 東京都千代田区一番町20番地5 AIビル2階	03 (3237) 2211
中 部 支 店	〒450-0002 名古屋市中村区名駅三丁目16番22号 名古屋ダイヤビル1号館7階	052 (563) 6111
西 日 本 支 店	〒530-0004 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 アクア堂島NBFタワー12階	06 (6342) 1880
中 国 四 国 支 店	〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目1番22号 広島興銀ビル11階	082 (545) 8700
九 州 支 店	〒810-0072 福岡市中央区長浜一丁目1番35号 新KBCビル4階	092 (715) 6111

3 株主・株式の状況

当社の発行する株式は2015年6月30日現在、授権株式数は40万株、発行済株式数は10万株、資本金は50億円となっています。

(1) 基本事項

①定時株主総会開催時期

毎事業年度終了後4カ月以内に招集し、開催いたします。

②決算期日

3月31日

③基準日

定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終株主名簿に記載された株主とします。

④公告掲載の方法…インターネット

(アドレス) http://www.jihoken.co.jp/company/corp_zaimu.html

(2) 株式の分布状況、大株主

2015年3月31日現在の株主は2名で、以下の大株主に記載のとおりです。

①大株主

■AIG ジャパン・ホールディングス株式会社

東京都港区虎ノ門4-3-20

(所有持株数) 50,000株 (持株比率) 50%

■株式会社ジェイティービー

東京都品川区東品川2-3-11

(所有持株数) 50,000株 (持株比率) 50%

計 100,000株 100%

(3) 資本金および発行済株式の推移

当社は1989年7月に資本金50億円にて設立されました。その後、増資および転換社債の転換による資本金の推移はありません。

(4) 株主総会

①定時株主総会

第26回定時株主総会は、2015年6月26日(金)、当社本店役員会議室で開催されました。報告事項、決議事項は次のとおりです。

[報告事項]

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件

本件は、上記事業報告、計算書類の内容を報告いたしました。

[決議事項]

第1号議案

平成26年度剰余金の配当に関する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案

監査役全員任期満了に伴う3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に村山真実氏、中元紘一郎氏、高橋直樹氏が選任され、就任いたしました。

第3号議案

取締役1名辞任に伴う1名補充選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役にアンドラシュ・シェイエイ氏が選任され、就任いたしました。

第4号議案

辞任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、辞任取締役のウェイン・ルイス氏に対し、当社の定める基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会の協議

に一任することに決定いたしました。

第5号議案

退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、退任監査役の荒川純司氏に対し、当社の定める基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役会の協議に一任することに決定いたしました。

4 配当政策

剰余金の配当については、業績および今後の経営環境等を勘案し、内部留保の充実と安定的な配当を基本方針としています。

この方針にもとづき、当期の株主配当金につきましては、1株につき3,000円といたしました。

5 役員の状況

(2015年6月30日現在)

役名および 職名	氏名(生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	担当部門
取締役社長 (代表取締役)	高木 洋彦 (1955年2月4日生)	2001年10月 株式会社ジェイティービー 東京品川支店長 2003年10月 株式会社パシフィックツアーシステムズ(現株式会社PTS) 取締役 2005年12月 同社常務取締役 2008年10月 株式会社ジェイティービー WEB戦略推進部長 2010年 3月 同社取締役WEB戦略推進部長 2012年 6月 当社取締役 2013年 6月 代表取締役社長(現職)	監査部
取締役副社長 (代表取締役)	小池 雅仁 (1953年8月29日生)	2003年 1月 ロンドン保険会社 日本における代表者 2005年 5月 アメリカンホーム保険会社 バイスプレジデント スポンサーシップ マーケティング担当 2006年 4月 楽天インシュアランスプランニング株式会社 代表取締役社長 2007年 3月 アメリカンホーム保険会社 バイスプレジデント オペレーション・システム担当 2009年 6月 当社代表取締役副社長(現職)	情報システム部 お客様損害 サービス部 オペレーション 統括部 佐賀サービス センター
取締役	坂本 芳文 (1953年11月12日生)	1999年12月 アメリカンホーム保険会社 スポンサーマーケ ティング本部アシスタントバイスプレジデント本部長 2005年 5月 AIG株式会社 営業・マーケティング担当アシ スタントバイスプレジデント 2005年 6月 当社取締役代理店部長 2010年 3月 取締役(現職)	業務管理部 商品業務部
取締役	山添 信俊 (1963年7月23日生)	2004年 4月 株式会社ジェイティービー東日本営業本部 経営管理担当マネージャー 2008年 2月 同社総務部人事・制度チームマネージャー 2010年 2月 同社グローバル事業本部人事企画担当部長 2013年 4月 当社企画総務部調査役 2013年 6月 取締役企画総務部長(現職)	企画総務部 (企画総務部長委嘱)
取締役	川口 大景 (1960年7月5日生)	2004年 6月 株式会社ジェイティービー営業企画本部 国内チームマネージャー 2006年 4月 株式会社JTB首都圏 柏支店長 2009年 2月 当社営業本部営業推進部首都圏営業センター営業部長 2010年 3月 営業推進部 首都圏支店長 2013年 4月 営業統括部 首都圏支店長 2013年 9月 取締役(現職)	営業統括部 Web営業部 営業企画部
取締役	平野 秀俊 (1953年11月2日生)	1997年12月 AIU保険会社 経理部長 2000年10月 AIGKK AVP ノンライフ担当コントローラー 2001年 6月 AIU保険会社 取締役 経理・財務担当 兼 コントローラー 2005年12月 同社 経理・財務・再保険担当執行役員 2010年 6月 チャーティス・ビジネス・パートナーズ株式会社 (現AIGビジネス・パートナーズ株式会社) 専務執行役員 2014年 6月 当社取締役(現職)	経理財務部

役名および 職名	氏名(生年月日)	略歴および他の会社の代表状況
取締役	細野 顕宏 (1960年1月6日生)	2004年 2月 株式会社ジェイティービー 川崎支店長 2006年 4月 株式会社JTB法人東京 法人営業日本橋支店長 2009年 2月 株式会社JTB首都圏 東日本海外旅行仕入販売部長 2011年 4月 株式会社JTB法人東京(現株式会社JTBコーポレートセールス) 取締役 2012年 2月 同社取締役 企画仕入部長 2013年 2月 株式会社ジェイティービーグループ本社 執行役員旅行事業本部副本部長 2014年 2月 同社グループ本社 執行役員 旅行事業本部本部長 2014年 6月 当社取締役(現職) 2014年 6月 株式会社ジェイティービー 取締役 旅行事業本部長(現職)
取締役	金子 和彦 (1961年1月18日生)	2006年 4月 株式会社iJTB 取締役コーポレートデザイン本部長 2009年 6月 同社常務取締役経営企画本部長 2011年 4月 株式会社ジェイティービー 事業創造部長 株式会社JTBビジネスイノベーターズ 代表取締役社長 2011年 6月 当社取締役(現職) 2012年 4月 株式会社ジェイティービーグループ本社 執行役員事業創造部長 2014年 6月 同社取締役 経営企画部長(現職)
取締役	鈴木 雅己 (1961年1月7日生)	2005年 2月 株式会社ジェイティービー 浜松支店長 2008年 2月 株式会社JTB中部 執行役員 経営企画部長 2009年 4月 同社取締役 営業部長委嘱、経営企画部長委嘱 2011年 4月 株式会社iJTB 常務取締役 経営企画本部長 2014年 6月 株式会社ジェイティービーグループ本社 執行役員事業創造部長 兼 株式会社JTBビジネスイノベーターズ 代表取締役社長(現職) 当社取締役(現職)
取締役	ロバート・ノディン (1961年5月26日生)	2002年 10月 アメリカンインターナショナルグループ株式会社リージョナルバイスプレジデント 日本・韓国地域オペレーション・システムズ担当 2005年 12月 AIU保険会社 日本支店専務執行役員 システム&オペレーション担当 2011年 4月 同社日本支店 日本における代表者 兼 CEO 2012年 6月 チャーティス・ファアー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) 取締役 兼 COO 2013年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO(現職) 2014年 6月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役会長(現職) 2014年 6月 当社取締役(現職)
取締役	フランク・オニール (1963年8月22日生)	2009年 3月 AIGトラベル アジア太平洋地域担当リージョナルバイスプレジデント 2009年 6月 AIUファアー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) 執行役員 当社取締役(現職) 2011年 4月 AIU保険会社 専務執行役員 2013年 4月 AIU損害保険株式会社 取締役専務執行役員 2014年 9月 富士火災海上保険株式会社 取締役副社長兼チーフ・ディストリビューション・オフィサー 2015年 6月 同社専務執行役員兼チーフ・ディストリビューション・オフィサー(現職)
取締役	アンドラシュ・シェイイ (1975年8月13日生)	2002年 3月 AIGハンガリー(AIGヨーロッパS.A. ハンガリー支店) 2007年 12月 AIGセントラル ヨーロッパ アンド シーアイエス ロンドン リージョナル・コントローラー 2009年 9月 AIUファアー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) リージョナル・コントローラー 2012年 9月 チャーティス・ファアー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) ファイナンス・トランスフォーメーション・マネージャー 2014年 6月 AIU損害保険株式会社 取締役 富士火災海上保険株式会社 取締役(現職) 2015年 6月 当社取締役(現職) 2015年 6月 AIG富士生命保険株式会社 取締役(現職)
監査役	村山 真実 (1956年2月17日生)	2006年 6月 株式会社パシフィックツアースシステムズ(現株式会社PTS) 取締役経営企画室長 2007年 1月 株式会社PTS取締役経営企画・財務部長 2009年 2月 同社取締役経営本部長 2010年 6月 同社代表取締役社長 2013年 6月 当社常勤監査役(現職)
監査役	中元 紘一郎 (1939年5月11日生)	1967年 4月 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) アソシエイト 1973年 1月 同法律事務所 パートナー 1989年 7月 当社監査役(現職) 2010年 1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 顧問・弁護士(現職)
監査役	高橋 直樹 (1961年4月26日生)	2001年 8月 アメリカンインターナショナルグループ株式会社 法務部長 アシスタント・ゼネラル・カウンセル 2007年 7月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 法務部長 アシスタント・ゼネラル・カウンセル 2009年 6月 AIUファアー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) 取締役常務執行役員ゼネラルカウンセル 2010年 6月 AIGビジネス・パートナーズ株式会社 非常勤取締役(現職) 2013年 4月 AIG富士インシュアランスサービス株式会社 非常勤取締役(現職) 2014年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 常務執行役員ゼネラルカウンセル(現職)

6 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

(注) PwCあらた監査法人は、2015年7月1日付であらた監査法人から名称を変更しております。

7 従業員の状況

(1) 在籍数、平均年齢、平均勤続年数、平均給与

(2015年3月31日現在)

区 分	総平均
平 均 年 齢	40.9 歳
平 均 勤 続 年 数	8.1 年
平 均 給 与 月 額	384,189 円
従 業 員 数	250 名

- (注) 1. 従業員には使用人兼務役員、休職者を含んでいません。
2. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位を切捨てて小数点第1位まで表示しています。
3. 平均給与月額は、2015年3月の税込定例給与であり、賞与を含んでいません。

(2) 採用方針

当社が経営理念に掲げる「お客様第一主義」に共鳴・共感をして実践できる自立創造型の人材を確保するため、人物本位・面接重視の採用をしていきます。

(3) 教育研修制度

社員教育研修プログラムにもとづき、体系的な教育研修を実施しています。プログラムは全社教育研修と部門別教育研修とに大別されます。全社教育研修では導入研修や階層別の集合研修を中心に、必要な対人スキル・専

門スキル・戦略スキル等をキャリアに応じて習得できるよう研修を実施しています。

また、自社の海外サービス体制や海外オペレーションへの理解を深めるため、毎年、海外研修を実施しております。

部門別教育研修ではOJTを基本としながら、営業・損害査定・経理・システム・商品開発等、各部門で必要とされる専門的な実務知識を習得するために、外部機関とも連携した研修を実施しています。

また、損害保険事業総合研究所主催の講座やセミナーへの参加はもちろん、グループ内語学研修ICP (International Communication Program) や各種通信講座プログラムによる研修も実施しています。

(4) 福利厚生制度

法定福利厚生のほか、以下の諸制度を実施しています。

- ・慶弔金・災害見舞金・ホームヘルパー補助金支給制度
- ・各種貸付金制度
- ・財形貯蓄制度
- ・契約保養施設・健保組合保養施設
- ・各種クラブ活動

8 社外・社内の監査・検査体制

(1) 社外の監査・検査

当社は、社外の監査として会社法436条第2項にもとづき、あらた監査法人による外部監査を受けております。また、保険業法にもとづく金融庁および財務省財務局の検査を受けることになっています。

(2) 社内の監査

当社は、会社法にもとづく監査役監査のほか、監査部による内部監査を行っております。内部監査は契約の募集部門や保険金の支払部門を含む全ての部門・支店を対象としています。

業績データ



BUSINESS REPORT 2015

I 事業の概要

1 保険の引受

(1) 保険料・1人当たり保険料の推移

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率	
			%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火 災		1,960	13.4	1.3	2,014	13.4	2.7	1,585	10.0	△21.3	1,453	9.4	△8.3	1,449	9.3	△0.3
傷 害		11,826	80.7	10.5	12,169	80.7	2.9	13,331	84.1	9.6	13,041	84.2	△2.2	13,074	84.1	0.3
自動車損害賠償責任		220	1.5	1.1	234	1.6	6.6	266	1.7	13.7	302	2.0	13.5	294	1.9	△2.9
賠償責任		286	2.0	△4.4	299	2.0	4.6	314	2.0	4.9	308	2.0	△1.9	311	2.0	1.0
費用・利益		246	1.7	14.0	256	1.7	4.0	260	1.6	1.8	280	1.8	7.4	303	1.9	8.2
その他		105	0.7	△4.2	101	0.7	△4.1	99	0.6	△1.7	110	0.7	10.7	118	0.8	7.6
合 計		14,646	100.0	8.6	15,076	100.0	2.9	15,860	100.0	5.2	15,497	100.0	△2.3	15,551	100.0	0.4

(注) 正味収入保険料：元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種 目	年 度	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率	
			%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火 災		640	4.9	9.9	747	5.5	16.8	768	5.3	2.8	852	5.9	10.9	860	5.9	0.9
傷 害		11,688	88.8	10.6	11,952	88.5	2.3	13,035	89.4	9.1	12,850	88.7	△1.4	12,942	88.5	0.7
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賠償責任		423	3.2	△4.0	434	3.2	2.6	419	2.9	△3.6	402	2.8	△3.9	400	2.7	△0.6
費用・利益		280	2.1	11.2	283	2.1	1.1	291	2.0	2.8	319	2.2	9.6	344	2.4	7.6
その他		128	1.0	△12.2	84	0.6	△34.4	62	0.4	△25.9	63	0.4	△1.1	71	0.5	13.3
合 計		13,161	100.0	9.8	13,503	100.0	2.6	14,578	100.0	8.0	14,489	100.0	△0.6	14,619	100.0	0.9
従業員一人当たり 元受正味保険料		68		4.0	68		△0.0	75		9.1	71		△5.0	58		△18.1

(注) 元受正味保険料：元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

従業員1人当たり元受正味保険料：元受正味保険料÷従業員数

(2) 受再正味保険料の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	1,449	1,426	940	717	717
傷 害	580	698	692	661	562
自動車損害賠償責任	220	234	266	302	294
賠 償 責 任	2	2	0	0	—
費 用 ・ 利 益	—	—	—	—	—
そ の 他	79	75	70	82	77
合 計	2,332	2,437	1,969	1,763	1,651

(3) 支払再保険料の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	128	159	123	116	128
傷 害	442	481	395	469	430
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—
賠 償 責 任	139	137	104	94	88
費 用 ・ 利 益	34	27	30	39	41
そ の 他	102	59	33	35	30
合 計	847	865	688	755	719

(4) 解約返戻金の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	24	34	44	52	60
傷 害	29	33	28	30	29
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—
賠 償 責 任	0	0	1	0	0
費 用 ・ 利 益	—	—	—	—	0
そ の 他	0	11	0	0	0
合 計	54	80	75	82	90

(注) 解約返戻金とは元受解約返戻金及び受再解約返戻金の合計額をいいます。

(5) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2012年度			2013年度			2014年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	28.9	57.3	86.2	28.1	57.2	85.2	27.7	61.2	88.9
傷 害	36.8	55.7	92.5	39.8	58.0	97.8	41.7	57.1	98.8
自動車損害賠償責任	114.2	0.0	114.2	101.2	0.0	101.2	105.0	0.0	105.0
賠 償 責 任	45.9	36.3	82.2	51.1	39.6	90.7	48.5	46.7	95.3
費 用 ・ 利 益	35.7	22.0	57.7	32.2	25.3	57.5	43.1	28.3	71.4
そ の 他	37.7	24.7	62.4	48.7	27.6	76.3	14.5	31.1	45.5
合 計	37.5	53.8	91.3	40.1	55.6	95.7	41.6	55.4	97.0

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ (正味収入保険料)

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

(6) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分	2012年度	2013年度	2014年度
国 内 契 約	100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

(7) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	2012年度	2013年度	2014年度
出再先保険会社の数	7(-)	9(-)	8(-)
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)	83.6%(-)	79.8%(-)	78.6%(-)

(注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。
2. (-) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(8) 出再保険料の格付ごとの割合

格 付 区 分	2012年度	2013年度	2014年度
A 以 上	93.3%(-)	93.5%(-)	93.0%(-)
B B B 以 上	-(-)	-(-)	-(-)
その他(格付なし・不明・BB以下)	6.7%(-)	6.5%(-)	7.0%(-)
合 計	100%(-)	100%(-)	100%(-)

(注) 1. 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
格付区分の方法
① スタンダードアンドプアーズ社(S&P)とエーエムベスト社(AM Best)の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。
② これら2社の格付けがない場合は日本格付研究所社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A以上」、BBB+およびBBB-は「BBB以上」、BBB未満は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
2. (-) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(9) 元受正味保険金の推移

(単位: 百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	112	1,354	121	138	183
傷 害	4,155	4,545	4,142	4,427	4,528
自動車損害賠償責任	-	-	1	-	-
賠 償 責 任	180	172	164	168	166
費 用 ・ 利 益	30	46	80	79	125
そ の 他	9	8	21	11	6
合 計	4,489	6,128	4,531	4,825	5,009

(10) 受再正味保険金の推移

(単位: 百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	325	415	334	254	210
傷 害	346	372	392	457	428
自動車損害賠償責任	258	292	304	306	309
賠 償 責 任	△0	0	0	0	5
費 用 ・ 利 益	-	-	-	-	-
そ の 他	11	24	14	46	11
合 計	941	1,104	1,046	1,065	965

(11) 回収再保険金の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	0	1,239	14	4	3
傷 害	123	456	80	177	107
自動車損害賠償責任	—	—	1	—	—
賠 償 責 任	47	43	45	35	34
費 用 ・ 利 益	1	5	0	0	1
そ の 他	3	9	2	6	1
合 計	177	1,755	144	225	149

(12) 未収再保険金

(単位：百万円)

		2012年度	2013年度	2014年度
1	前年開始時の未収再保険金	51 (—)	58 (—)	20 (—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	130 (—)	222 (—)	147 (—)
3	当該年度回収等	123 (—)	260 (—)	78 (—)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	58 (—)	20 (—)	88 (—)

(注) 1.地震・自賠責保険に係る金額を除いております。
 2.() 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。
 (ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

(13) 正味支払保険金・損害率の推移

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
	構成比		正味損害率	構成比		正味損害率	構成比		正味損害率	構成比		正味損害率	構成比		正味損害率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火 災	437	8.3	22.4	530	9.7	26.8	441	8.1	28.9	388	6.9	28.1	389	6.7	27.7
傷 害	4,378	83.3	41.3	4,461	81.4	40.3	4,454	82.0	36.8	4,707	83.1	39.8	4,849	83.2	41.7
自動車損害賠償責任	258	4.9	117.3	292	5.3	124.5	304	5.6	114.2	306	5.4	101.2	309	5.3	105.0
賠 償 責 任	132	2.5	47.1	129	2.4	47.6	118	2.2	45.9	133	2.4	51.1	137	2.4	48.5
費 用 ・ 利 益	29	0.6	12.2	41	0.8	17.6	80	1.5	35.7	78	1.4	32.2	124	2.1	43.1
そ の 他	17	0.3	16.5	23	0.4	24.3	33	0.6	37.7	51	0.9	48.7	15	0.3	14.5
合 計	5,253	100.0	39.3	5,478	100.0	39.5	5,433	100.0	37.5	5,666	100.0	40.1	5,826	100.0	41.6

(注) 正味支払保険金：元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。
 正 味 損 害 率：(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料により算出しています。

(14) 事業費率の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
保 險 引 受 に 係 る 事 業 費	8,112	8,303	8,531	8,613	8,619
(保険引受に係る営業費及び一般管理費)	3,665	3,470	3,626	3,863	3,903
(諸手数料及び集金費)	4,446	4,832	4,904	4,750	4,715
正 味 事 業 費 率	55.4%	55.1%	53.8%	55.6%	55.4%

(注) 正味事業費率：保険引受に係る事業費÷正味収入保険料

(15) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：％)

種 目	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	20.5	54.8	75.3	24.8	57.0	81.8	21.1	45.6	66.7	25.2	47.5	72.7	26.8	56.2	83.0
海 上	11.6	35.6	47.2	42.8	33.3	76.1	52.6	35.4	88.0	61.4	35.3	96.7	10.0	35.8	45.8
傷 害	47.4	56.9	104.3	35.7	56.2	91.9	42.3	54.4	96.7	38.4	56.6	95.0	42.8	56.0	98.8
自 動 車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	32.3	24.7	57.0	24.0	24.7	48.7	46.3	27.4	73.7	36.7	30.0	66.7	34.5	34.0	68.5
(うち賠償責任)	46.1	32.1	78.2	38.2	33.0	71.2	62.8	32.9	95.7	34.9	35.5	70.4	49.8	42.7	92.5
(うち信用・保証)	0.0	16.1	16.1	0.0	0.7	0.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	42.8	54.7	97.5	33.6	54.5	88.1	40.0	52.0	92.0	36.9	54.2	91.1	40.7	54.8	95.5

(注) 1.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2.発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3.事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4.合算率＝発生損害率＋事業費率

5.出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

6.出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

(16) 保険引受利益の推移

(単位：百万円)

年 度 区 分	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
保 険 引 受 収 益	13,577	14,659	15,431	15,965	15,568
保 険 引 受 費 用	9,251	11,044	11,788	11,636	11,578
営業費及び一般管理費	3,377	3,665	3,470	3,626	3,903
そ の 他 収 支	△1	△1	△1	△1	△3
保 険 引 受 利 益	946	△51	170	702	86

(注) 1.上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載の2010年度3,778百万円、2011年度3,582百万円、2012年度3,709百万円、2013年度3,945百万円、2014年度3,973百万円のうち保険引受に係る金額です。

2.その他収支は、自動車損害賠償責任保険等における法人税相当額などです。

3.保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

(17) 契約者配当金の推移

該当事項はありません。

2 資産の運用

(1) 資産運用方針

当社は損害保険会社としてお客様に対し、どんな時にも確実に保険金をお支払い出来る体制を維持するという社会的使命を継続的に果たすことが最も重要な事と考えています。資産運用方針においてもこの考えをもとに、より多くの収益を上げることのみならず、資産の劣化を防ぐといった観点から、資産運用を行っております。

運用資産の大半を有価証券による運用としていますが、内70%以上を円建て債券に振り分けることにより安定した利息収入の確保に努める一方、株式や外貨建て商品への投資など価格変動が相対的に大きいものには、各々のマーケット環境を十分に考慮し、社の許容する限度の中で慎重な運用を図っております。

(2) リスク管理体制

当社は、資産運用担当部である経理財務部から独立した資産運用リスク管理委員会を設置し、資産運用に関わるリスクを把握することにより、限度を超えたリスクをとることの無いよう、リスク管理体制を整備しています。

特に、資産運用において様々なリスクが存在する中で、信用リスク、市場リスク、流動性リスクの管理に重点を置いて管理しております。

信用リスクについては、格付け制度などを利用し、社で一定の基準を設け、低格付け債券への投資を行わないようにしています。

市場リスクについては、為替が絡む有価証券や株式などの価格変動が相対的に大きい投資には一定の制限を設けています。

さらに円建て債券以外への投資については、一定水準を超えた価格下落時に損切りをするロスカット・ルールも採用しています。

流動性リスクについては、重大な事故に対しても保険金支払いに支障が出ないよう、十分な流動性を持つ有価証券の保有を心がけております。

(3) 運用資産の内訳と推移

(単位：百万円)

年 度 区 分	2010年度末		2011年度末		2012年度末		2013年度末		2014年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
預 貯 金	2,702	10.3%	4,561	17.1%	2,179	7.9%	1,494	5.4%	1,182	4.3%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	18,883	72.0%	17,785	66.8%	21,192	76.7%	21,674	78.7%	20,579	75.7%
貸 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土 地 ・ 建 物	19	0.1%	55	0.2%	44	0.2%	35	0.1%	45	0.2%
運 用 資 産 計	21,607	82.4%	22,403	84.1%	23,416	84.7%	23,204	84.3%	21,806	80.2%
総 資 産	26,221	100.0%	26,639	100.0%	27,646	100.0%	27,528	100.0%	27,184	100.0%

(4) 資産運用収益・運用資産の内訳と運用利回り推移

① 資産運用収益・利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区 分	2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度	
		利回り		利回り		利回り		利回り		利回り
預 貯 金	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
有 価 証 券	319	1.55%	278	1.48%	213	1.12%	212	1.04%	219	1.10%
貸 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小 計	319	1.46%	278	1.28%	213	0.95%	212	0.95%	219	1.01%
そ の 他	1	1.35%	0	1.44%	0	0.24%	0	0.37%	0	0.31%
合 計	320	1.46%	278	1.28%	213	0.95%	212	0.95%	220	1.00%

時価会計導入を機に、従来のインカムベースの利回りのみでは運用の実態を必ずしも適切に反映できないと考え、新たに、当期の資産運用にかかる成果を期間損益の寄与の観点から示す指標として、従来の簿価を分母とする「資産運用利回り」を開示するとともに、時価ベースでの運用効率開示のニーズに応えるため、「時価総合利回り」を併せて参考開示することが適切と判断し、各社の判断で任意に開示することとなりました。

時価ベースでの運用効率を示すという観点からは、「時価総合利回り」が適切と考えられますが、損害保険会社の資産構成の現状を考えると、マーケット（特に株式相場）の変動による影響が大きいため、時価評価差額の影響を排除した「資産運用利回り」を基本指標といたしました。

② 資産運用収益・資産運用利回り

(単位：百万円)

区 分	資産運用損益 (実現ベース)		平均運用額 (取得原価ベース)		利回り	
	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度
預貯金	0	0	1,828	1,918	0.00%	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	545	782	20,460	19,954	2.66%	3.92%
公社債	79	78	16,084	14,996	0.49%	0.52%
株式	5	△15	319	373	1.61%	△4.22%
外国証券	306	452	2,804	2,787	10.93%	16.23%
その他証券	153	266	1,253	1,797	12.29%	14.85%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	39	46	0.00%	0.00%
金融派生商品	—	—	—	—	—	—
その他	0	0	1	—	9.85%	—
合 計	545	782	22,330	21,919	2.44%	3.57%

(注) 分子：資産運用損益＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用

分母：平均運用額＝取得原価又は償却原価による平均残高

③ 資産運用収益・時価総合利回り

(単位：百万円)

区 分	資産運用損益 (時価ベース)		平均運用額 (時価ベース)		利回り	
	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度	2013年度	2014年度
預貯金	0	0	1,828	1,918	0.00%	0.00%
コールローン	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	558	991	20,906	20,413	2.67%	4.86%
公社債	27	43	16,249	15,108	0.17%	0.29%
株式	1	11	311	362	0.61%	3.10%
外国証券	310	538	2,967	2,955	10.45%	18.23%
その他証券	219	398	1,377	1,987	15.93%	20.06%
貸付金	—	—	—	—	—	—
土地・建物	—	—	39	46	0.00%	0.00%
金融派生商品	—	—	—	—	—	—
その他	0	0	1	1	9.85%	—
合 計	558	991	22,776	22,378	2.45%	4.43%

(注) 分子：資産運用損益等＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）＋（当期末評価差額＊－前期末評価差額＊）＋繰延ヘッジ損益増減
＊税効果控除前の金額による

分母：平均運用額＝取得原価又は償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(5) 海外投融資の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分		2012年度		2013年度		2014年度	
		残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外貨建	外 国 公 社 債	2,969	86.6%	2,969	88.6%	2,743	68.1%
	外 国 株 式	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	外 貨 建 資 産 計	2,969	86.6%	2,969	88.6%	2,743	68.1%
円貨建	非 居 住 者 貸 付	—	—	—	—	—	—
	外 国 公 社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	458	13.4%	382	11.4%	1,283	31.9%
	円 貨 建 資 産 計	458	13.4%	382	11.4%	1,283	31.9%
合 計		3,428	100.0%	3,351	100.0%	4,026	100.0%
利回り	運 用 資 産 利 回 り	2.48%		3.16%		3.15%	
	資 産 運 用 利 回 り	2.09%		10.32%		13.53%	
	(参考) 時価総合利回り	16.25%		10.59%		15.99%	

(注) 1. 「海外投融資」には有価証券の発行体が非居住者であるものを表示しています。

2. 円貨建の「その他」は円貨建外国株式型投資信託です。

3. 海外投融資利回りは海外投融資に関わる資産運用収益を当該資産の月末平均残高で除した比率です。

(6) 公共関係投融资の内訳と推移（新規引受ベース）

(単位：百万円)

年 度		2010年度		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度	
区 分			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
公 社 債	国 債	299	29.8%	3,276	100.0%	3,207	51.5%	7,315	100.0%	698	62.2%
	地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	特別法人債	703	70.2%	—	—	3,024	48.5%	—	—	424	37.8%
	小 計	1,002	100.0%	3,276	100.0%	6,232	100.0%	7,315	100.0%	1,122	100.0%
貸 付	公社・公団	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		1,002	100.0%	3,276	100.0%	6,232	100.0%	7,315	100.0%	1,122	100.0%

(7) 各種ローン金利の内訳と推移

(単位：%)

	2014年										2015年		
一般貸付標準金利	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(短期プライムレート)	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	1.475	
(長期プライムレート)	1.200	1.200	1.200	1.150	1.150	1.150	1.150	1.150	1.100	1.050	1.150	1.150	

3 特別勘定に関する指標

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

4 国債等の窓口販売業務

該当事項はありません。

5 ソルベンシー・マージン情報

(単位：百万円、%)

	第22期 旧基準 (2011年3月31日現在)	第23期 現行基準 (2012年3月31日現在)	第24期 現行基準 (2013年3月31日現在)	第25期 現行基準 (2014年3月31日現在)	第26期 現行基準 (2015年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	18,328	17,513	17,830	17,705	18,340
資本金又は基金等	9,192	8,541	8,135	7,756	7,757
価格変動準備金	21	29	37	45	53
危険準備金	0	0	0	0	0
異常危険準備金	7,712	8,134	8,640	9,130	9,623
一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	△155	△79	401	413	601
土地の含み損益	—	—	—	—	—
払戻積立金超過額	—	—	—	—	—
負債性資本調達手段等	—	—	—	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—	—	—	—
控除項目	—	—	—	—	—
その他	1,556	885	615	358	303
(B) リスクの合計額	1,647	2,328	2,491	2,459	2,557
$\sqrt{\{(R_1+R_2)^2 + (R_3+R_4)^2\} + R_5+R_6}$					
(一般保険リスク相当額 R_1)	1,106	1,748	1,916	1,883	1,872
(第三分野保険の保険リスク相当額 R_2)	0	0	0	0	0
(予定利率リスク相当額 R_3)	0	1	1	1	1
(資産運用リスク相当額 R_4)	460	639	647	643	718
(経営管理リスク相当額 R_5)	39	55	59	58	61
(巨大災害リスク相当額 R_6)	409	409	408	409	489
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / { (B) × 1/2 }] × 100	2,224.7%	1,504.5%	1,431.3%	1,439.8%	1,434.4%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに1996年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
 なお、「現行基準」は2010年内閣府令第23号及び2011年内閣府令第11号、並びに2010年金融庁告示第48号、2011年金融庁告示第24号及び2012年金融庁告示第33号(2012年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映前の基準です。

<ソルベンシー・マージン比率>

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の前測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の前測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、2011年度末(2012年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊1）、予定利率上の危険（＊2）、資産運用上の危険（＊3）、経営管理上の危険（＊4）、巨大災害に係る危険（＊5）の総額

＊1 保険引受上の危険：（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）

＊2 予定利率上の危険：（予定利率リスク）

積立型保険について実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険

＊3 資産運用上の危険：（資産運用リスク）

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等

＊4 経営管理上の危険：（経営管理リスク）

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊1～＊3及び＊5以外のもの

＊5 巨大災害に係る危険：（巨大災害リスク）

通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200％以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

Ⅱ 経理の状況

1 計算書類

(1) 貸借対照表

[資産の部]

(単位：百万円)

年 度 科 目	2013年度 (2014年3月31日現在)	2014年度 (2015年3月31日現在)
	金 額	金 額
現金及び預貯金	1,497	1,185
現金	3	3
預貯金	1,494	1,182
有価証券	21,674	20,579
国債	6,562	4,743
社債	10,664	10,419
株式	308	413
外国証券	2,969	2,743
その他の証券	1,169	2,259
有形固定資産	141	262
建物	35	45
リース資産	82	53
その他の有形固定資産	23	163
無形固定資産	425	375
ソフトウェア	374	283
リース資産	51	91
その他の無形固定資産	0	0
その他資産	716	1,889
未収保険料	19	19
代理店貸	230	238
共同保険貸	4	3
再保険貸	57	135
外国再保険貸	9	0
未収金	97	1,209
未収収益	47	48
預託金	178	166
地震保険預託金	—	—
仮払金	73	66
前払年金費用	33	50
繰延税金資産	3,038	2,858
貸倒引当金	—	—
資産の部合計	27,528	27,200

[負債の部]

(単位：百万円)

科 目	年 度	2013年度 (2014年3月31日現在)	2014年度 (2015年3月31日現在)
		金 額	金 額
保険契約準備金		15,911	16,309
支払備金		2,665	2,887
責任準備金		13,245	13,422
その他負債		1,843	1,663
共同保険借		10	6
再保険借		79	75
外国再保険借		124	81
未払法人税等		308	135
預り金		12	22
未払金		670	792
仮受金		430	323
リース債務		133	142
資産除去債務		74	83
退職給付引当金		369	381
役員退職慰労引当金		77	84
賞与引当金		205	174
特別法上の準備金		45	53
価格変動準備金		45	53
負債の部合計		18,454	18,667

[純資産の部]

(単位：百万円)

資本金	5,000	5,000
利益剰余金	3,756	3,057
利益準備金	1,750	1,950
その他利益剰余金	2,006	1,107
繰越利益剰余金	2,006	1,107
株主資本合計	8,756	8,057
其他有価証券評価差額金	317	475
評価・換算差額等合計	317	475
純資産の部合計	9,074	8,533

負債及び純資産の部合計	27,528	27,200
-------------	--------	--------

(貸借対照表注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券のうち、時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) その他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産の減価償却は、定率法により、行っております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用ソフトウェアの減価償却は、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により、行っております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
3. 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
4. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める資産の自己査定基準及び償却・引当処理基準に基づき、次のとおり計上しております。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査して、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
5. 退職給付引当金は、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。）の簡便法を適用しております。従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付にかかわる期末自己都合要支給額による退職給付債務（381百万円）に基づき、企業年金基金制度部分については、直近の年金財政計算上の責任準備金による退職給付債務（332百万円）及び年金資産（382百万円）に基づき退職給付引当金及び前払年金費用を計上しております。
6. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内部規定による支給見込額を計上しております。
7. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
9. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により行っております。
10. 消費税等の会計処理は税込方式により行っております。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は、296百万円であります。
12. 関係会社に対する金銭債務総額は、該当ありません。
13. 繰延税金資産の総額は2,858百万円です。繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、異常危険準備金2,595百万円です。
14. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。
これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.7%から28.8%となりました。
この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が純額で約204百万円減少し、当期純利益は204百万円減少しております。
15. 貸借対照表に計上した動産のほか、事務機器の一部についてはリース契約により使用しております。
16. (1) 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く）	2,873百万円
同上にかかる出再支払備金	111百万円
差引（イ）	2,761百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	125百万円
計（イ＋ロ）	2,887百万円

(2) 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	3,631百万円
同上にかかる出再責任準備金	260百万円
差引（イ）	3,371百万円
その他の責任準備金（ロ）	10,050百万円
計（イ＋ロ）	13,422百万円

17. 1株当たりの純資産額は、85,332円29銭であります。

算定上の基礎である純資産は、8,533百万円であり、その全額が普通株主に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、100千株であります。

18. 当会計期間の末日後に、当会計期間が属する事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。

19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、損害保険事業を行っており、利用者保護の観点から、保険契約者に対し如何なる時にも確実に保険金をお支払できる体制を維持することが最も重要であると考えております。この社会的使命を継続的に実現するため、資産運用を行うにあたっては、安全性、流動性の確保を最も重視し、その上で、収益性の向上を目指した効率的な資産ポートフォリオを構築することを、金融商品に対する取組方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有している主な金融商品は有価証券であり、その内訳は、内外円貨建債券、外貨建債券、内外投資信託、国内株式であります。当社はこれらの有価証券を純投資目的および事業推進目的で保有し、すべて、その他有価証券に区分しているため、売買目的有価証券、満期保有目的の債券はありません。これらの有価証券は、信用リスク、市場（金利、為替、価格変動）リスク、流動性リスクといったリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、資産運用方針および資産運用リスク管理方針に基づき策定された、資産運用規定および資産運用リスク管理規定に従い、資産運用および資産運用に係るリスクを管理しております。資産運用および資産運用リスク管理の状況については、取締役会、常務会、統合的リスク管理委員会、資産運用リスク管理委員会等において、定期的に審議や報告が行われております。また、これらの管理の状況については、資産運用リスク管理委員会および監査部が検証しております。

①信用リスクの管理

当社では、経理財務部において、有価証券発行体の信用情報や時価の把握を定期的に行っております。加えて、同一の投資先・グループに投資が集中しないよう、同一先・グループの債券の保有額に一定の制限枠を設けております。また、内部信用格付けBBB-以下の債券の保有額に一定の制限枠を設ける等、信用力の低い投資先への与信を限定し、リスクの軽減を図っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社では、経理財務部において、内外円貨建債券、外貨建債券について、一定の金利変動に対するBPV（ベース・ポイント・バリュー）、デュレーションおよびVaR（バリュー・アット・リスク）、ストレス・テスト等を定期的に算出、あるいは実施しております。

(ii) 為替リスクの管理

当社では、経理財務部において、外貨建債券および外貨建投資信託について、一定の為替変動に対するBPVおよびVaR、ストレス・テスト等を定期的に算出、あるいは実施しております。加えて、外貨建債券の保有額に一定の制限枠を設ける等、リスクの軽減を図っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当社では、経理財務部において、内外投資信託、国内株式について、TOPIX等指数の一定の価格変動に対するBPVおよびVaR、ストレス・テスト等を定期的に算出、あるいは実施しております。加えて、株式資産の保有額に一定の制限枠を設ける等、リスクの軽減を図っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、経理財務部において全社の資金管理を行い、金融機関からコミットメントラインを取得しております。また、市場流動性の高い有価証券を一定額以上保有するなどによって、流動性リスクの管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注2)参照）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金	1,185	1,185	—
(2) 有価証券 その他有価証券	20,269	20,269	—
資産計	21,455	21,455	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金

満期のない預貯金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

また、投資信託については、公表されている基準価格や証券会社等から提供される基準価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券」には含めておりません。

非上場株式（貸借対照表計上額299百万円）および一般社団法人への出捐金（貸借対照表計上額10百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預貯金	1,185	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	700	4,000	—	—
社債	2,300	7,932	—	—
外国証券	298	1,081	1,201	—
その他	70	89	928	—
合計	4,554	13,103	2,130	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

	種類	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 又は償却原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得原価 又は償却原価を 超えるもの	公社債	13,021	12,939	82
	株式	88	72	16
	外国証券	2,743	2,490	253
	その他	1,787	1,460	326
	小計	17,641	16,962	678
貸借対照表 計上額が取得原価 又は償却原価を 超えないもの	公社債	2,141	2,146	△5
	株式	25	25	—
	外国証券	—	—	—
	その他	461	467	△5
	小計	2,628	2,639	△10
合 計		20,269	19,601	668

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)
公社債	—	—	—
株式	—	—	—
外国証券	1,927	366	—
その他	1,394	215	△0
合 計	3,321	582	△0

なお、上記に記載のないものは、該当がないか、重要性が乏しいため記載しておりません。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		年 度	2013年度 (2013年4月 1日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月 1日から 2015年3月31日まで)
			金 額	金 額
経 常 損 益 の 部	経常収益		16,196	16,412
	保険引受収益		15,573	15,568
	正味収入保険料		15,497	15,551
	積立保険料等運用益		11	13
	支払備金戻入額		64	—
	責任準備金戻入額		—	—
	為替差益		0	2
	その他保険引受収益		—	—
	資産運用収益		558	788
	利息及び配当金収入		212	220
	有価証券売却益		357	582
	有価証券償還益		—	0
	積立保険料等運用益振替		△11	△13
	その他経常収益		64	55
	経常費用		15,167	15,572
	保険引受費用		11,191	11,578
	正味支払保険金		5,666	5,826
	損害調査費		546	637
	諸手数料及び集金費		4,750	4,715
	支払備金繰入額		—	221
	責任準備金繰入額		227	176
	為替差額		—	—
	その他保険引受費用		0	0
	資産運用費用		24	19
	有価証券売却損		24	0
	有価証券評価損		—	19
	有価証券償還損		—	—
	為替差損		—	—
	営業費及び一般管理費		3,945	3,973
	その他経常費用		6	0
	貸倒引当金繰入額		—	—
	貸倒損失		—	—
	その他の経常費用		6	0
	経常利益		1,028	840
特 別 損 益 の 部	特別利益		—	—
	特別法上の準備金戻入額		—	—
	価格変動準備金戻入額		—	—
	過年度経費調整額		—	—
	その他特別利益		—	—
	特別損失		9	88
	固定資産処分損		1	1
	特別法上の準備金繰入額		8	7
	価格変動準備金繰入額		8	7
	過年度退職給付不足額		—	—
	過年度未払賞与支給額		—	—
	年金統合による年金債務増加額		—	—
	早期退職割増金		—	79
	税引前当期純利益		1,019	752
	法人税及び住民税		466	322
	過年度法人税等調整額		—	—
	法人税等調整額		△69	128
	法人税等合計		397	451
	当期純利益		621	300

(損益計算書注記)

1. 関係会社との取引による費用総額は、2百万円であります。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	16,271 百万円
支払再保険料	719 百万円
差 引	15,551 百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	5,975 百万円
回収再保険金	149 百万円
差 引	5,826 百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	4,853 百万円
出再保険手数料	137 百万円
差 引	4,715 百万円

(4) 支払備金繰入額 (△は支払備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	196 百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	△22 百万円
差 引 (イ)	219 百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額 (ロ)	2 百万円
計 (イ + ロ)	221 百万円

(5) 責任準備金繰入額 (△は責任準備金戻入額) の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備繰入額 (出再責任準備金控除前)	△297 百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	14 百万円
差 引 (イ)	△312 百万円
その他の責任準備金繰入額 (ロ)	488 百万円
計 (イ + ロ)	176 百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0 百万円
有価証券利息・配当金	216 百万円
その他利息・配当金	3 百万円
計	220 百万円

3. 1株当たりの当期純利益は、3,009円91銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は、300百万円であり、その全額が普通株主に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は、100千株であります。

4. 損害調査費、営業費及び一般管理費の退職給付費用は、56百万円であります。

5. 当事業年度における法定実効税率は、30.7%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は、60.0%であり、この差異の主要な内訳は、法人税率の変更による法人税等調整額27.1%、法人税の見込納付と確定納付差額0.8%及び法人税均等割1.4%であります。

6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

2014年度〔2014年4月1日から2015年3月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金				
			繰越利益剰余金	合計				
当期首残高	5,000	1,750	2,006	3,756	8,756	317	317	9,074
当期変動額	－	200	△899	△699	△699	－	－	△699
剰余金の配当	－	200	△1,200	△1,000	△1,000	－	－	△1,000
当期純利益	－	－	300	300	300	－	－	300
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	157	157	157
当期変動額合計	－	200	899	△699	△699	157	157	△541
当期末残高	5,000	1,950	1,107	3,057	8,057	475	475	8,533

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当期首 株式数（千株）	当期 増加株式数（千株）	当期 減少株式数（千株）	当期末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	100	—	—	100
合計	100	—	—	100

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2014年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000百万円	10,000円	2014年3月31日	2014年6月27日

(4) キャッシュ・フロー計算書

(直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	年 度	2013年度 (2013年4月 1日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月 1日から 2015年3月31日まで)	比較増減 金 額
		金 額	金 額	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
保険料の収入		13,955	14,146	191
積立保険料の収入		—	—	—
保険金の支出		5,360	5,536	176
損害調査費の支出		535	587	51
諸手数料及び集金費の支出		3,608	3,977	369
満期返戻金の支出		—	—	—
契約者配当金の支出		—	—	—
商品有価証券の売却による収入		—	—	—
商品有価証券の取得による支出		—	—	—
営業費及び一般管理費の支出		3,788	3,630	△158
その他		△9	△1	8
小計		653	414	△239
利息及び配当金等の受取額		323	297	△26
利息の支払額		—	—	—
社員配当金の支払額		—	—	—
その他		0	13	13
法人税等の支払額		396	577	180
営業活動によるキャッシュ・フロー		581	148	△433
投資活動によるキャッシュ・フロー				
預貯金の純増加額		—	—	—
買入金銭債権の取得による支出		—	—	—
買入金銭債権の売却・償還による収入		—	—	—
金銭の信託の増加による支出		—	—	—
金銭の信託の減少による収入		—	—	—
有価証券の取得による支出		11,188	6,648	△4,540
有価証券の売却・償還による収入		10,955	7,336	△3,619
貸付けによる支出		—	—	—
貸付金の回収による収入		—	—	—
その他		△31	△28	3
資産運用活動計		△264	658	923
(営業活動及び資産運用活動計)		(316)	(807)	(490)
有形固定資産の取得による支出		1	118	117
有形固定資産の売却による収入		—	—	—
その他		—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△266	540	806
財務活動によるキャッシュ・フロー				
借入れによる収入		—	—	—
借入金の返済による支出		—	—	—
社債の発行による収入		—	—	—
社債の償還による支出		—	—	—
株式の発行による収入		—	—	—
自己株式の取得による支出		—	—	—
配当金の支払額		1,000	1,000	—
その他		—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,000	△1,000	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△685	△311	373
現金及び現金同等物期首残高		2,182	1,497	△685
現金及び現金同等物期末残高		1,497	1,185	△311

(注) 現金及び現金同等物の範囲：貸借対照表に掲記されている現金及び預貯金

(5) 貸借対照表（主要項目）の推移

(単位：百万円)

年 度		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
科 目						
資 産 の 部	現金及び預貯金	2,705	4,564	2,182	1,497	1,185
	有 価 証 券	18,883	17,785	21,192	21,674	20,579
	有 形 固 定 資 産	111	221	173	141	262
	無 形 固 定 資 産	296	225	404	425	375
	そ の 他 資 産	1,043	815	705	716	1,889
	前 払 年 金 費 用	1	0	21	33	50
	繰 延 税 金 資 産	3,180	3,025	2,972	3,038	2,858
	貸 倒 引 当 金	△0	－	△6	－	－
	資 産 の 部 合 計	26,221	26,639	27,646	27,528	27,200
負 債 の 部	保険契約準備金	14,396	15,054	15,748	15,911	16,309
	そ の 他 負 債	1,034	1,958	1,763	1,843	1,663
	退職給付引当金	423	306	353	369	381
	役員退職慰労引当金	60	87	93	77	84
	賞 与 引 当 金	190	214	206	205	174
	特別法上の準備金	21	29	37	45	53
	負 債 の 部 合 計	16,127	17,651	18,203	18,454	18,667
純 資 産 の 部	資 本 金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	利 益 剰 余 金	5,192	4,041	4,135	3,756	3,057
	株 主 資 本 合 計	10,192	9,041	9,135	8,756	8,057
	評価・換算差額等合計	△98	△54	307	317	475
	純 資 産 の 部 合 計	10,093	8,987	9,442	9,074	8,533
	負債及び純資産の部合計	26,221	26,639	27,646	27,528	27,200

(6) 損益計算書（主要項目）の推移

(単位：百万円)

区分	年 度 科 目	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
経常損益の部	経常収益	15,161	15,967	16,480	16,196	16,412
	保険引受収益	14,659	15,431	15,965	15,573	15,568
	正味収入保険料	14,646	15,076	15,860	15,497	15,551
	積立保険料等運用益	13	11	10	11	13
	支払備金戻入額	—	343	—	64	—
	責任準備金戻入額	—	—	94	—	—
	為替差益	0	0	—	0	2
	資産運用収益	434	462	471	558	788
	利息及び配当金収入	320	278	213	212	220
	有価証券売却益等	126	195	268	357	582
	積立保険料等運用益振替	△13	△11	△10	△11	△13
	その他経常収益	67	74	43	64	55
	経常費用	14,865	15,445	15,531	15,167	15,572
	保険引受費用	11,044	11,788	11,636	11,191	11,578
	正味支払保険金	5,253	5,478	5,433	5,666	5,826
	損害調査費	507	475	507	546	637
	諸手数料及び集金費	4,446	4,832	4,904	4,750	4,715
	支払備金繰入額	404	—	789	—	221
	責任準備金繰入額	431	1,001	—	227	176
	為替差損	—	—	0	—	—
	その他保険引受費用	0	0	0	0	0
	資産運用費用	37	69	176	24	19
	有価証券売却損等	37	69	176	24	19
	営業費及び一般管理費	3,778	3,582	3,709	3,945	3,973
	その他経常費用	5	5	10	6	0
	経常利益	295	522	948	1,028	840
益特別損部	特別利益	—	—	—	—	—
	特別損失	71	13	9	9	88
	税引前当期純利益	223	509	938	1,019	752
	法人税及び住民税	252	536	474	466	322
	過年度法人税及び住民税	—	—	—	—	—
	法人税等調整額	△155	123	△129	△69	128
	法人税等合計	97	659	345	397	451
	当期純利益	126	△150	593	621	300

(7) 1株当たり純資産の推移

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
1株当たり配当金	10,000円	5,000円	10,000円	10,000円	3,000円
配当性向	793.0%	—	168.5%	160.9%	99.7%
1株当たり純資産額	100千円	89千円	94千円	90千円	85千円

(8) 1人当たり総資産の推移

(単位：百万円)

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
1人当たり総資産	137	135	142	140	108
(内務職員)	(191人)	(196人)	(194人)	(196人)	(250人)

2 資産・負債の明細

(1) 預貯金の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
普 通 預 金	2,702	4,561	2,179	1,494	1,182
預 貯 金 計	2,702	4,561	2,179	1,494	1,182

(2) 保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度末		2011年度末		2012年度末		2013年度末		2014年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
国 債	2,258	12.0%	4,837	27.2%	5,285	24.9%	6,562	30.3%	4,743	23.1%
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	12,714	67.3%	8,210	46.2%	11,413	53.9%	10,664	49.2%	10,419	50.6%
株 式	312	1.7%	313	1.8%	311	1.5%	308	1.4%	413	2.0%
外 国 証 券	2,338	12.4%	3,099	17.4%	2,969	14.0%	2,969	13.7%	2,743	13.3%
そ の 他 の 証 券	1,259	6.7%	1,324	7.4%	1,212	5.7%	1,169	5.4%	2,259	11.0%
合 計	18,883	100.0%	17,785	100.0%	21,192	100.0%	21,674	100.0%	20,579	100.0%

(3) 保有有価証券の内訳別利回りの推移

区 分 \ 年 度	2013年度			2014年度		
	インカムベース利回り	資産運用利回り	時価総合利回り	インカムベース利回り	資産運用利回り	時価総合利回り
公 社 債	0.55%	0.49%	0.17%	0.52%	0.52%	0.29%
株 式	1.61%	1.61%	0.61%	0.98%	△4.22%	3.10%
外 国 証 券	2.94%	10.93%	10.45%	3.06%	16.23%	18.23%
その他の証券	2.86%	12.29%	15.93%	2.90%	14.85%	20.06%
合 計	1.04%	2.66%	2.67%	1.10%	3.92%	4.86%

(注) 資産運用利回り、時価総合利回りの計算方法については、前掲しておりますので、そちらを参照ください。

(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分 \ 残存期間	1年未満	1年超 3年未満	3年超 5年未満	5年超 7年未満	7年超 10年未満	10年超(*)	合 計
国 債	700	1,300	2,700	—	—	—	4,700
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,300	4,632	3,300	—	—	—	10,232
株 式	—	—	—	—	—	413	413
外 国 証 券	298	360	721	360	841	—	2,581
そ の 他 の 証 券	70	89	—	—	928	1,170	2,259

(*) 期間の定めのないものも含む

(5) 業種別保有株式の内訳と推移

(単位：株数千株 / 金額百万円)

年 度 区 分	2012年度末			2013年度末			2014年度末		
	株 数	金 額	構成比率	株 数	金 額	構成比率	株 数	金 額	構成比率
			%			%			%
水産・農林	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
食 料 品 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
織 維 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
紙・パルプ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
化 学 工 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石油・石炭	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴム製品業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝子土木製品業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉄 鋼 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
非鉄金属業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
機 械 工 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気機器業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送用機器業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精密機器業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
商 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融保険業	0	5	1.7	0	5	1.7	12	20	5.0
不 動 産 業	4	244	78.2	4	244	79.1	4	268	65.0
陸海空運業	—	—	—	—	—	—	142	73	17.7
通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電 気 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	50	62	20.1	50	59	19.2	50	50	12.3
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	54	311	100.0	54	308	100.0	208	413	100.0

(6) 貸付金の残存期間別残高

該当事項はありません。

(7) 貸付金担保別内訳と推移

該当事項はありません。

(8) 貸付金使途別内訳と推移

該当事項はありません。

(9) 貸付金の業種別内訳と推移

該当事項はありません。

(10) 貸付金企業規模別内訳と推移

該当事項はありません。

(11) 貸付金地域別内訳と推移

該当事項はありません。

(12) 国内企業向け貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

(13) 劣後特約付貸付残高

該当事項はありません。

(14) 貸付金償却の額

該当事項はありません。

(15) 住宅関連融資

該当事項はありません。

(16) リスク管理債権の推移

該当事項はありません。

(17) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

(18) 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

(19) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

年 度 区 分	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
建 物	19	55	44	35	45
有 形 リ ー ス 資 産	75	116	96	82	53
その他の有形固定資産	16	49	32	23	163
合 計	111	221	173	141	262

(注) 上記の建物は全て営業用です。

(20) その他資産明細表

(単位：百万円)

年 度 区 分	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
未 収 保 険 料	23	21	19	19	19
代 理 店 貸	470	213	187	230	238
共 同 保 険 貸	1	18	3	4	3
再 保 険 貸	77	100	59	57	135
外 国 再 保 険 貸	38	16	47	9	0
未 収 金	49	97	117	97	1,209
未 収 収 益	64	75	59	47	48
預 託 金	211	173	169	178	166
地 震 保 険 預 託 金	70	—	0	—	—
仮 払 金	36	96	41	73	66
合 計	1,043	815	705	716	1,889

(21) 支払承諾の残高内訳と推移

該当事項はありません。

(22) 支払承諾見返の担保別内訳

該当事項はありません。

(23) 長期性資産

該当事項はありません。

(24) 保険契約準備金の推移

① 支払備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	176	219	181	211	233
傷 害	1,781	1,380	2,150	2,046	2,284
自動車損害賠償責任	109	120	120	123	125
賠 償 責 任	185	167	227	198	206
費 用 ・ 利 益	8	6	9	62	15
そ の 他	23	46	41	24	21
合 計	2,285	1,941	2,730	2,665	2,887

② 責任準備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	2,570	2,623	2,368	2,209	2,207
傷 害	8,194	9,201	9,409	9,818	9,911
自動車損害賠償責任	529	459	430	431	426
賠 償 責 任	355	376	402	396	407
費 用 ・ 利 益	241	244	204	189	242
そ の 他	220	207	202	199	225
合 計	12,111	13,112	13,017	13,245	13,422

③責任準備金積立水準

区 分	2010年度末	2011年度末	2012年度末	2013年度末	2014年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
積立率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝（実際に積立している普通責任準備金＋払戻積立金）÷（下記（1）～（3）の合計額）
- （1）標準責任準備金対象契約に係る1996年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）
- （2）標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- （3）2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(25) 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2010年度	1,659	1,289	460	△89
2011年度	1,506	1,313	373	△179
2012年度	2,447	2,460	285	△298
2013年度	1,641	1,377	461	△198
2014年度	2,270	1,693	522	54

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

(26) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

○賠償責任保険

（単位：百万円）

事故発生年度		2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	203			213			201			255			148		
	1年後	195	0.96	△8	148	0.70	△65	220	1.09	19	146	0.99	△2			
	2年後	206	1.06	12	136	0.92	△12	192	0.94	△13						
	3年後	206	1.00	0	217	1.04	9									
	4年後	132	0.95	△7												
最終損害見積り額		132			217			192			146			148		
累計保険金		132			178			170			124			35		
支払備金		0			38			21			22			113		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の数字であります。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
4. 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金＋支払備金」の数値のうち網掛け部分については、該当がありません。
5. 傷害保険については、事故発生から支払期間が長期に及ぶと認められないため記載しておりません。
6. 自動車保険については、平成12年度より引受を中止し、全ての契約が終了していますので記載しておりません。

(27) 責任準備金の残高の内訳

①普通責任準備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	2,126	2,102	1,787	1,573	1,516
傷 害	1,367	1,984	1,766	1,758	1,432
自動車損害賠償責任	529	459	430	431	—
賠 償 責 任	186	201	220	209	214
費 用 ・ 利 益	172	167	118	94	138
そ の 他	79	62	53	47	69
合 計	4,461	4,978	4,377	4,115	3,371

②異常危険準備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	444	520	581	636	691
傷 害	6,827	7,216	7,643	8,060	8,478
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—
賠 償 責 任	168	174	181	187	193
費 用 ・ 利 益	69	77	85	94	104
そ の 他	140	144	148	151	155
合 計	7,650	8,134	8,640	9,130	9,623

③払戻積立金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	—	—	—	—	—
傷 害	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—
賠 償 責 任	—	—	—	—	—
費 用 ・ 利 益	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—

④危険準備金

(単位：百万円)

種 目 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
火 災	—	—	—	—	—
傷 害	0	0	0	0	0
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—
賠 償 責 任	—	—	—	—	—
費 用 ・ 利 益	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	0	0	0	0	0

(28) 引当金明細表

(単位：百万円)

区 分		2013年度 残高	2014年度 増加額	2014年度減少額		2014年度末 残 高	摘 要
				目的使用	その他		
貸倒 引当 金	一般貸倒引当金	—	—		—	—	
	個別貸倒引当金	—	—		—	—	
	特定海外債権引当勘定	—	—		—	—	
退 職 給 付 引 当 金		369	106	94	—	381	
役員退職慰労引当金		77	28	21	—	84	
賞 与 引 当 金		205	473	505	—	174	
価 格 変 動 準 備 金		45	7	—	—	53	
合 計		698	616	620	—	694	

(29) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘 要
資 本 金		5,000	—	—	5,000	
うち既発行 株式	額面普通株式	(100,000株)	(—株)	(—株)	(100,000株)	
		5,000	—	—	5,000	
資本準備金及びその他の資本 剰余金		—	—	—	—	
利益準備金及び任意積立金		1,750	200	—	1,950	(注)

(注) 当期増加額は、2013年度決算の利益処分に伴う積立によるものです。

3 損益の明細

(1) 有価証券売却損益及び評価損明細表

(単位：百万円)

区 分	第25期 (2013年度)			第26期 (2014年度)		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国 債 等	—	9	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	19
外 国 証 券	224	—	—	366	—	—
その他の証券	133	15	—	215	0	—
合 計	357	24	—	582	0	19

(2) 有価証券等の時価情報

① 売買目的有価証券

該当事項はありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

③ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区 分		第25期 (2014年3月31日現在)			第26期 (2015年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表計上額	差 額	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	公 社 債	14,988	15,102	114	12,939	13,021	82
	株 式	—	—	—	72	88	16
	外 国 証 券	2,021	2,217	195	2,490	2,743	253
	そ の 他	891	1,084	192	1,460	1,787	326
	小 計	17,901	18,404	502	16,962	17,641	678
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	公 社 債	2,126	2,124	△1	2,146	2,141	△5
	株 式	44	34	△10	25	25	—
	外 国 証 券	779	751	△28	—	—	—
	そ の 他	78	75	△3	467	461	△5
	小 計	3,029	2,985	△43	2,639	2,628	△10
合 計		20,931	21,390	458	19,601	20,269	668

④ 当会計年度中に売却した満期保有目的債券

該当事項はありません。

⑤ 期中売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	第25期 (2014年3月31日現在)			第26期 (2015年3月31日現在)		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	2,455	357	24	3,321	582	0

⑥ 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

a. 満期保有目的債券

該当事項はありません。

b. その他有価証券

非上場株式 299 百万円

一般社団法人出損金 10 百万円

2015年3月31日現在

(単位：百万円)

種 類	主な内容	貸借対照表計上額
そ の 他 有 価 証 券	未上場株式	299
そ の 他 有 価 証 券	出損金	10

⑦ 当期における保有目的の変更

該当事項はありません。

⑧ 償還予定額

(単位：百万円)

種 類	第25期 (2014年3月31日現在)				第26期 (2015年3月31日現在)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	2,500	4,000	—	—	700	4,000	—	—
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,500	7,932	—	—	2,300	7,932	—	—
外 国 証 券	102	582	2,213	—	298	1,081	1,201	—
そ の 他	—	168	—	—	70	89	928	—
合 計	5,102	12,683	2,213	—	3,369	13,103	2,130	—

(3) 固定資産等処分損益及び評価損明細表 (2014年度)

(単位：百万円)

区 分	処 分 益	処 分 損	評 価 損
有 形 固 定 資 産	—	1	—
無 形 固 定 資 産	—	—	—
合 計	—	1	—

(4) リース取引

① リース物件が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：百万円)

	2013年度	2014年度
1 年 内	22	28
1 年 超	203	213
合 計	226	241

(5) 事業費の内訳と推移

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
人 件 費	1,971	1,916	2,024	2,051	2,232
物 件 費	2,210	2,039	2,088	2,337	2,278
税 金	97	100	103	102	100
火災予防拠出金・交通事故予防拠出金	—	—	—	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	6	1	—	—	—
手 数 料 ・ 集 金 費	4,446	4,832	4,904	4,750	4,715
合 計	8,732	8,890	9,121	9,242	9,327

(注) 金額は当該年度の損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費並びに投資経費の合計です。

(6) 減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2014年度 償却額	償却累計額	2014年度末 残 高	償却累計率
建 物	137	11	92	45	67.2%
有形リース資産	205	28	151	53	74.0%
その他の有形固定資産	271	35	108	163	39.8%
合 計	614	75	352	262	57.3%

(注) 減価償却の基準及び方法は、税法に定める定率法または定額法により償却しています。

(7) デリバティブ取引情報

該当事項はありません。

(8) 連結貸借対照表

該当事項はありません。

Ⅲ 子会社等について

子会社はありません。

Ⅳ 財務諸表の適正性・内部監査の有効性について

本誌に記載の2014年4月1日から2015年3月31日までの事業年度に係る財務諸表に記載した事項について確認したところ、すべての重要な点において適正に表示されていることを当社取締役社長が確認いたしました。

また、本誌に記載の財務諸表は、所定の手続きにより適正に作成されたこと、およびこれに係る内部監査が有効に実施されたことを確認いたしました。

- (1) 財務諸表の作成にあたって、その業務の分担と所管部分が明確化されており、所管部門において適切な業務体制を整備しています。
- (2) 内部監査部門が所管部門における内部統制について検証し、重要な事項については取締役会等へ適切に報告する体制を整備しています。

さらに、重要な経営情報については、取締役会等へ適切に付議・報告しています。

V 損害率の上昇に対する経常利益の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計 算 方 法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	152百万円 (注) 増加する発生損害額 152百万円 増加する異常危険準備金残高の取崩額 0百万円

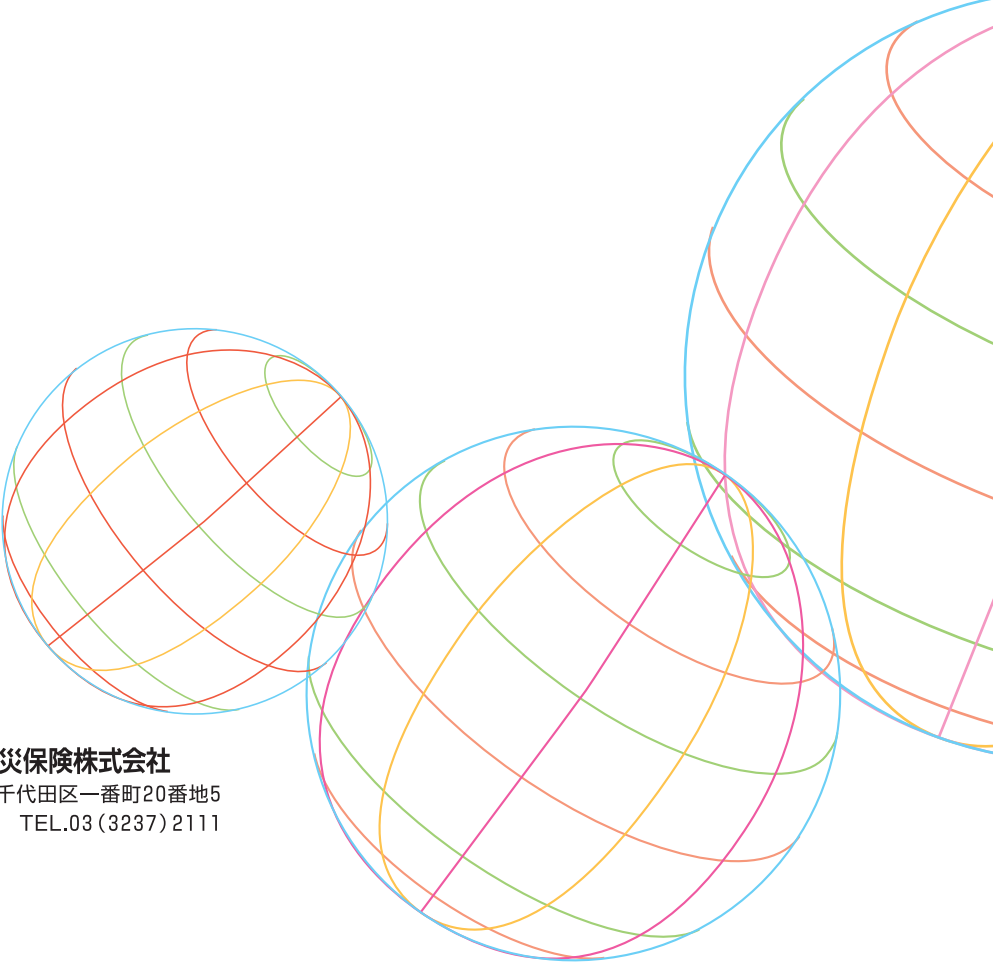
(注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

『BUSINESS REPORT 2015』

2015年7月発行

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 企画総務部

ホームページアドレス：<http://www.jihoken.co.jp/>



 **ジェイアイ傷害火災保険株式会社**
〒102-0082 東京都千代田区一番町20番地5
TEL.03(3237)2111